

## 別記 1

## 提出書類一覧表

## 1 用地調査等共通仕様書に基づく通知書類

条項	名 称	様式	宛 名	—	通 知 期 日
第 12 条	貸与品等 引渡通知書	第 1 号	受 注 者	—	貸与品等を引渡すとき

## 2 用地調査等共通仕様書に基づく提出等書類

条項	名 称	様式	宛 名	提出先	提 出 期 日	提出部数
第 6 条	有 資 格 者 通 知 書	第 2 - 1 号	発 注 者	主任調査職員	契約締結後 14 日以内	1
〃	担 当 技 術 者 通 知 書	第 2 - 2 号	〃	〃	〃	1
第 11 条	業務に関する 指 示 票	第 3 号	—	—	指示を要するとき	2
〃	〃 承 諾 書	第 4 号	—	—	承諾を要するとき	2
〃	〃 協 議 書	第 5 号	—	—	協議を要するとき	2
第 12 条	貸与品等受領書	第 6 号	貸与品等引渡 通知書の差出人	主任調査職員	貸与品等を受領したとき	1
〃	貸与品等精算書	第 7 号	〃	〃	業務完了後 3 日以内	1
〃	貸与品等返納書	第 8 号	〃	〃	〃	1
第 14 条	障 害 物 伐 除 報 告 書	第 9 号	〃	〃	障害物を伐除したとき	1
第 15 条	身 分 証 明 書 交 付 申 請 書	第 10 号	発 注 者	〃	業 務 着 手 前	1
第 17 条	用 地 調 査 等 業 務 日 報	第 11 号	〃	〃	主任調査職員が指示したとき (基本的には一週間単位で提出)	1
その他	調査職員が必要 と認めたもの	適宜定 める	〃	〃	指定期日まで	

### 3 参考様式

#### (1) 契約約款に基づく提出書類

条項	名 称	様式	宛 名	提出先	提出 期 日	提出部数
第3条	業 務 工 程 表	第12号	発 注 者	主任調査職員	契約締結後14日以内	2
第9条	管理技術者通知書 (管理技術者 経歴書添付)	第13号	〃	〃	業 務 着 手 前	2
第10条	照査技術者通知書 (照査技術者 経歴書添付)	第14号	〃	〃	〃	2
第30条	完 了 通 知 書	第15号	〃	〃	業務を完了したとき	2

#### (2) 契約約款に基づく通知書類

条項	名 称	様式	宛 名	—	通 知 期 日
第8条	調査職員通知書	第16号	受 注 者	—	契約締結後14日以内

#### (3) そ の 他

名 称	様式	宛 名	提出先	提出 期 日	提出部数
打 合 せ 記 録 簿	第17号	—	—	打合せを行ったとき	2
履行期間延期請求書	第18号	発 注 者	主任調査職員	延期の必要があるとき	2
発注者が必要と 認められたもの	適宜定 める	〃	〃	指定期日まで	

# 貸与品等引渡通知書

年 月 日

(受注者)

殿



下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名				契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

注1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊟

## 有資格者通知書

業務の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで契約締結した上記業務の有資格者を下記の者に定めましたので通知します。

記

業務内容	氏名	資格	備考

- 注1 業務内容は、別途調査職員の指示により記載すること。
- 2 精度監理業務は提出を要しないものとする。
- 3 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊞

## 担当技術者通知書

業務の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので  
通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

- 注1 担当する補償業務の名称は、「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に定める登録部門とする。
- 2 精度監理業務は提出を要しないものとする。
- 3 別紙担当技術者経歴書を添付する。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

別 紙

## 担 当 技 術 者 経 歴 書

1. 氏名及び生年月日

1. 現 住 所

1. 最 終 学 歴 年 月 日

卒業

1. 法令による免許等 年 月 日

取得

[以 下 列 記]

1. 職 歴 年 月 日

[以 下 列 記]

1. 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本 人

㊟

注1 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 業務に関する指示票

年 月 日

業務の名称

指示事項

添付図面 葉

担当課長	印
主任調査職員	印
調査職員	印

上記事項について指示します。

上記指示について承諾しました。

年 月 日

管理技術者	印
担当技術者	印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

業務に関する承諾書									
			年    月    日						
業務の名称									
承 諾 事 項									
添付図面		葉	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">管理技術者</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">担当技術者</td> <td style="padding: 2px;">印</td> </tr> </table>	管理技術者	印	担当技術者	印		
管理技術者	印								
担当技術者	印								
上記事項について承諾願います。									
上記事項を承諾します。		年    月    日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">担当課長</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主任調査職員</td> <td style="padding: 2px;">印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">調査職員</td> <td style="padding: 2px;">印</td> </tr> </table>	担当課長	印	主任調査職員	印	調査職員	印
担当課長	印								
主任調査職員	印								
調査職員	印								

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



業務に関する協議書					
年      月      日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記事項について協議します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年      月      日</div>		担当課長	印	管理技術者	印
		主任調査職員	印	担当技術者	印
		調査職員	印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 貸与品等受領書

年 月 日

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊤

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務の名称			契約年月日			年 月 日	
品目	規格	単位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		
						月 日	日から 日までの今回受領分

- 注1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 貸与品等精算書

年 月 日

## 殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊤

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務の名称					契約年月日	年 月 日
品目	規格	単位	数 量			備 考
			貸与品等数量	使用数量	残数量	
主任調査職員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 年 月 日 ( 職氏名)					物品管理簿登記
						年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 貸与品等返納書

年 月 日

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊤

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業務の名称				契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

- 注1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称 ㊟  
管理技術者 氏 名 ㊟

## 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので  
用地調査等共通仕様書第14条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (備考) 1 別紙調査表は、様式第65号の立材木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住所又は所在地  
氏名又は名称

㊟

## 身 分 証 明 書 交 付 申 請 書

業 務 の 名 称

下記の者を上記業務に従事させたいので、身分証明書を交付されるよう申請します。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日	有 資 格 等	補償業務 経験年数	備 考

返 納 年 月 日		主 任 調 査 職 員	㊟
-----------	--	----------------	---

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。







契約担当者

殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 管理技術者通知書

委託業務の名称

上記業務の管理技術者を下記のとおり定めたので、経歴書を添え香川県土木設計業務等委託契約約款第9条第1項に基づき、通知します。

記

氏 名

提示書類

※ 下記のいずれかの書類(写しでも可)

- ・健康保険被保険者証
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・その他の常勤性を証する書類

# 管理技術者経歴書

1 氏 名

生年月日 年 月 日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数

年

5 取得資格等

技術士( 部門) 年 月 日 取得

RCCM( 部門) 年 月 日 取得

その他

(以下列記)

6 職 歴

期 間

内 容

年 月 ～ 年 月

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

備考 職歴については、担当した業務経歴を過去3ヶ年程度で記入すること。

平成 年 月 日

契約担当者

殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 照 査 技 術 者 通 知 書

委託業務の名称

上記業務の照査技術者を下記のとおり定めたので、経歴書を添え香川県土木設計業務等委託契約約款第10条第1項に基づき、通知します。

記

氏 名

提示書類

※ 下記のいずれかの書類(写しでも可)

- ・健康保険被保険者証
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・その他の常勤性を証する書類

# 照 査 技 術 者 経 歴 書

1 氏 名

生年月日 年 月 日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数

年

5 取得資格等

技術士( 部門) 年 月 日 取得

RCCM( 部門) 年 月 日 取得

その他

(以下列記)

6 職 歴

期 間

内 容

年 月 ~ 年 月

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

備考 職歴については、担当した業務経歴を過去3ヶ年程度で記入すること。

平成 年 月 日

契約担当者

殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 完了通知書

下記の業務が完了したので、香川県土木設計業務等委託契約約款第30条第1項に基づき、通知します。

### 記

1 委託業務の名称

2 業務場所

3 業務委託料

4 履行期間 自) 平成 年 月 日

至) 平成 年 月 日

5 完了年月日 平成 年 月 日

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者 殿

発注者 印

## 調査職員通知書

年 月 日付けをもって契約を締結した次の業務について、下記のとおり調査職員を通知する。

業務名 \_\_\_\_\_

履行場所 \_\_\_\_\_

記

主任調査職員 職氏名 \_\_\_\_\_

調査職員 職氏名 \_\_\_\_\_

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

第 回	打合せ記録簿						頁	／
発注者側	担当課長	主任 調査職員	調査職員		受注者側	管理 技術者	担当者	
事務所名					受注者			
委託業務 の名称					整理番号			
出席者	発注者側				場所	会議・電話・(       )		
	受注者側				打合せ 方式			
打合せ内容								

平成 年 月 日

契約担当者

殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 履 行 期 間 延 期 請 求 書

委託業務の名称

上記業務について、香川県土木設計業務等委託契約約款第21条に基づき、下記のとおり、履行期間の延期請求します。

記

1 業務場所

2 業務委託料

3 履行期間 変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

4 延期理由 別紙のとおり



## 成 果 品 一 覧 表

- 1 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。
- 2 各成果品の提出部数は、土地調書及び物件調書は 2 部、他は 1 部とする。
- 3 成果品の様式等については次表のとおりとする。
- 4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は調査職員の指示による。

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考	
		1	成果品表紙			
		2	検証済一覧表	A-4		
第3章 関係	地図の転写	3	地図写	ポリエステルフィルム A-300片面マット		
		土地の登記記録の調査	4	土地の登記記録一覧表	A-4	買収地、隣接地にかかわりなく地番順に記載する。
	5		土地調査表	〃	土地の登記記録の登記事項証明書が必要とする場合は、特記仕様書で指示する。	
	建物等の登記記録の調査	6	建物の登記記録一覧表	〃	建物の登記記録の登記事項証明書が必要とする場合は、特記仕様書で指示する。	
			立木の登記記録		登記記録の登記事項証明書を添付する。	
	権利者の確認調査	(5) (53)	土地調査表 建物調査表	A-4 〃	法人の登記記録又は商業の登記記録の登記事項証明書を添付する。	
		(5) 7	土地調査表 戸籍簿等調査表	A-4 〃	住民票謄本又は抄本等の添付を要する。名義人に相続が発生している場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。	
		8	相続関係説明図	A-4又はA3		
	墓地管理者等の調査	67-1 67-2	墓地管理者調査表 墓地使用(祭祀)者調査表	A-4		
	地図の作成		転写地図の連続図	ポリエステルフィルム A-300片面マット		
第4章 関係	用地		測量機器検定証明書(写)			
		立会い準備		土地境界立会 権利者一覧表		(4)土地の登記記録一覧表に準じて作成する。
			土地境界立会 依頼通知書		様式等については、監督職員と協議しその指示による。	
	境界立会い	9	土地境界立会確認書	A-4		
	測量	補助基準点測量		基準点観測手簿		すみ入れ不要 原簿
				基準点網図	A-全判	
				点の記	A-4	基準点、補助基準点及び準拠点について作成する。
				基準点計算書		
				基準点成果簿		
				基準点精度管理表		
	復元測量	復元測量		境界点復元箇所表示図		写真を含む。
				座標による距離、 方向角の計算書		
				境界点復元箇所 座標一覧表		

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考		
第 章 関 係	用 地	境 界 測 量		境界測量観測手簿		すみ入れ不要 原簿	
				境界測量計算書			
				境界点成果簿		境界点(座標)には、適宜符号を付す。	
	地 測	用 地 境 界 仮 杭 設 置		用地境界仮杭設置場所表示図		控杭を設置した場合は、用地境界仮杭と控杭との関係を表示する。	
				用地境界仮杭座標値一覧表		控杭を含む。	
	量	境界点間測量		境界測量精度管理表			
		面積計算		面積計算表	A-4	座標求積によるもの。	
		実測平面図作成		実測平面図	ポリエステルフィルムA-500片面マットA-0判(841mm×1,189mm)を標準とする。		本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。
				実測平面図精度管理表			
				用地平面図	ポリエステルフィルムA-300片面マット		補助基準点の位置、境界辺長、計測、距離及び座標値一覧表を除いて表示する。実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
			用地平面図精度管理表				
		永久境界杭埋設		永久境界杭埋設表示図		写真を含む。	
			11	地積測量図	B-4	不動産登記規則別記様式による	
			12	土地所在図 地形図	〃	不動産登記規則別記様式による。	
第 5 章 ・ 別 記 4 関 係		土 地 評 価	13	標準地評価調書(案)	A-4	表紙	
	14		標準地評価格等総括表	〃			
	15		同一状況地域等区分表及び標準地評価格査定表	〃			
	16		標準地評価調書 (取引事例比較法)	〃			
	17～23		個別的要因調査表 及び算定表	〃			
	24～30		地域要因調査表 及び算定表	〃			
	31		標準地及び取引事例地等調査表	〃			
	32～38		標準地評価調書	〃	収益還元法外		
	39		賃貸事例調査表	〃			
	40		標準地画地図	〃			

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第5章・別記4関係	土地評価	41	取引事例地画地図	A-4	
		42	取得地比準調書(案)	〃	表紙
		43	比準地評価調書	〃	
		44	残地補償金算定調書(案)		表紙
		45	残地補償金算定表	〃	
		46	調整価格調書(案)	〃	表紙
		47	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整表	〃	
		48	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整算定表	〃	
第6章・別記5関係	木造建物調査・積算	49	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		50	建物調査図	〃	〃
		51	建物調査表	A-4	
		52	木造建物補正率関係調査表	〃	
		53	不可視部分調査表	〃	
		54	建物移転料算定表	〃	
		55	再築移転補償金算定表	〃	
		56	推定再建築純工事費算出表	〃	
		57	曳家移転補償金算定表	〃	
		58	曳家純工事費算出表	〃	
		59	除却移転補償金算定表	〃	
		60	建物取りこわし純工事費算出表	〃	
		61	発生材価額算出表	〃	
第6章別記関係	非木造建物の調査・積算		工事内訳明細書総括表	〃	様式については、別記6の別添3「非木造建物工事内訳明細書式」による。
			工事工程表	〃	
			補償額積算内訳書	〃	
			中科目内訳書	〃	
			数量計算書	〃	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。
			構造計算書	〃	
			(建築図面)	〃	
			建物概要	A-2	
			平面図	〃	
			断面図	〃	
			杭地業想定設計図	〃	
			根切想定設計図	〃	
			上部く体現状図	〃	
	矩計図	〃			

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第 6 章 ・ 別 記 6 関 係			立面図	A-2	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。
			写真方向撮影図	〃	
			建物等配置図	〃	
			展開図	〃	
			仕上表	〃	
			面積表	〃	
			建具表	〃	
			その他図面	〃	
			(建築設備図面)		
			○電気設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			受変電設備図	〃	
			幹線系統図	〃	
			動力設備系統図	〃	
			○給排水衛生設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			消火設備系統図	〃	
			汚水処理設備図	〃	
			その他図面	〃	
			○空気調和設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			その他図面	〃	
			○昇降設備		
			諸元表	A-2	
	その他図面	〃			
	○その他設備				
	必要図面	A-2			
第別 6記 章6 別関 記係 5・		62	法令適合性調査表	A-4	
		(99)	計画概要表	〃	
		(100)	面積比較表	〃	
		(101)	計画概要比較表	〃	

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規 格 等	備 考
第6章 別記 7-1 関係	機械設備の調査・積算		機械設備調査表	A-4	様式については、別記 7-1「機械設備調査算定要領様式第1-①～様式第8」による。
			機械設備算定内訳書 (総括表)	〃	
			機械設備算定内訳書 (復元工事費又は再築工事費)	〃	
			機械設備算定内訳書 (撤去費)	〃	
			機械設備直接工事費明細書	〃	
			機械設備据付工数等計算書	〃	
			機械設備運搬台数計算書	〃	
			機械設備見積比較表	〃	
第6章 別記 7-2 関係	工作物の調査・積算	63	工作物調査表	A-4	
		64	工作物移転料算定表	〃	
別記 7-2 関係	営業用工作物等の積算		機械設備移転補償金算定表	〃	
			機械設備移転補償金算出表	〃	
			機械設備新設費算出表	〃	
			機械設備減価償却相当額算出表	〃	
第6章 別記 7-3 関係	附帯工作物の調査・算定		附帯工作物調査表	A-4	様式については、別記 7-3「附帯工作物調査算定要領様式第1」による。
第別 6記 章8 ・関 係	立竹木の調査・積算	65	立竹木調査表	A-4	
		66	立竹木補償金算定表	〃	
第6章 ・別 記9 関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。
		67-3	墳墓調査表	〃	カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		68-1 68-2	改葬料算定表 祭し料算定表	〃	
第7章 ・別 記 10 関係	営業調査・積算	69	営業調査総括表	A-4	
			事業概況説明書		
			各種調査資料		各種資料の写し
		70	従業員調査表	A-4	
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生産及び販売実績調査表		
			受注又は顧客動向調査表		
			在庫率及び回転率調査表		
	得意先喪失調査表				

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規 格 等	備 考		
第 7 章 ・ 別 記 10 関 係			移転広告費調査表				
			営業の権利調査表				
			固定資産及び 流動資産調査表				
		71	仕入先調査表	A-4			
		72	営業補償金算定表	A-4			
		〃	営業廃止補償金算出表				
		〃	営業休止補償金算出表				
		〃	営業規模縮小 補償金算出表				
		73	営業補償金額総括表	〃			
			移転工法認定書	A-4			
			営業所及び営業概況書				
			営業補償方法認定書				
		74	認定収益額算定表	〃			
		75	固定的経費内訳表	〃			
		76	固定的経費付属明細表	〃			
		77	固定資産の売却損補償 内 訳 表	〃			
		78	人件費内訳表	〃			
		79	従業員に対する休業 手当の補償金算定表	〃			
		80	得意先喪失補償額 算 定 表	〃	製造業		
		81	〃	〃	卸・小売業		
		82	〃	〃	飲食・サービス業		
		83	〃	〃	建設業		
		84	移転広告費内訳書	〃			
		85	損益計算書比較表	〃			
					移 転 工 程 表	工事工程表を参考に作成する。	
		第 7 章 ・ 別 記 11 関 係	居住者等に関する 調 査 ・ 積 算	86	居 住 者 調 査 表 ( 自 家 ・ 家 主 用 )	A-4	
				87	同 上 ( 借 家 人 ・ 借 間 人 用 )	〃	
87-2	家賃調査表						
88	仮住居等補償金算定表				仮住居補償金の算定		
〃	仮住居等賃借料算出表			〃	〃		
〃	動産保管料等算出表				〃		
89	家賃減収補償金算定表			〃			
90	借家人補償金算定表			〃			
91	移転雑費補償金算定表				移転雑費補償金の算定		
〃	移転先選定費算出表				〃		
〃	法令上の手続費算出表		〃				

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規 格 等	備 考
第7章・別記11関係		〃	建築物確認申請手数料計算表	〃	〃
		〃	建築物の設計監理費計算表		〃
		〃	建物の登記費用計算表		〃
		〃	土地に関する登記費用計算表		〃
		91	権原の抹消登記費用計算表	A-4	移転雑費補償金の算定
		〃	転居通知費、移転旅費、その他の雑費算出表		〃
		〃	就業不能補償額算出表		〃
動産に関する調査・積算	92	動産調査表	A-4		
	93	動産移転料算定表	〃		
第8章係	消費税等調査	94	消費税等調査表	A-4	
第9章・第10章関係	予備調査 移転工法案の検討	95	移転計画案検討概要書 (企業概要)	A-4	
		96	移転計画案検討概要書	〃	
		97	移転工法案の比較表	〃	
		98	計画概要表 (検討資料)	〃	
		99	計画概要表	〃	
		100	面積比較表	〃	
		101	計画概要比較表	〃	
第12章関係	補償説明	102	補償説明記録簿	A-4	
第14章・別記14関係	写真撮影		写真台帳	A-4市販ファイル	写真台帳に 業務名、調査場所名を表示する。 写真のサイズは約8cm×11cmとする。
第15章・別記15関係	土地調書及び	103	土地調書	A-3	データをCD-R等にコピーし、併せて 成果品として提出する。
	物件調書の作成	104	物件調書	〃	〃
		105	各人別補償金集計表	A-4	各人別に補償項目ごとに算定額を記載し 集計する。



- 備考) 1 第4章用地測量の成果品は、土地境界立会確認書(様式第9号)、基準点網図、基準点成果簿、境界点成果簿及び実測平面図(複写図)を一冊として編集し、その他のものは、種類別に編集すること。
- 2 第6章で規定している各配置図については、建物等配置図(様式第49号)により作成する。なお、記載することが困難な場合は、監督職員の指示によること。
- 3 第9章及び第10章で規定し様式第95号から様式第101号以外に必要な成果品については、表の各様式により作成すること。

## 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書第35条及び第37条に規定する土壌汚染に関する土地利用履歴等に関する調査要領である。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 有害物質

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

#### 二 土壌汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

#### 三 土壌汚染のおそれがある土地

土壌が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

#### 四 土壌が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

##### イ 産業廃棄物最終処分場

##### ロ 有害物質を取扱う研究施設

##### ハ ガソリンスタンド

#### 五 土壌汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壌汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

### (土地利用履歴等調査の実施)

第3条 取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）について実施する土壌汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無  
リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局及び地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これらを手に入れること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

ハ 過去からの土地利用に関する情報

ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。

二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤汚染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。

- 三 過去の調査により土壌汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壌汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壌が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
  - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
  - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

（第二段階調査）

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。

3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

（調査報告書）

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壌汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1、様式第3及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに各様式毎の土地の所在欄等に「別紙のとおり」と表示し、別紙に地番等を連記し添付することにより作成することができるものとする。

土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書 (1)

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 法令関係資料の調査	<input type="checkbox"/> 台帳等 <input type="checkbox"/> 法3条：特定施設 ( ) <input type="checkbox"/> 調査命令 (法 条 ) ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済 ) <input type="checkbox"/> 区域の指定 (法 条 ) <input type="checkbox"/> 措置の指示又は命令 (法 条 ) ( <input type="checkbox"/> 措置済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済 ) <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無 ) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( ) <input type="checkbox"/> 公的資料 (法令名： ) (該当条項： ) (その他： ) (※詳細は様式第3 法令関係資料調査表参照)
2)	
①現地踏査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	土地の現況 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 汚染可能性のある利用状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定施設等 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 <input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 臭気 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (※詳細は様式第4 現地踏査調査表参照)
②都道府県又は政令指定都市の環境担当部局及び地元自治体に対する聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先 ( ) 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等 ) ) <input type="checkbox"/> 地下水の利用状況及び汚染状況 地下水異常 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等 ) ) <input type="checkbox"/> 過去からの土地利用状況 汚染可能性 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期 ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 文 献 名 ( ) <input type="checkbox"/> 調査結果 ( )









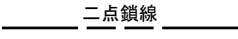
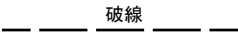
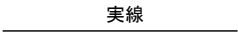
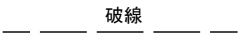
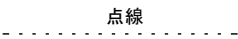
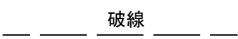
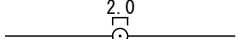
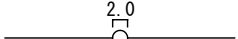
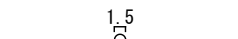
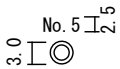
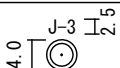
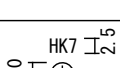
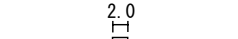
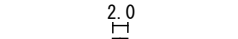
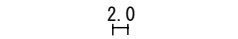
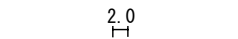
### 履歴等聞き取り調査表


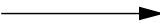
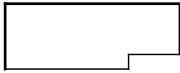

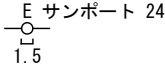
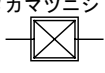
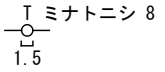
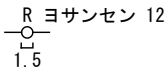
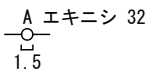
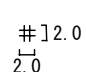



調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間：  期間：  期間：

# 実測平面図表示記号

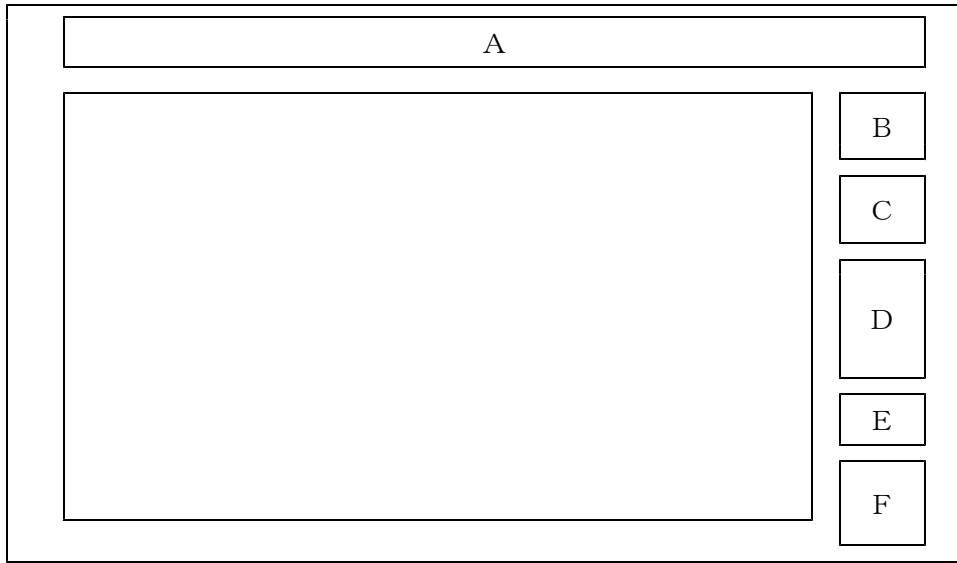
1 実測平面図に表示する記号は、次表のとおりとする。

	区分	記号		摘要	
		形状及び大きさ (mm)	線色及び線幅		
境界線	大字の境界		黒 0.35mm		
	字の境界		黒 0.35mm		
	土地の境界		黒 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。	
	一筆内の異なる権利の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。	
	一筆内の異なる地目の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。	
	一筆内の異なる占有者の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。	
	用地杭及び起業地の境界		赤 0.18mm		
	使用貸借杭及び使用貸借地の境界		緑 0.18mm		
	用地境界仮杭及び起業地の境界		赤 0.18mm		
杭	中心杭		黒 0.18mm		
	準拠点		黒 0.18mm		
	補助基準点		黒 0.18mm		
	土地の境界標	石杭		黒 0.18mm	
		コンクリート杭		黒 0.18mm	
		合成樹脂杭		黒 0.18mm	
		不銹鋼杭		黒 0.18mm	

	区分	記号		摘要
		形状及び大きさ (mm)	線色及び線幅	
市町村名 地番等	市町村名 大字名 字名	5.0 * 5.0	黒	直立等線体で表示すること
	地番	3.5 * 3.5	黒	アラビア数字 左横書
	地番支号 接続記号	123-5	黒	123番5の場合
	同一所有者記号		黒 0.18mm	同一地番表示と混同するため 公図写し及び転写連続図には 使用しないこと。
	所有者等の氏名	3.5 * 3.5	黒	左横書を原則とする。 肩書きは(登)、(相) 等を使用すること。
	地目	3.5 * 3.5	黒	左横書(正方形直立等線体)
	流水の方向		黒 0.18mm	
建 物 工作物等	木造		茶 0.18mm 茶 0.35mm	無壁舎及び小屋は破線をも って表示すること。
	非木造		茶 0.35mm	表示は外側真形とする。
	配電線路		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	送電線路		茶 0.18mm	基礎位置(外枠)、架線方向 及び鉄塔番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	配電通信線路		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	鉄道・軌道		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	その他		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	井戸		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。
	肥料槽		茶 0.18mm	文字: 2.5*2.5
	貯水槽		茶 0.18mm	大型の場合は、外周を普通 破線で表示すること (文字: 2.5*2.5)。
	用水ポンプ		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと(文字: 2.5*2.5)。

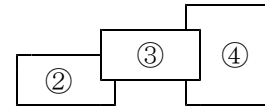
※文字サイズは縮尺1/250で作図する場合を想定しており、縮尺1/500で作図する場合など、これによりがたい場合は協議により変更できるものとする。

2 実測平面図の様式は、次図を標準とする。



A 表題部：事業名、所在地名、縮尺、図面番号を記載する。

B 表示図：当該図面が数葉の図面のどの位置に存するかを示す。



C 概見図：当該図面が国土基本図のどの区画に存するかを示す。

94-1	94-2	95-1	X-KC
94-3	95-3	95-3	95-3
04-1	04-2	05-1	

D 基準点等座標値：基準点、補助基準点、準拠点、中心杭、用地巾杭、用地境界仮杭について、座標値を一覧表として記載する。

E その他：座標系等必要な事項があれば記載する。

F 業務に関する事項：次表のとおりとする。

業務名			
発注者			
測量 完成年月日			
受注者	印		
主任技術者	印		
調査者	計算者	検査者	照合者
印	印	印	印
管理技術者	印		

主任技術者：香川県 公共測量作業規程第9条第2項により選任された者

調査者：用地調査等共通仕様書第4章に定める測量に従事した者

計算者 }  
検査者 } 受注者において、計算、検査、  
照合者 } 照合の各々に従事した者

管理技術者：資格及び署名押印を要する。

### 3 閉鎖領域

CADによって作図する場合においては、できるだけ、面積計算を行う各範囲がCAD上において閉鎖領域となるように配慮すること。

### 4 レイヤ構成

用地実測平面図等をCADによって作成する場合のレイヤ構成は次表のとおりとする。

なお、次表の線色によりがたい場合は受発注者間で協議の上変更することができる。ただし、線色を変える場合、できるだけ次表に示した色と同系統の色を使用すること。

レイヤ名				レイヤに含まれる内容	線色	線種
責任主体	図面オブジェクト	作図要素	ユーザ定義			
S	SUV	YOTI	001	A表題部、B表示図、C概見図、F業務に関する事項	白	実線
			002	基準点、中心杭、準拠点	白	実線
			003	補助基準点	白	実線
			004	幅杭、買収線、使用幅杭、借地線	赤・緑	実線・破線
			005	建物、工作物等	茶	実線
			006	大字境界、字境界	白	二点破線・破線
			007	土地の境界（筆界）	白	実線
			008	権利境界、地目境界、占有者境界	赤	破線・実線
			009	市町村名、大字名、字名、土地の地番	白	-
			010	現況地目、流水の方向	白	-
			011	所有者名、権利者名、占有者名、同一所有者記号	白	-
			012	実測面積	白	-
			013	座標値、境界杭、用地境界仮杭、境界点番号、境界辺長	白	実線
			014	その他	-	-

※線色の「白」は、図面の印刷時には「黒」として出力されることを前提とした「白」である。

## 土地評価業務要領

(評価業務の内容)

第1条 評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 標準地評価調書(案)の作成に関する業務
- 二 取得地比準調書(案)の作成に関する業務
- 三 残地補償金算定調書(案)の作成に関する業務
- 四 調整価格調書(案)の作成に関する業務

(標準地評価調書(案)作成)

第2条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第53条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分
  - 二 同一状況地域に係る標準地の選定
  - 三 取引事例等土地評価資料の選定
  - 四 標準地の評価
  - 五 その他調査職員の指示するもの
- 2 受注者は、前項の業務(ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。)を行うに当たっては、調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。

(標準地の調査)

第3条 受注者は、標準地に係る地域要因及び個別的要因の調査については、次の各号により行うものとする。

- 一 地域要因は、次の事項を調査する。
  - イ 街路条件(ただし、宅地見込地地域、農地地域及び林地地域を除く。)
  - ロ 交通・接近条件
  - ハ 環境条件(ただし、農地地域及び林地地域を除く。)
  - ニ 宅地造成条件(ただし、宅地地域、農地地域及び林地地域を除く。)
  - ホ 自然的条件(ただし、宅地地域及び宅地見込地地域を除く。)
  - ヘ 宅地化条件(ただし、宅地地域、宅地見込地地域及び農地地域を除く。)
  - ト 行政的条件
  - チ その他
- 二 個別的要因は、次の事項を調査する。
  - イ 街路条件(ただし、宅地見込地、田地、畑地及び林地を除く。)
  - ロ 交通・接近条件(ただし、宅地見込地を除く。)

- ハ 環境条件（ただし、宅地見込地、田地、畑地及び林地を除く。）
- ニ 画地条件（ただし、林地を除く。）
- ホ 行政的条件
- ヘ 自然的条件（ただし、宅地及び宅地見込地を除く。）
- ト 宅地化条件（宅地、宅地見込地、田地及び畑地を除く。）
- チ その他

（取引事例地等の調査）

第4条 受注者は、取引事例地及び基準地並びに造成事例地及び収益事例地（以下「事例地等」という。）の調査については、前条に準じて行うものとする。

（標準地の評価）

第5条 受注者は、第3条、第4条の調査及び標準地の評価に必要な他の調査により作成した図書等に基づき、標準地の評価を行うものとする。この場合、格差の判定等については、土地価格比準表（平成7年3月9日付け建四一用第66号）により行うものとする。（以下土地の格差判定について同じ。）

（標準地の価格の整合）

第6条 受注者は、前条で算定した標準地の価格と発注者が徴する不動産鑑定評価格及び基準地を規準とした評価格との整合を図るものとする。

（標準地の評価格（案））

第7条 標準地の評価格（案）については、調査職員と協議し、その指示による。

（標準地評価調書（案）の様式）

第8条 標準地評価調書（案）の作成に係る様式は、（様式第13号）から（様式第41号）のとおりとす。

（添付図面の作成）

第9条 標準地評価調書（案）には、次の各号に作成した図面を添付するものとする。

一 位置図

25,000分の1又は50,000分の1の図面を使用し、取得しようとする地域を赤色で表示する。

二 地域分析図

イ 原則として、2,500分の1から5,000分の1までの縮尺のものを、取得区域を明らかにすること。



- ロ 用途的地域の区分を明確にし、宅地地域を赤色、宅地見込地地域を桃色、田地地域を緑色、畑地地域を黄色、林地地域を茶色、その他の地域を適宜の色により着色すること。
  - ハ 標準地は位置を表示したうえ、番号を付すとともに、㊦と表示すること。
  - ニ 事例地等は、位置を表示したうえ、番号を付すとともに、時点修正、事情補正及び建付減価補正後の価格の価格を記入すること。
- 三 標準地画地図及び事例地画地図
- イ 標準地画地図は、間口及び奥行を付記すること。
  - ロ 事例地画地図は、間口及び奥行を付記すること。
  - ハ 上記イ、ロの画地図には標準地番号、事例地符号、所在地、現況地目、付近の街路条件等、縮尺、方位等を掲載すること。

(取得地比準調書(案)作成)

第10条 取得地比準調書(案)作成の業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 取得地の個別的要因の調査及び分析
- 二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定
- 三 その他調査職員の指示によること。

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ調査職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因その他必要な事項について協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。

(取得する土地の調査等)

第11条 受注者は、調査区域内の土地のうち取得する土地について第3条第2号に掲げる事項を調査のうえ、発注者の貸与する用地平面図に、一画地の範囲を第9条第2号ロの色線で表示するとともに個別的要因の比較に必要なと認められる細項目(環境条件、行政的条件等で同一状況地域内において個別格差がないと認められる細項目を除く。)について、一画地ごと及び街路ごとに調査結果を記入した画地調査図を作成し、取得地比準調書(案)に添付するものとする。

なお、地域の位置、規模等により用地平面図によりがたい細項目については、一般平面図等を併用することができるものとする。

(取得する土地の評価)

第12条 受注者は、前条に定める個別的要因の調査の結果に基づき、当該一画地ごとに個別的要因調査表及び算定表を作成するものとする。

2 受注者は、前項により作成した個別的要因調査表及び算定表に基づき、比準地評価調書を作成するものとする。ただし、査定価格(案)は、調査職員と協議し、その指示による。

(取得地比準調書(案)の様式等)

第13条 取得地比準調書(案)作成の様式は、様式第42号及び様式第43号のとおりとする。

なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し取得地比準調書(案)に添付するものとする。

(残地補償金算定調書(案)作成)

第14条 残地補償金算定調書(案)作成の業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 残地の個別的要因の調査及び分析
- 二 残地価格の算定
- 三 その他調査職員の指示するもの

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ調査職員と残地に係る個別的要因その他必要な事項について協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。

(残地の調査等)

第15条 受注者は、調査区域内の土地のうち取得する土地の残地について第3条第2号ニに掲げる事項を調査のうえ、発注者の貸与する用地平面図に、調査対象残地の範囲を青線で表示するとともに個別的要因の比較に必要なと認められる細項目(環境条件、行政的条件等で同一状況地域内において個別格差がないと認められる細項目を除く。)について、一面地ごとに調査結果を記入した画地調査図を作成し、残地補償金算定調書(案)に添付するものとする。

なお、画地調査図は、調査職員の指示により第11条で作成した画地調査図に併せて作成することができるものとする。

2 前項に定めるところにより調査の対象とする残地は、土地の一部を取得することにより、その残地の価格が低下すると認められる画地とする。

(残地補償金の算定)

第16条 受注者は、前条に定める個別的要因の調査の結果に基づき、当該残地ごとに個別的要因調査表及び算定表を作成するものとする。ただし、残地の格差率の算出に当たっては、原則として、画地条件(高低差を除く。)以外の条件については変化がないものとして取り扱うものとする。

2 受注者は、前項により作成した個別的要因調査表及び算定表に基づき、残地補償金算定表を作成するものとする。ただし、残地の評価格(案)は、調査職員と協議し、その指示による。

3 受注者は、前項により作成した残地補償金算定表に基づき、残地補償金内訳書を作成するものとする。

(残地補償金算定調書(案)の様式)

第17条 残地補償金算定調書(案)作成の様式は、様式第44号から様式第45号のとおりとする。

なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し残地補償金算定調書(案)に添付するものとする。

(調整価格の算定)

第18条 調整価格とは、土地等の取得等を行うに当たり、起業者の判断により標準地から評価した土地の評価価格を調整した価格をいい、その算定に当たっては、あらかじめ調査職員と協議し、その指示を受けて実施するものとする。

(調整価格調書(案)の様式等)

第19条 調整価格調書(案)作成の様式は、様式第46号から様式第48号のとおりとする。

2 第11条で作成した画地調査図に同一状況地域ごとの取得等級を赤丸をもって、各筆ごとに表示するものとする。

# 木造建物調査積算要領

## 第 1 章 総 則

### (適用範囲)

第 1 条 本要領は、用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第 5 条第 2 号に掲げる表 1 のうち、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物に該当する建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

### (調査積算の区分)

第 2 条 木造建物〔Ⅰ〕の推定再建築費の調査積算については、第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の推定再建築費の調査については、第 2 章の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添 2 の木造建物〔Ⅰ〕数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第 3 章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

## 第 2 章 調 査

### (所在地等の調査)

第 3 条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造及び用途

### (調査の方法)

第 4 条 建物調査は、次の各号により行うものとする。

- 一 1 棟ごとに行う。ただし、同じ棟のなかに構造等の異種異質の箇所が併存する場合は、それぞれ区分して調査するものとする。
- 二 調査区域内の建物は、1 棟ごとに番号を付するものとし、同一使用目的に供されている一画の土地に同一の所有者に属する建物が存する場合は、当該建物（以下「一画地内の建物」という。）ごとに起点側からアラビア数字による通し番号を付し、更に一画地内の建物が 2 棟以上存する場

合は、主たる建物からアルファベットによる支号を前記番号に付す。

三 建物平面等のほか第7条から第19条までに定める建物の部位ごとに区分して行う。

- 2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。これらの調査内容等は、様式第53号により作成するものとする。

#### (平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

- 2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

#### (仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内のものは除く。）
- 二 シート張りの要否（周辺の状況等）

#### (基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法

十 仕上げ

十一 その他必要な事項

(軸部の調査)

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

(屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種
- 五 その他必要な事項

(外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長  
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高  
1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。  
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高  
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他必要な事項

(内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等

- 三 仕上材種
- 四 その他必要な事項

(床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量
- 三 その他必要な事項

(天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他必要な事項

(開口部〔金属製建具〕の調査)

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
  - イ 設置位置
  - ロ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）
  - ハ 材質
  - ニ 規格寸法
  - ホ 面格子の有無
  - ヘ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
  - イ 設置位置
  - ロ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
  - イ 設置位置
  - ロ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

(開口部〔木製建具〕の調査)

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法

- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋別）
- 二 材質
- 三 その他必要な事項

(建築設備の調査)

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 電灯設備
  - イ 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置
  - ロ 数量
  - ハ 照明器具の種類
  - ニ その他必要な事項
- 二 ガス設備
  - イ 都市ガス及びプロパンガスの別
  - ロ 配管の位置
  - ハ ガス管の種類、規格及び延長
  - ニ ガス栓の規格及び数量
  - ホ その他必要な事項
- 三 給水・給湯設備
  - (一) 建物内
    - イ 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置
    - ロ 給水・給湯管の種類及び規格



- ハ 水栓の種類及び規格
- ニ 水栓の数量（外水栓を除く。）
- ホ その他必要な事項
- (二) 建物外（敷地内）
  - イ 水道管の敷設位置
  - ロ 計量器の位置
  - ハ 水道管の種類、規格及び延長
  - ニ 水栓の数量
  - ホ その他必要な事項
- (三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

#### 四 排水設備

- (一) 建物内
  - イ 排水管の種類、規格
  - ロ その他必要な事項
- (二) 建物外（敷地内）
  - イ 排水管、枳等の敷設位置
  - ロ 排水管、枍等の種類、規格及び数量
  - ハ 排水管の延長及び枍等の数量
  - ニ その他必要な事項

#### 五 衛生設備

- イ 種類（浴槽、洗面台、便器、浄化槽等）
- ロ 規格寸法
- ハ 数量
- ニ その他必要な事項

#### 六 厨房設備

- イ 種類（流し台、調理台等）
- ロ 規格寸法
- ハ 数量
- ニ その他必要な事項

#### 七 その他の設備（空調（冷暖房）設備、消火設備等）

- イ 種類
- ロ 規格寸法
- ハ 数量
- ニ その他必要な事項

(建物附随工作物の調査)

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

- 一 種類（テラス、ベランダ等）
- 二 設置位置
- 三 形状寸法
- 四 数量
- 五 その他必要な事項

（石綿含有建材の調査）

第20条 第3条から前条までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（木造建物〔I〕調査表及び図面の作成）

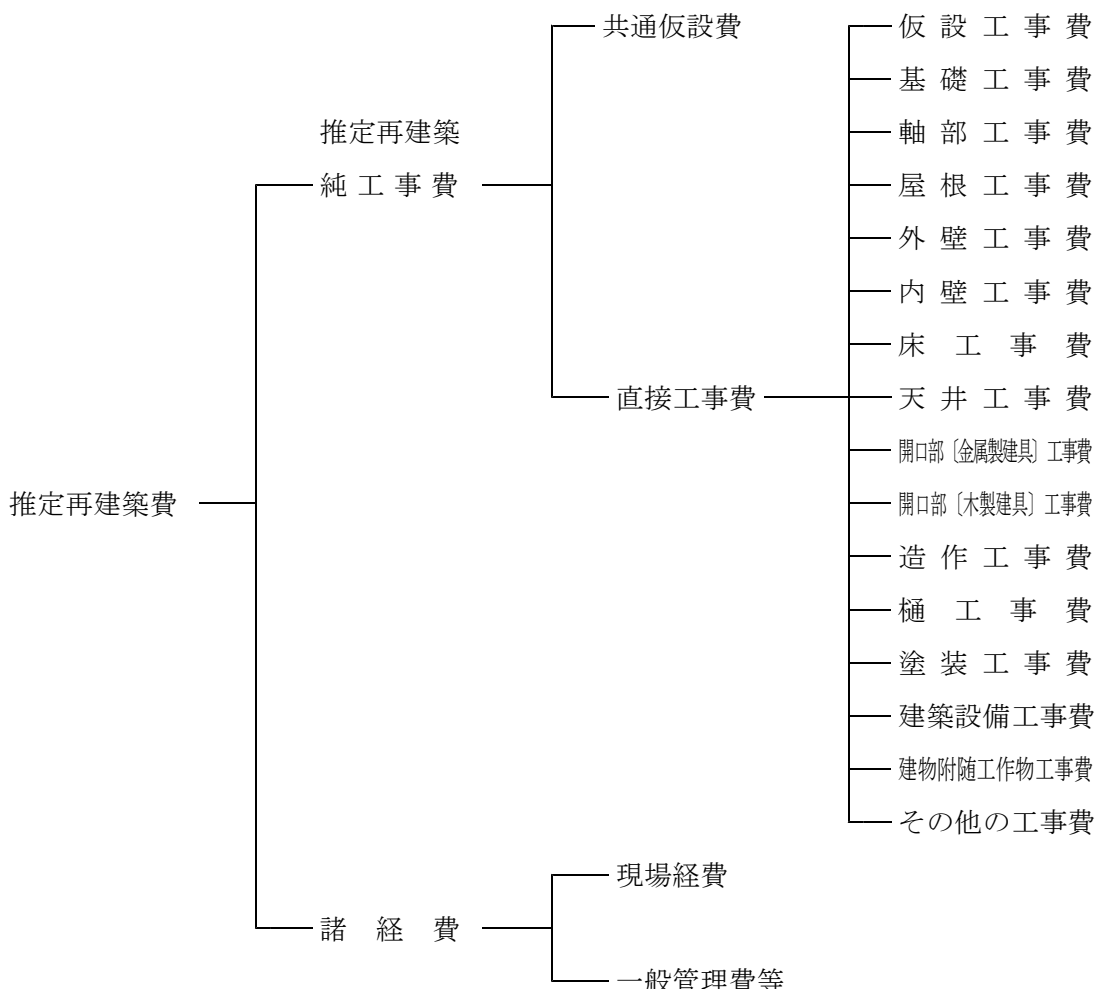
第21条 調査が終了したときは、様式第51号による木造建物〔I〕調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物〔I〕図面作成基準により作成するものとする。

# 第3章 積算

(推定再建築費の構成)

第22条 木造建物〔I〕の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）、その他費用

二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費、その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

(積算単価)

第23条 推定再建築純工事費の算出に用いる単価は、仕様書第16条に定めるところによるものとする。

(数量積算)

第24条 建物の部位別の工事費の算定は、数量積算基準に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

(仮設工事費)

第25条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝仮設工事面積×単価

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

(基礎工事費)

第26条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

イ 布コンクリート等基礎

工事費＝布基礎長×単価

布基礎長：数量積算基準第4第1号イによる。

ロ 布基礎仕上げ

工事費＝基礎外周長×単価

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

工事費＝束石数量×単価

束石数量：数量積算基準第4第2号による。

三 べた基礎

イ べた基礎

工事費＝底盤部分の工事費＋立ち上がり部分の工事費

＝〔(1階の底盤部分の施工面積×単価)〕＋〔(布基礎長×単価)〕

1階の底盤部分の施工面積：第7条第4号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長(立ち上がり部分)：数量積算基準第4第1号ロによる。

ロ べた基礎仕上げ

工事費＝基礎外周長×単価

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長(柱の中心間の測定値)とする。

四 独立基礎、玉石基礎

工事費＝独立基礎数又は玉石基礎数×単価

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第5号で調査した数量とする。

#### 五 土間コンクリート

工事費＝施工面積×単価

施工面積：第7条第9号で調査し、算出した数値とする。

#### 六 床下防湿コンクリート

工事費＝施工面積×単価

施工面積：第7条第6号で調査し、算出した数値とする。

#### (軸部工事費)

第27条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝軸部木材費＋労務費（大工手間等）

＝〔(木材材積量×単価)〕＋〔(延床面積×単価)〕

木材材積量：数量積算基準第5による。

#### (屋根工事費)

第28条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第6による。

#### (外壁工事費)

第29条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第7による。

#### (内壁工事費)

第30条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第8による。

#### (床工事費)

第31条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

##### 一 床仕上材種

工事費＝施工面積×単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第9による。

##### 二 畳敷き

工事費＝数量×単価（畳の材種別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第9による。

（天井工事費）

第32条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝施工面積×単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第10による。

（開口部〔金属製建具〕工事費）

第33条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第11による。

（開口部〔木製建具〕工事費）

第34条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第12による。

（造作工事費）

第35条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第16条で調査した数量とする。

（樋工事費）

第36条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝1階床面積×単価

（塗装工事費）

第37条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝延床面積×単価

（建築設備工事費）

第38条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電灯設備工事費

工事費＝器具設置数量×単価

器具設置数量：数量積算基準第13第1号による。

## 二 ガス設備工事費

### イ 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

### ロ プロパンガス

工事費＝プロパンガス調整器等設置費＋（配管数量×単価）＋（ガス栓数量×単価）

配管数量、ガス栓数量：第18条第2号で調査し、算出した数量とする。

## 三 給水、給湯設備工事費

工事費＝水栓工事費＋建物内配管工事費＋建物外配管工事費

＝〔水栓（蛇口）の種類ごとの数量×単価〕＋〔水栓（蛇口）数量×単価〕

＋〔本管取付から計量器までの工事費＋（計量器からの配管数量×単価）〕

水栓（蛇口）の種類ごとの数量：数量積算基準第13第2号イによる。

水栓（蛇口）数量：数量積算基準第13第2号ロによる。

計量器からの配管数量：第18条第3号（二）で調査し、算出した数値とする。

## 四 排水設備工事費

工事費＝建物内排水設備工事費＋建物外排水設備工事費

＝〔水栓（蛇口）数量×単価〕＋〔（種類別配管数量×単価）＋（桝等の数量×単価）〕

水栓（蛇口）数量：数量積算基準第13第3号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第4号で調査し、算出した数値とする。

## 五 衛生設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第5号で調査した数量とする。

## 六 厨房設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第6号で調査した数量とする。

## 七 その他の設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第7号で調査した数量とする。

（建物附随工作物工事費）

第39条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第19条で調査した数量とする。

（その他の工事費）

第40条 第25条から第39条までに掲げる工事以外の工事費は、第25条から第39条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第41条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率

直接工事費：第25条から第40条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(推定再建築純工事費の積算)

第42条 推定再建築純工事費は、様式第56号により算出するものとする

(諸経費)

第43条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費＝推定再建築純工事費×諸経費率

推定再建築純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。



## 木造建物〔I〕図面作成基準

(作成する図面)

第1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用紙及び図面)

第2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3判横とする。

2 配置図は様式第50号により、平面図、立面図及びその他の図面は様式第51号により作成する。

(図の配置)

第3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

(図面の縮尺)

第4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(図面等に表示する数値及び面積計算)


第5 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第25条による。


(図面表示記号)


第6 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。


(線の種類)

第7 線は、原則として、次の4種類とする。

実線 

破線 

点線 

鎖線 

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第8 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第9 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
配置図	仕様書第70条の規定による。	1/100 又は 1/200									
平面図	<p>(1) 平面図は、様式第51号に建物ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常の間積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び建築年月日別の床面積についても面積計算を行い、記入する。</p> <p>計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1005 987 1173"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		1 / 100	シックハウス対策用の換気施設(給気口・排気口)の位置、換気経路を表示する。
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式第51号を使用し(以下同様の様式を使用する。)、4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1 / 100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称を記入し、屋根面積(計算過程を含む。)を記載する。	1 / 100									
建築設備位置図(電灯設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1 / 100									
建築設備位置図(ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1 / 100									

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	屋内給水は平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。屋外給水は配置図を基に、設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1 / 100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1 / 100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1 / 100 又は 1 / 200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。		必要に応じて作成する

別添 2

## 木造建物〔Ⅰ〕数量積算基準

(適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用 途	適用することができる建物
専 用 住 宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共 同 住 宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店 舗 、 事 務 所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工 場 、 倉 庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

(適用方法)

第2 本数量積算基準に定める諸率の適用方法については、各工事費の規定に定めるところによる。  
 この場合において算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区 分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
延 床 面 積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.05	1.10

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

#### （基礎工事費）

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

イ 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

ロ ベタ基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

イ 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

ロ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

2 1階が2以上の用途に区分されているときは、1階床面積に対応した面積区分において各用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

- 4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積 1㎡当たり]

面積区分			I	II	III	IV	V	VI	VII
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
			専用住宅	布基礎	m	1.28	1.21	1.14	1.06
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	1.30	1.24	1.18	1.10	1.00	0.91	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	1.05	0.98	0.92	0.84	0.75	0.66	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.74	0.68	0.61	0.54	0.44	0.35	0.28

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として1階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

(軸部工事費)

- 第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 2 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の延床面積に対応した面積区分において、用途毎の木材材積率により木材材積量を算出する。
- 3 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積 1 m<sup>2</sup>当たり / m<sup>3</sup>]

用途	柱径	柱長	I	II	III	IV	V	VI	VII
			50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15
		4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16
店舗・事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
		4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
		4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14	0.13
工場・倉庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中棚
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物、又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120 mm超から180 mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120 mm・柱長のもの）

×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1.20
150 mm × 150 mm	1.30
165 mm × 165 mm	1.45
180 mm × 180 mm	1.60

二 柱長（柱長4 m超から5 mまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長4 mのもの）

×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1.04
105 mm × 105 mm	1.08
120 mm × 120 mm	1.09

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）×下表に

掲げる割引率を用いて算出した補正率（1－各部位の割引率の和）



イ 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

ロ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

5 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

（屋根工事費）

第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \sqrt{(1 + (\text{勾配})^2)}$$

勾 配	1 / 10	1.5 / 10	2 / 10	2.5 / 10	3 / 10	3.5 / 10	4 / 10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾 配	4.5 / 10	5 / 10	5.5 / 10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

（外壁工事費）

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第56号により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{外壁開口部面積}$$

(内壁工事費)

第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第56号により求める。この場合の内部開口部面積には、1か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{内壁開口部面積}$$

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻 り 階 段 折 返 し 階 段	10.80 m <sup>2</sup>	1階床から2階床までの面積

(床工事費)

第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第56号により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量の合計を求める。

(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第56号により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第56号により求める。

一 サッシュ窓 (ルーバー及び固定式を除く。)は、次の種類別の窓面積の合計とする。また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。

イ 雨戸無し面格子無し

ロ 雨戸無し面格子有り

ハ 雨戸有り鏡板無し

ニ 雨戸有り鏡板有り

二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第56号により求める。

一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。

イ フラッシュ戸 (戸ふすま含む。)

- ロ ガラス戸、窓
- ハ 雨戸
- ニ 障子
- ホ ふすま

二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

一 電灯設備工事費

器具設置数量は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の合計数とする。

二 給水、給湯設備工事費

イ 水栓工事費

水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。

ロ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

(共通仮設費)

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

(諸経費)

第15 諸経費率は、別記7「諸経費率表」による。

## 非木造建物調査積算要領

### (総則)

第 1 条 本要領は、用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第 5 条第 2 号に掲げる表 1 のうち、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に該当する建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合にはく離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。

3 この要領において「細目」とは、非木造建物〔Ⅰ〕工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。

4 この要領において「複合単価」とは、材料、労務及び機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。

5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

### (調査積算の区分)

第 3 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査積算については、次条以下に定めるところによる。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の調査については、次条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、第 8 条以下の規定を準用して行うものとする。

### (調査)

第 4 条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

### (既存図の利用)

第 5 条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

### (不可視部分の調査)

第 6 条 不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量

により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

- 2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。これらの調査内容は、様式第53号により作成するものとする。

(石綿含有建材の調査)

第7条 第4条から前条までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

(構造計算)

第8条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて、構造計算は不要とする。

(補償金積算に必要な図面の作成)

第9条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1非木造建物〔I〕図面作成基準に基づき作成するものとする。

(数量の計測・計算)

第10条 細目の数量は、原則として当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2非木造建物〔I〕数量計測基準によるものとする。

(内訳書の表示)

第11条 積算結果を表示する内訳書は、別添3非木造建物〔I〕工事内訳明細書式によるものとする。

(積算単価等)

第12条 補償金の積算に用いる単価等は、次の各号によるものとする。

- 一 別途指示する非木造建物補償標準単価表に記載された単価
- 二 別途指示する非木造建物補償標準単価表に記載されていない細目の単価については、次による。
  - (1) 労務単価、資材単価及び複合単価は、原則として物件移転等標準書によるものとする。
  - (2) (1)により難しい場合又はこれに掲載されていない場合は、次によるものとする。
    - ① 労務単価は、「建設物価((財)建設物価調査会発行)」に掲載されている単価とし、これにより難しい場合は調査職員が指示する単価とする。
    - ② 資材単価及び複合単価は、「建設物価((財)建設物価調査会発行)」及び「積算資料((財)

経済調査会発行)」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価（以下「単価資料」という。）及び専門業者の資料価格とする。

(3) (2)②の単価資料の価格の適用においては、積算対象物件（工事が同時に同一業者に発注される複数の物件がある場合は、その全部の物件とする。）の当該資材の使用量又は施工量を単価資料に記載されている取引数量又は施工条件と比較し、次の区分に従って行うものとする。

① 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が「単価資料」に記載されている条件に満たない場合

イ 小口価格又は公表価格の記載があるものは、その価格を適用する。

ロ イの記載のないもので小口割増の条件が記載されている場合は、その条件に従って割増した価格を適用する。

ハ イ及びロ以外の掲載価格について、小口割増が必要と認められた場合は、専門業者の資料等により適正な割増率を求めて補正した価格を適用する。

② 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が単価資料に記載されている条件よりも同等以上の場合

イ 大口価格又は当該資材の使用量若しくは施工量に該当する価格欄の価格を適用する。

ロ 公表価格の記載があるもので、その価格について割引が必要と認められる場合は、専門業者の資料等により適正な割引率を求めて補正した価格を適用する。

（発生材及び再使用材等）

第13条 非木造建物のうち、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の一部、設備（大規模工作物、営業用工作物）の一部等市場性（鉄屑あるいは中古品）のあるものについては、発生材の価格を計上するものとする。ただし、移転工法が復元工法による場合には、再使用できる資材は使用し、再使用できない、あるいは不可能なものについては、新しい資材を補足するものとして、積算するものとする。

2 前項の場合において、対象物の取りこわし工事費（整地費を含む。）を合わせて計上するものとする。なお、対象物のうち、起業地内に存するコンクリート製の基礎部分は、現場放棄とし積算しないものとする。

（その他の基準）

第14条 第9条及び第10条に定める別添1非木造建物〔I〕図面作成基準及び別添2非木造建物〔I〕数量計測基準に定めのない事項又はこれらにより難しい場合は、次に掲げる公刊物に掲載されている基準等によるものとする。

一 建築数量積算基準・同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

二 建築設備数量積算基準・同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

三 建築工事設計図書作成基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

2 第12条第2号により複合単価を算出する場合の材料、労務、機械器具等の歩掛等については、

次に掲げる公刊物等によることができるものとする。

- 一 建設省建築工事積算基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）

## 非木造建物〔I〕図面作成基準

(総則)

1 この基準は、要領第9条に規定する図面の作成基準である。

(既存の設計書、図面等の準用)

2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

(作成図面)

3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は、別表に掲げるものを標準とする。

(用紙及び図面)

4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。

(1) 原図用紙は、トレーシングペーパー、製図用フィルム等の青焼複写が可能なものとする。

(2) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。

(3) 各図面には、おおむね3cm程度の枠を設けるものとする。

(4) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、受注者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。

標題欄参考

5.0cm		建物所有者	建物番号
	業務名称		
	図面名称		
	縮 尺	図面番号	
	受注者の名称		資格及び登録番号
			作成者氏名
12.0cm			

(5) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

(文字)

5 作成する図面に表示する文字は次による。

(1) 文字は、明瞭に書き、原則として横書きとする。

(2) 漢字は楷書、術語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とする。

(3) 文字の大きさは、原則として漢字は3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ



字は2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(尺度及びその表示)

7 (1) 尺度(原寸及び縮尺)は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1 / 1	1 / 10	1 / 100
1 / 2	1 / 20	1 / 200
		1 / 250
	1 / 30	1 / 300
1 / 5	1 / 50	1 / 500
		1 / 600

(2) 尺度の記入箇所は、標題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、標題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(寸法の単位)

8 寸法の単位は、用地調査等共通仕様書第24条の規定による。

(線)

9 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線 —————  
破線 — — — — —  
点線 ·········  
鎖線 — — — — —

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔(中心距離)は、次のとおりとする。

① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。

② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

(寸法及び切断の表示)

10 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

(角度及びこう配の表示)

11 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

(記号、略号等)

12 図面に記載する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

別表

図面名	縮尺	作成の標準	備考								
建 物 概 要		所在地・所有者・建築年月・用途・構造・面積等建物概要を記載									
平 面 図	1 / 50 ～ 1 / 100	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む。）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="718 1294 1134 1451"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		シックハウス対策用の換気設備（給気口・排気口）の位置、換気経路を表示する。
室名											
壁											
床											
天井											

構造詳細図			
断面図	1/50 ～ 1/100	1面程度、地盤（GL）・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
杭地業想定設計図	1/20 ～ 1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
根切想定設計図	1/20 ～ 1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。（数量計測基準Ⅲ建築（土工）3参照）
上部く体現状図	1/20 ～ 1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図（配置） ②柱・梁・床版・壁断面図（形状・寸法）	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。（数量計測基準Ⅴ建築（く体）参照）
矩計図 （かなばかり）	1/20 ～ 1/50	①建物の屋根、外壁、各階の床と天井との構成及び形質、寸法等を断面図によっては軸部が表現できない場合には矩計図を作成して明確にする。 ②縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、形質、寸法、主要造作材の取付位置、材質、寸法等	
展開図	1/50 ～ 1/100	建物内部の各室における造作等を図示し使用されている各種資材及び仕上げの良否等を明確にする。	

図面名	縮尺	作成の標準	備考
立面図他			
立面図	1/50 ～1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
写真方向撮影図	1/50 ～1/100	建物平面図等に写真方向を記載する。	
配置図	1/100 ～1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
その他調査書			
仕上表		①外部仕上表（下地を含む。） 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表（下地を含む。） 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
面積表		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称測定の成果を利用可能な場合①は作成不要
建具表		①建具配置図（キープラン） ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・姿 図寸法・箇所数・建具枠・ガラス・塗装・建具金物・開口部としての附合物（面格子・額縁・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部については寸法等の表示のみによることができる。

図面名	縮尺	作成の標準	備考
建築設備			
(電気設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
受変電設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
幹線系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
動力設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
(給排水衛生設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
消火設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
汚水処理設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
(空気調和設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用して作成する。
(昇降設備)			
諸元表			
(その他設備)			必要に応じて作成する。

(注) その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

## 非木造建物〔I〕数量計測基準

### I 総 則

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第10条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 数量を求める対象は、別添3非木造建物〔I〕等工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 3 この基準において数量とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし、計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 4 この基準において設計寸法とは、別添1非木造建物〔I〕図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。  
また、この基準において図示の寸法とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 5 この基準における単位は、用地調査等共通仕様書第26条の規定による。
- 6 この基準において使用する統計値は、別表に掲げるものとする。

### II 建 築（直接仮設）

- 1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
  - (1) 水盛りかた  
建物の建築面積とする。
  - (2) 墨出し  
建物の延べ面積とする。
  - (3) 現寸型板  
建物の延べ面積とする。
  - (4) 外部足場
    - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から1m離れた部分の水平延長に、建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
    - ② 外部足場の使用区分は表-1を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－1 外部足場使用区分

建物の高さ	建物の階数	区 分
4 m以下	平 家 建	単管一側足場（布板）
9 m以下	2 階 建	単管一側足場（ブラケット）
31m以下	3～8階建	単管本足場
45m以下	9～12階	枠組本足場

(5) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として、3階建以上の建物で必要がある場合に設ける。登り栈橋の勾配は、30度以下とする。

(6) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ $\text{m}^2$ ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4)外部足場に準ずる。
- ④ 内部足場の使用区分は、表－2を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－2 内部足場使用区分

項 目	条 件	区 分
く 体	階高4.0m以下	脚 立 足 場
	階高4.0m超	枠組棚足場
仕上（天井）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	棚 足 場
仕上（壁）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	本 足 場
設 備	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	移動式足場

(7) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要がある場合に設ける。

(8) 災害防止

- ① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。
- ② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(9) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(10) 清掃片付け

- ① 建物の延べ面積により算出し、工事期間中毎日の清掃片付け、整理整頓、及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。
- ② ダストシュートを設置する場合は、箇所当たりで算出する。

(11) その他

その他必要に応じて計上する。

### Ⅲ 建 築（土 工）

1 土工とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

なお、人力、機械のいずれによるかは、経済的、物理的合理性を検討し、判断するものとする。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは、別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数値によりがたい場合並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は、次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（GL）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根切

根切とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さによる体積による。

根切面積とは、原則として、基盤又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

根切深さとは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として、作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊に備えるため根切深さに土質と根切深さに応ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の2分の1を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ2.0mまでは0.3m、2.0mを超えるときは0.6mを標準とする。

土質と根切深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ5.0mまでは0.3を、5.0mを超えるときは0.6を標準とする。

必要があるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交差する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。



(5) 埋戻

埋戻とは、根切と基礎又は地下構築物等との間隙の土又は砂等による充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加減しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(6) 盛土

盛土とは、図示によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(7) 不用土処分

不用土処分とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により根切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山止

① 山止とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さと山止壁周長とによる山止壁面積及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切等の山止については、それぞれの山止高さと山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばり等山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量等に基づいて山止計画を設定したうえで計測・計算する。

(9) 排水

① 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、①による排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

## IV 建 築 (地 業)

1 杭地業とは、既製杭、場所打コンクリート杭等、独立基礎、布基礎又は底盤等建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理等の数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

## V 建 築（く 体）

### 1 コンクリート

- (1) コンクリートは、積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。
  - ① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。
  - ② 基礎部分には、基礎柱・基礎梁を含むものとする。
  - ③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリート等の調合、強度、材料等により区分する。
- (2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。
  - ① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。

### 2 型枠

- (1) 型枠の数量は、別表統計数量表により算出する。
- (2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造等材料、工法、コンクリート打設面等により区分して計算する。

### 3 鉄筋

- (1) 鉄筋の数量は、別表統計数量表により算出する。
- (2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

### 4 鉄骨

- (1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表による。
- (2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。
- (3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。
- (4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。
- (5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。
- (6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

## VI 建 築（仕 上）

### 1 間仕切下地

間仕切下地とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。  
間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

#### (1) 間仕切下地の計測、計算

- ① 間仕切下地は、その主な材種別、材質、形状、寸法、工法等により区別する。  
主な材種別は、おおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。
- ② 間仕切下地の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類の内法寸法等開口部の面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

③ 間仕切下地の開口部のための補強は、原則として、計測の対象としない。

## (2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

### ① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

### ② 既製コンクリート材

A L C板、P C板、P S板等による間仕切下地は、図示による枚数、面積又は体積を数量とすることができる。

### ③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

### ④ 金属材

軽量鉄骨等の間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

## 2 仕上

仕上とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の附合又はく体の表面の加工等をいう。ただし、建築設備に属するものを除く。

### (1) 仕上の区分

#### ① 外部仕上と内部仕上

仕上は、積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に大別する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

#### ② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニー等ごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

##### ア 屋根・外部床

屋根・外部床とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

##### イ 外壁

外壁とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木等は外壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### ウ 外部開口部

外部開口部とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺等は開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### エ 外部天井

外部天井とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### オ 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突等ア～エの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

### ③ 内部仕上

内部仕上とは、原則として、各階、各室、内部階段等ごとに、以下に定められるところにより内部床、内壁、内部開口部、内部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

#### ア 内部床

内部床とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### イ 内壁

内壁とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木等は壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### ウ 内部開口部

内部開口部とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類等をいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺等は内部開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### エ 内部天井

内部天井とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立梁、天井段違い側面、回縁等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

#### オ 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品等ア～エの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

## (2) 仕上の計測、計算

### ① 共通事項

## ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として、外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部分について共通とする。

## イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

## ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア) 表面処理とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾等のための塗装、吹付などをいう。

(イ) 主仕上とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ) 仕上下地とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地（板）類等に区別する。

(エ) 附合物とは、仕上の保護又は意匠、装飾等のために主として主仕上に附合する材料製品、器具等をいう。

## エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として、表面処理、主仕上、仕上下地、附合物等の組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、仕上下地、附合物の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

## オ 表面処理、仕上下地、附合物の計測

表面処理、仕上下地又は附合物について計測する必要があるときは、原則として、主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

## ② 主仕上の計測、計算

### ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が $0.5\text{m}^2$ 以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が $0.05\text{m}$ を超えるときは、原則として、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

### イ 附合物等の計測

附合物等について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

### ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

## エ 特殊材料等の計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等前各号の定めによらないときは、その旨明記する。

### (3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下の①アに定めるところにより、仕上下地について計測する必要があるとき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

#### ① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工等について計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (7) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測する必要があるときは、防水押えコンクリートの面積を数量とする。

#### ② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板等による仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんが等の組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

#### ③ 防水材

ア・イ (7) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として、共通とする。

(イ) 防水層等の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立上り防水層等の数量は、その立上り寸法と設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部等のコーキング防水等について計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

#### ④ 石材

ア (7) 天然石、人造石等石材による主仕上の計測に当たっては、2(2)②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部等の面積が0.1㎡以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示の寸法による体積又は個数によること

ができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上等について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

#### ⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。

#### ⑥ 木材

ア (ア) 木材による開口部等の枠、額縁等の数量は、原則として、図示の寸法による箇所数による。必要があるときは開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は、図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さにより両端の接合等のため必要な長さとして0.15mを加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さにより、削り代として片面削りの場合は0.003m、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみなす。

(エ) 板類の木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板 材	突き付けの場合	10%
	実はぎの場合	15%
	合じゃくり、羽重ねの場合	15%
各種合板類		15%
各種フローリング類		10%

(オ) 養生砥の粉塗り等は、原則として、計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁等は仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

## ⑦ 屋根材

- ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製の屋根材による主仕上の計測に当たっては、2 仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として、軒先等までの図示の寸法による面積から、天窓の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。
- (イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦等は、原則として、役物類としない。特殊な役瓦等について計測する必要があるときは、図示の形状、寸法等に基づく長さ又は個数を数量とする。
- (ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則として、その設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とする。

## ⑧ 金属材

- ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口等又は谷樋、呼び樋、軒樋、ルーフトレイン、立樋、養生管などの数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。
- (イ) ルーフトレイン、堅樋、養生管等雨水排水金物類等で系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。
- (ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として、材種を明記して金属材の定めを準用する。
- イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。
- (イ) 金属材等による骨組下地の開口部等のための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。
- (ウ) メタルラス、ワイヤラス等金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

## ⑨ 左官材

- ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。
- (イ) 左官材による表面処理は、原則として、計測の対象としない。必要があるときは、表面処理すべき主仕上の数量による。
- イ (ア) モルタル下地、ラスこすり等左官材による下地類について計測する必要があるときは、その主仕上の数量による。
- (イ) 建具類の周囲モルタル充てん等について計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

## ⑩ 木製建具類

- ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、仕上下地、附合物の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を



数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち建具金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

#### ⑪ 金属製建具類

ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、仕上下地、附合物及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

(オ) 強化ガラス、アクリル等による建具類の計測については、原則として、材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

#### ⑫ ガラス材

ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格等ごとに、原則として、建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内方寸法とみなす。

(イ) 額入建具等のガラスについて計測する必要があるときは、原則として、図示の寸法による。

(ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは、特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。

(エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロック等のガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラス等は、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。

(オ) 鏡等ガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。

(カ) ガラス類の清掃、養生等を計測する必要があるときは、ガラスの数量による。

(キ) パテ、シール、コーキング、ガスケット等について計測する必要があるときは、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

#### ⑬ 塗装材

ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として、表面処理すべき主仕上の数量による。

(イ) 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装材による表面処理につ

いて計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値によることができる。

#### ⑭ 内（外）装材

ア (ア) 布張り、紙張り等の重ね代は計測の対象としない。

(イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。

(ウ) たたみ、じゅうたん等の数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。

イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は、計測の対象としない。

#### ⑮ 仕上ユニット

ア (ア) 間仕切ユニット等は、材種、規格等により区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする。

(イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所等は、図示の性能、形状等ごとに、組数又は個数を数量とする。

(ウ) 家具、備品、スクリーン等は、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔等は、表面処理、主仕上、仕上下地、附合物を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

#### ⑯ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材等による外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は、原則として、図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方立、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理等は、仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。計測の必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

#### ⑰ その他

ア・イ 防音、防湿等特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として、材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

## Ⅶ 電気設備

### 1 共通工事

#### (1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(2) コンクリート工事

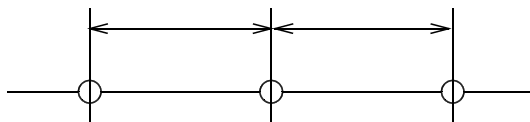
建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(3) 配管配線工事

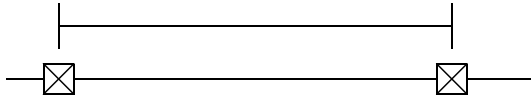
統計単価によりがたい場合は、次による。

- ① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。
- ② 電線保護管等は、種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。
- ③ 配管配線は、階別に明示する。
- ④ 位置ボックス、ジョイントボックスは、使用区分により区分する。
- ⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。
- ⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。
- ⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。
- ⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は、次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

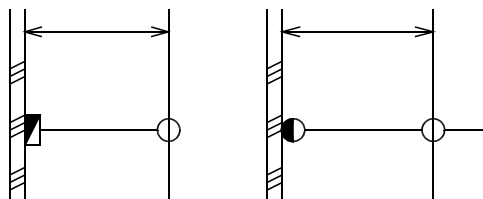


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

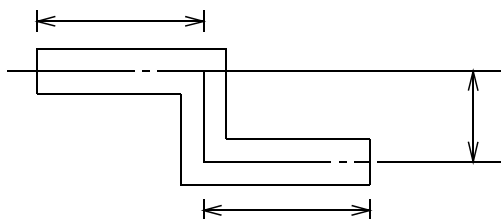


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は、布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は、原則として、図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

- ⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標

準とする。

電線	10%
ケーブル	10%
電線管	10%

#### (4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は、記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

#### (5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材等は、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

#### (6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

#### (7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

## 2 各設備工事

### (1) 電灯設備

電灯設備に関して統計単価による場合は、器具設置数量を計上する。

器具設置数量は、建物に設置されている電灯取付箇所、コンセント、スイッチ、分電盤の合計数とする。

統計単価によりがたい場合は、次による。

#### ① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。又、プラグ付の場合は、その旨明示する。

ウ その他の配線器具等については、上記に準ずる。

#### ② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号等により区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

#### ③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

#### ④ その他

その他の機材は、上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御盤は、名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は、支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。

オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。

カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。

ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

① 高低圧配電盤等は、形式、構造、規格別により区分する。

② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別等により区分する。

③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量等により区分する。

④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。

⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサ等は、規格、容量別により区分する。

⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑩ 電線、ケーブル類、保護材料等は、1 共通工事(3)の当該事項による。

⑪ 制御用ケーブル等は、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品は、エルボ、ティーエンドクローザー等に区分する。

⑬ 接地母線、分岐線は、第1種、第2種、第3種、特別第3種等の接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

- ① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量等により区分する。
- ② 配電盤等は、(5)②による。
- ③ 燃料槽、減圧水槽等は、材質、容量別に計上する。
- ④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。
- ⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管等は、系統別、管種別、寸法別に区分する。
- ⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

電話設備に関して統計単価による場合は、電話機設置箇所数量を計上する。

統計単価によりがたい場合は、次による。

- ① ボックス類  
壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。
- ② フロアダクト  
種別、寸法別に区分する。
- ③ 端子盤類  
端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

(8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置等の機器類は、形式、記号別に区分する。

(9) 構内交換設備

- ① 交換機は、形式、構造、容量等により区分する。
- ② 局線中継台は、形式、構造等により区分する。
- ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量等により区分する。
- ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量等により区分する。
- ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
- ⑥ その他の機器類については、上記に準ずるものとする。
- ⑦ 電線、ケーブル、保護材料等は、1(3)の当該事項による。

## Ⅷ 電気設備以外の設備

### 1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(3) 配管工事

統計単価によりがたい場合は、次による。

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10%
	銅	管	5%
	鉛	管	5%
	硬質塩ビ管		10%
屋外配管	鋼	管	5%
	硬質塩ビ管		5%

#### (4) 保温工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナー等の保温工事は、区別する。

#### (5) 塗装工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

#### (6) はつり工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 壁又は床を配管若しくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

#### (7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量は、スリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

#### (8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量等による。

## 2 給排水衛生設備

給排水設備に関して統計単価による場合は、器具設置数量を計上する。

給排水設備の器具設置数量は、建物に設置されている水栓、水栓便器、手洗器、洗面器等の合計数とする。

統計単価によりがたい場合は、次による。

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号等別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具等の各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法等別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手等の各機器は、形式、規格、呼び径別等に区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートます等のます類については、記号別、GLから管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機等の数量は、形式、能力、容量、規格、寸法等の別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器等の機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出等）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は、口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。



⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップ等の器具は、2(2)②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

## Ⅸ 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材等を十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要な部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔等の必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法等の工法別に区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

ア ①に準ずる。

イ 改造工法等の場合で、建物の一部を解体する場合は、仕上材の屋根、壁、開口部及び基礎等は、部分、部材別に計上する。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費等を計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代等で、場所、条件等を考慮する。

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級等に区別して計上する。

## 非木造建物〔Ⅰ〕工事内訳明細書式

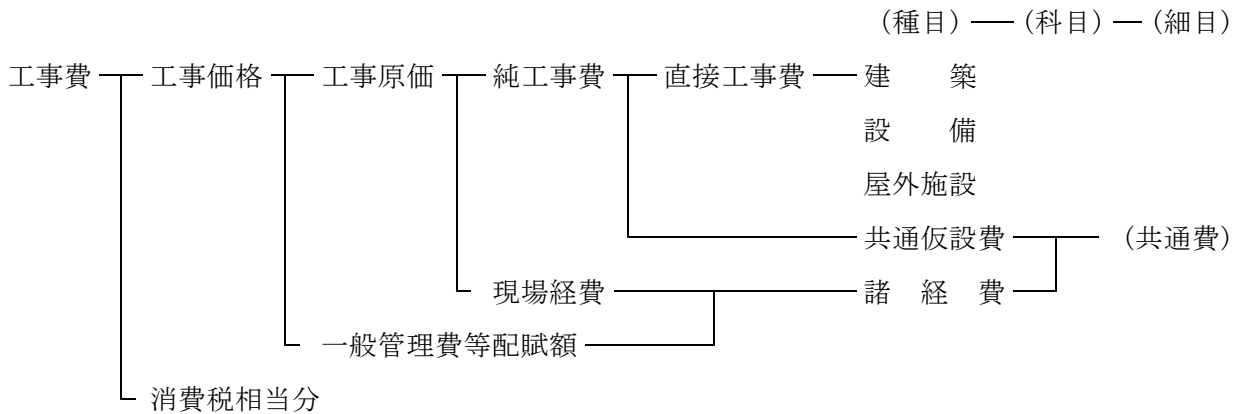
(総 則)

1 この書式は、非木造建物調査積算要領第 11 条に規定する内訳書の標準書式である。

(工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は 7 に規定するものとする。

工事費の構成



(種目別内訳)

3 種目別内訳は、工事の種目別の金額を示す。種目区分は、建築、設備などに区分し、建築、設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこわしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

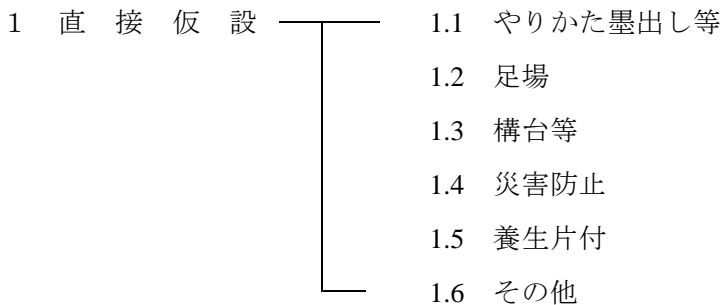
(科目別内訳)

4 科目別内訳は、各種目について科目別の金額を示す。科目区分は、次を標準として、工事の内容規模等に応じさらに細分又は集約できるものとする。

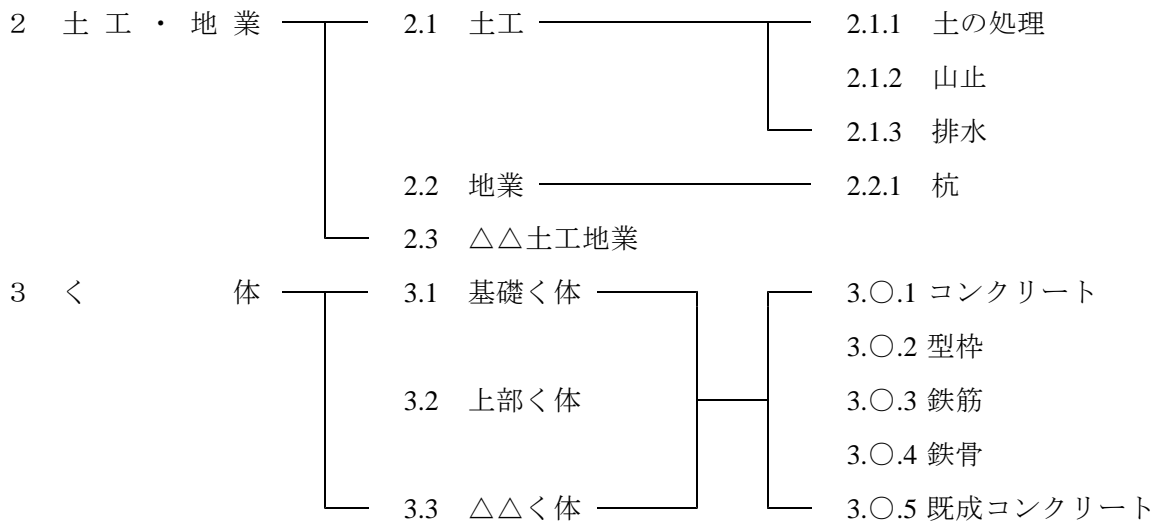
(大科目)

(中科目)

(小科目)



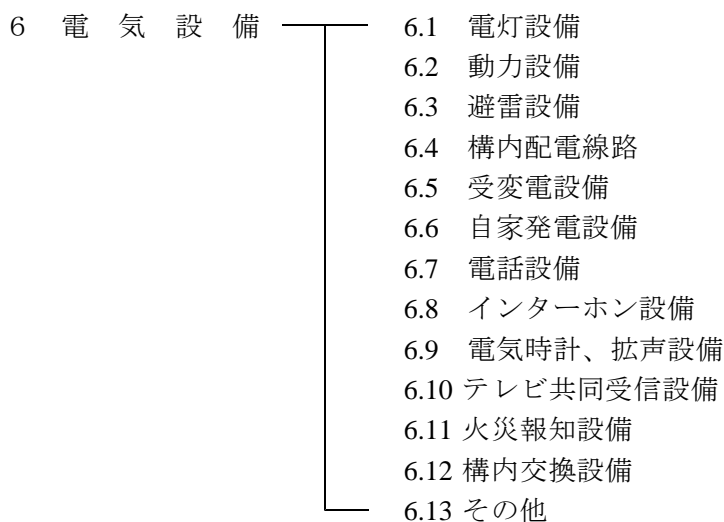
※ 直接仮設は、中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は、中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、主として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。



7	給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.1 衛生器具設備</li> <li>7.2 給水設備</li> <li>7.3 排水設備</li> <li>7.4 給湯設備</li> <li>7.5 消火設備</li> <li>7.6 ガス設備</li> <li>7.7 厨房機器設備</li> <li>7.8 さく井設備</li> <li>7.9 その他</li> </ul>
8	空気調和設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.1 空気調和設備</li> <li>8.2 換気設備</li> <li>8.3 排煙設備</li> <li>8.4 その他</li> </ul>
9	昇降設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>9.1 乗用エレベーター設備</li> <li>9.2 電動ダムウェーター設備</li> <li>9.3 その他</li> </ul>

## 10 その他設備

(細目別内訳)

5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は、材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は、工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は、次による。

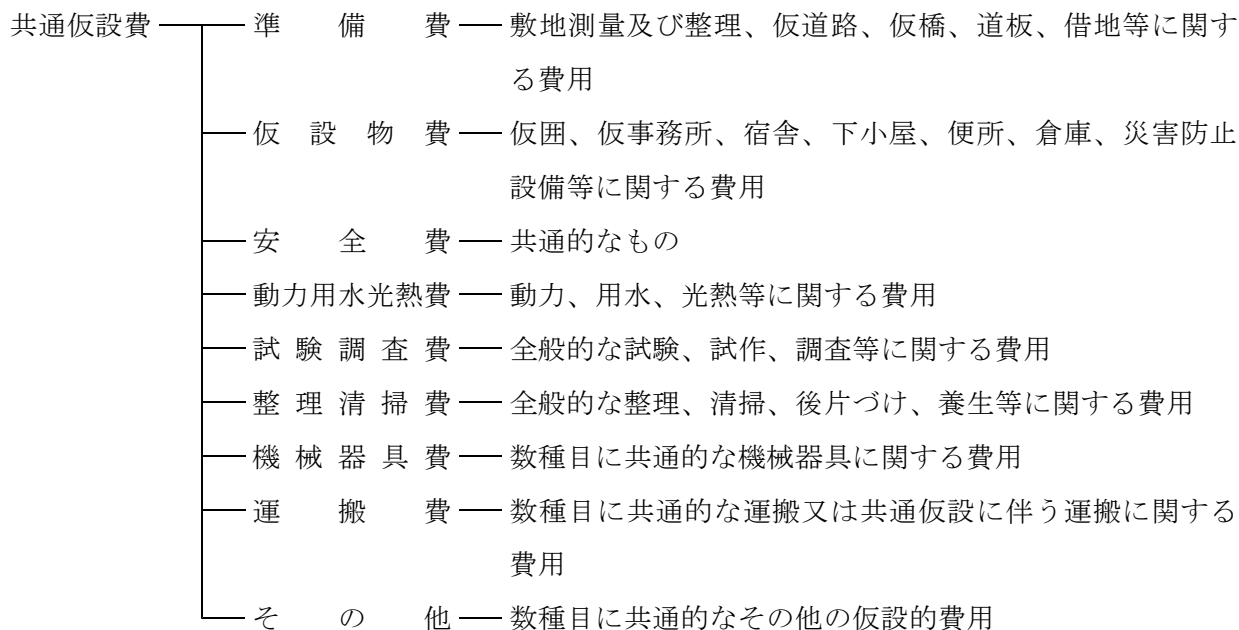
- ① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含ませるが、特に必要ある場合は、別途に計上する。
- ② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。
- ③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。

細目によっては、どの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

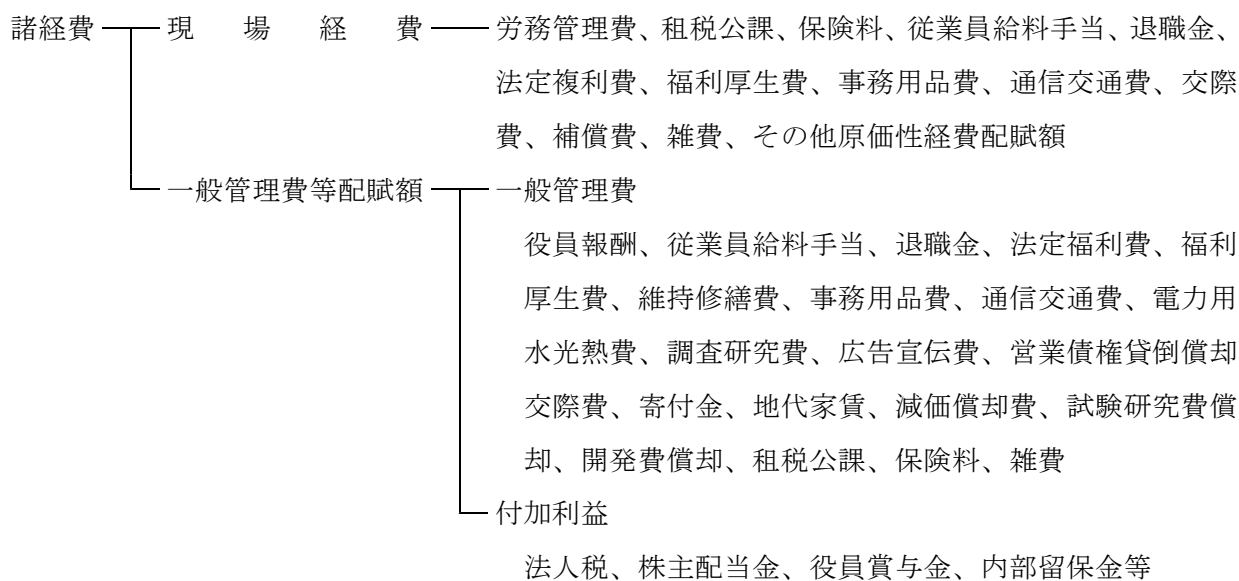
(共通費)

6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

① 共通仮設費は、別紙1 共通仮設費率表により一式として表示するのを標準とする。共通仮設費に含まれる内容は、次に示す費用とする。



② 諸経費は、一式として表示するのを標準とし、諸経費率は別紙2 「諸経費率表」による。



なお、要領第12条第2号に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

(工事内訳明細書のまとめ方と記載例)

7 用紙はA4判を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

# 工事内訳明細書総括表

平成 年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_

受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥ \_\_\_\_\_

建物等の所有者		備 考
所 在 地		
構 造 用 途		
規 模		
工 法		

積算概要
------

(注) 内 容  
単価について  
発生材について  
設計の有効期間  
解体の方法  
その他積算についての概要

# 工 事 工 程 表

平成 年 月 日

日 工事名称	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	日数	



補償額算定内訳記載例

[再 築 工 法]

所有者氏名

区分	内 容	番号	算 定 式	建物番号		
				建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	構 造 ・ 用 途	( 1 )				
	延 床 面 積	( 2 )				
	建 築 面 積	( 3 )				
	建 築 年 月	( 4 )		年 月	年 月	年 月
	標 準 耐 用 年 数	( 5 )		年	年	年
	経 過 年 数	( 6 )		年	年	年
工事費等	建 築	直 接 工 事 費	( 7 )	設備工事を含む		
		共 通 仮 設 費 率	( 8 )	(7)に対応する率(一発注単位)		
		共 通 仮 設 費	( 9 )	(7)×(8)		
		推 定 再 建 築 純 工 事 費	(10)	(7)+(9)		
		諸 経 費 率	(11)	(10)に対応する率((18)を含む一発注単位)		
		諸 経 費	(12)	(10)×(11)		
	解 体	直 接 工 事 費	(14)	( 廃材運搬費及び廃材処分費を除く )		
		共 通 仮 設 費 率	(15)	(14)に対応する率(一発注単位)		
		共 通 仮 設 費	(16)	(14)×(15) 建築の共通仮設費を解体で併用できる場合は不要		
		廃 材 運 搬 費	(17)			
		解 体 純 工 事 費	(18)	(14)+(16)+(17)		
		諸 経 費 率	(19)	(18)に対応する率((10)を含む一発注単位)		
		諸 経 費	(20)	(18)×(19)		
		廃 材 処 分 費	(21)			
解 体 工 事 費	(22)	(18)+(20)+(21)				
補償額等	同 種 同 等	推 定 再 建 築 費	(23)	(13)		
		再 築 補 償 率	(24)			
		金 額	(25)	(23)×(24)		
		法 令 改 善 費 相 当 額 の 運 用 益 損 失 額	(26)	別紙算出表のとおり		
		解 体 工 事 費	(27)	(22)		
		発 生 材 価 額	(28)			
		消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(29)	(25)+(26)+(27)-(28)		
		消 費 税 等 課 税 対 象 額	(30)	(25)+(26)+(27)		
	消 費 税 等 相 当 補 償 額	(31)	(30)×(税率)			
	補 償 額	(32)	(29)+(31)			
	照 応 等	推 定 再 建 築 費	(33)	(13)		
		再 築 補 償 率	(34)			
		金 額	(35)	(33)×(34)		
		現 価 率	(36)			
建 物 現 在 価 額		(37)	(33)×(36)			
照 応 建 物 の 推 定 建 築 費		(38)	別紙算出表のとおり			
推 定 再 建 築 費 等 の 差 額		(39)	(38)-(13) (マイナスとなる場合備考参照)			
法 令 改 善 費 相 当 額 の 運 用 益 損 失 額		(40)	別紙算出表のとおり			
解 体 工 事 費		(41)	(22)			
発 生 材 価 額		(42)				
消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(43)	(35)+(39)+(40)+(41)-(42)				
消 費 税 等 課 税 対 象 額	(44)	(35)+(39)+(40)+(41)				
消 費 税 等 相 当 補 償 額	(45)	(44)×(税率)				
補 償 額	(46)	(43)+(45)				

(備 考) (39)がマイナスの場合、(37) > (38)のときは(37)を、(37) < (38)のときには(37) + {(38) - (37)} × {1 - 1 / (1 + r)<sup>n</sup>} を、(43)及び(44)欄中の(35) + (39)の額とする。(r : 年利率 n : 従前の建物の残耐用年数)

## 照応建物の推定建築費算出表（非木造建物）

[ 照 応 ]

	建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名			
照応建物の直接工事費（建築） A			
照応建物の共通仮設費率 B（Aに対応する率） （一発注単位）			
照応建物の共通仮設費 $A \times B = C$			
照応建物の推定建築純工事費 $A + C = D$			
照応建物の諸経費率 E（Dに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
照応建物の諸経費 $D \times E = F$			
照応建物の推定建築費 $D + F = (38)$			

## 法令改善費相当額の運用益損失額算出表（非木造建物）

[ 同 種 同 等 ]

	建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名			
推 定 再 建 築 費 (13)			
法令改善後の直接工事費（建築） G			
共 通 仮 設 費 率 H（Gに対応する率） （一発注単位）			
共 通 仮 設 費 $G \times H = I$			
法令改善後の推定建築純工事費 $G + I = J$			
諸 経 費 率 K（Jに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
諸 経 費 $J \times K = L$			
法令改善後の推定建築費 $J + L = M$			
法 令 改 善 費 相 当 額 $M - (13) = N$			
法令改善費相当額の運用益損失額 $N \times \left\{ \frac{1 - 1 / (1 + r)^n}{r} \right\} = (26)$ <small>r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数</small>			

[ 照 応 ]

	建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名			
推 定 再 建 築 費 (13)			
照応建物の推定建築費 (38)			
推定再建築費等の差額 $(38) - (13) = (39)$			
法令改善後の直接工事費（建築） O			
共 通 仮 設 費 率 P（Oに対応する率） （一発注単位）			
共 通 仮 設 費 $O \times P = Q$			
法令改善後の推定建築純工事費 $O + Q = R$			
諸 経 費 率 S（Rに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
諸 経 費 $R \times S = T$			
法令改善後の推定建築費 $R + T = U$			
法 令 改 善 費 相 当 額 $U - \{ (13) + (39) \} = V$			
法令改善費相当額の運用益損失額 $V \times \left\{ \frac{1 - 1 / (1 + r)^n}{r} \right\} = (40)$ <small>r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数</small>			

補償額算定内訳記載例

[曳家工法]

所有者氏名

区分	内 容	番号	算 定 式	建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	構 造 ・ 用 途	( 1 )				
	延 床 面 積	( 2 )				
	建 築 面 積	( 3 )				
	建 築 年 月	( 4 )		年 月	年 月	年 月
工 事 費 等	建 築	直 接 工 事 費	( 5 )	曳家工事費 (補修工事費も含む)		
		共 通 仮 設 費 率	( 6 )	(5)に対応する率(一発注単位)		
		共 通 仮 設 費	( 7 )	(5)×(6)		
		曳 家 純 工 事 費	( 8 )	(5)+(7)		
		諸 経 費 率	( 9 )	(8)に対応する率((16)を含む一発注単位)		
		諸 経 費	(10)	(8)×(9)		
		曳 家 工 事 費	(11)	(8)+(10)		
	解 体	直 接 工 事 費	(12)	基礎撤去等 (廃材運搬費及び廃材処分費を除く)		
		共 通 仮 設 費 率	(13)	(12)に対応する率(一発注単位)		
		共 通 仮 設 費	(14)	(12)×(13) 建築の共通仮設費を解体で併用できる場合は不要		
		廃 材 運 搬 費	(15)			
		解 体 純 工 事 費	(16)	(12)+(14)+(15)		
		諸 経 費 率	(17)	(16)に対応する率((8)を含む一発注単位)		
		諸 経 費	(18)	(17)×(18)		
補償額等	曳 家 工 事 費	(21)	(11)			
	解 体 工 事 費	(22)	(20)			
	推 定 再 建 築 費	(23)	別紙算出表のとおり			
	劣 化 補 正 率	(24)				
	価 値 補 正 額	(25)	(23)×(24)			
	消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(26)	(21)+(22)+(25)			
	消 費 税 等 課 税 対 象 額	(27)	(21)+(22)+(25)			
	消 費 税 等 相 当 補 償 額	(28)	(27)×(税率)			
	補 償 額	(29)	(26)+(28)			

[備 考]

建物番号	特 記 事 項





補償額積算内訳書 [復元工法]

所有者氏名

区分	内 容	番号	算 定 式	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	構 造 ・ 用 途	( 1 )					
	延 床 面 積	( 2 )					
	建 築 面 積	( 3 )					
	建 築 年 月	( 4 )		年 月	年 月	年 月	年 月
	経 過 年 数	( 5 )		年	年	年	年
工 事 費 等	建 築	直 接 工 事 費	( 6 )	復元工事費			
		共 通 仮 設 費	( 7 )	(6) × % (一発注単位)			
		復 元 純 工 事 費	( 8 )	(6) + (7)			
		諸 経 費	( 9 )	(8) × % ((14)を含む一発注単位)			
		復 元 工 事 費	(10)	(8) + (9)			
	解 体	直 接 工 事 費	(11)	運搬費を含む(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)			
		共 通 仮 設 費	(12)	(11) × % (一発注単位) 建築の共通仮設費を解体で併用できる場合は不要			
		廃 材 運 搬 費	(13)				
		解 体 純 工 事 費	(14)	(11) + (12) + (13)			
		諸 経 費	(15)	(13) × % ((8)を含む一発注単位)			
廃 材 処 分 費		(16)					
補償額等	解 体 工 事 費	(17)	(14) + (15) + (16)				
	復 元 工 事 費	(18)	(10)				
	解 体 工 事 費	(19)	(17)				
	発 生 材 価 額	(20)					
	消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(21)	(18) + (19) - (20)				
	消 費 税 等 課 税 対 象 額	(22)	(18) + (19)				
	消 費 税 等 相 当 補 償 額	(23)	(22) × (税率)				
補 償 額	(24)	(21) + (23)					

[備 考]

建物番号	特 記 事 項

中科目内訳記載例

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設		1	式		× × ×	
2 土 工 ・ 地 業		1	〃		× × ×	
2.1 土 工		1	〃		× ×	
2.2 地 業		1	〃		× ×	
2.3 △ △ 土 工 ・ 地 業		1	〃		× ×	
3 < 体		1	〃		× × ×	
3.1 基 礎 < 体		1	〃		× ×	
3.2 上 部 < 体		1	〃		× ×	
3.3 △ △ < 体		1	〃		× ×	
4 外 部 仕 上		1	〃		× × ×	
4.1 屋 根		1	〃		× ×	
4.2 外 壁		1	〃		× ×	
4.3 外 部 開 口 部		1	〃		× ×	

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井		1	式		××	
4.5 外 部 雑		1	〃		××	
4.6 外 部 △ △ 仕 上		1	〃		××	
5 内 部 仕 上		1	〃		× ××	
5.1 内 部 床		1	〃		××	
5.2 内 部 壁		1	〃		××	
5.3 内 部 開 口 部		1	〃		××	
5.4 内 部 天 井		1	〃		××	
5.5 内 部 雑		1	〃		××	
5.6 △ △ 室 仕 上		1	〃		××	
計						



細目内訳記載例（標準的な細目の例示）

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設						
や り か た						
墨 出						
原 寸 型 板						
外 部 足 場						
内 部 足 場						
乗 入 構 台						
災 害 防 止						
養 生						
清 掃 片 付						
(発 生 材 処 分)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2 土 工 ・ 地 業						
2.1 土 工						
根 切						
埋 戻						
盛 土						
不 用 土 処 分						
砂 利 敷						
山 止						
排 水						
(地 中 障 害 物 処 理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
土 工 小 計						
2.2 地 業						
既 成 コ ン ク リ ー ト 杭						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
場所打コンクリート杭						
鋼 杭						
ラップルコンクリート						
杭 頭 処 理						
杭 間 さ ら え						
(産業廃棄物処理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
地 業 小 計						
土 工 ・ 地 業 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3 く 体						
3.1 基 礎 く 体						
(3.11 鉄筋コンクリート)						
捨 コン ク リ ー ト						
基 礎 コン ク リ ー ト						
型 枠						
鉄 筋						
(3.13 そ の 他)						
基 礎 P C						
基 礎 く 体 小 計						
3.2 上 部 く 体						
(3.21 鉄筋コンクリート)						
無 筋 コン ク リ ー ト						
く 体 コン ク リ ー ト						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
型 枠						
鉄 筋						
(322 鉄 骨)						
鋼 材						
工 場 加 工 組 立						
さ び 止 め 塗 装						
現 場 施 工						
試 験 費						
アンカーボルト取付						
ベース下均しモルタル						
耐 火 被 覆						
(323 そ の 他)						
く 体 P C						
上部く体小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3.3 △ △ く 体						
コンクリート						
型 枠						
鉄 筋						
鉄 骨						
P C						
△ △ く 体 小 計						
く 体 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4 外 部 仕 上						
4.1 屋 根						
(412 防 水 材 仕 上)						
セ メ ン ト 防 水						
シ ー ト 防 水						
(413 石 材 仕 上)						
鉄 平 石 乱 張						
立 上 り モ ル タ ル						
み か げ 舗 石						
立 上 り モ ル タ ル						
(414 タ イ ル 材 仕 上)						
磁 器 二 丁 掛 タ イ ル						
ク リ ン カ ー タ イ ル						
立 上 り モ ル タ ル						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(416 金属材仕上)						
カラー鉄板瓦棒						
折 板						
(417 左官材仕上)						
防水材モルタル						
(418 ガラス材仕上)						
波形ワイヤグラス						
(419 内装材仕上)						
大波石綿スレート						
日 本 瓦						
屋 根 小 計						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4.2 外 壁						
(421 コンクリート材仕上)						
スパンコンクリート						
コンクリート面研り仕上						
(423 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
(424 タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
磁器モザイクタイル						
(426 金 属 材 仕 上)						
ア ル ミ 成 型 板						
(427 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
リ シ ン 吹 付						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(412 内外装材仕上)						
小波石綿スレート						
軒裏フレキシブルボード						
外 壁 小 計						
4.3 外 部 開 口 部						
(436 金属材仕上)						
SSD1～n〇〇ドア						
AW1～n〇〇サッシ						
AD1～n〇〇ドア						
SD1～n〇〇ドア						
特 殊 金 物						
外部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井						
(446 金 属 材 仕 上)						
ピロティ天井アルミ成型板						
(447 左 官 材 仕 上)						
リ シ ン 吹 付						
外部天井小計						
4.5 外 部 雑						
(456 金 属 材 仕 上)						
ルーフトレイン						
た て 樋						
屋 上 丸 かん						
屋 上 手 す り						
外部雑小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4.6	バルコニー仕上					
	床防水材モルタル					
	立上り防水剤モルタル					
	腰内側モルタル					
	内外腰モルタル					
	人造石研出笠木					
	天井モルタル					
	鉄パイプ手すり					
	鋳鉄フロアドレイン					
	バルコニー 仕上小計					
4.7	ポーチ仕上					
	屋根シート防水					
	床クリンカータイル					
	外壁磁器二丁掛けタイル					
	柱型擬石					



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5 内 部 仕 上						
5.1 内 部 床						
(5.13 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
テ ラ ズ ブ ロ ッ ク						
(5.14 タイル材仕上)						
磁 器 タ イ ル						
立 上 り 防 水						
磁器モザイクタイル						
立 上 り 防 水						
(5.15 木 材 仕 上)						
ぶなフローリング						
檜 縁 甲 板						
(5.17 左官材仕上)						
踏面、けこみモルタル						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
現 場 テ ラ ゾ						
立 上 り 防 水						
(5.19 内外装材仕上)						
床 畳						
塩化ビニールタイル						
フリーアクセスフロア						
樹脂系長尺シート						
さくらモザイクパーケット						
ならフローリングボード						
内 部 床 計						
5.2 内 壁						
(5.21 間仕切下地)						
間仕切コンクリートブロック						
” A L C						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
木 製 軸 組						
軽 鉄 軸 組						
(523 石 材 仕 上)						
テラゾブロック幅木						
国 産 大 理 石						
(524 タイル材仕上)						
半 磁 器 タ イ ル						
二 丁 掛 タ イ ル						
(525 木 材 仕 上)						
ラ ワ ン 幅 木						
し な 合 板 底 目 地						
ウオルナット練付合板						
米 檜 堅 羽 目						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(526 金属材仕上)						
ステンレス幅木						
押出成型アルミ板						
(527 左官材仕上)						
モルタル幅木						
モルタル						
混合石膏プラスター						
(529 内外装材仕上)						
ビニル幅木						
布 張						
紙 張						
内 壁 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5.3 内 部 開 口 部						
(535 木 材 仕 上)						
WD 1 ~n〇〇 戸						
WW 1 ~n〇〇 窓						
F 1 ~n〇〇ふすま						
S 1 ~n〇〇障 子						
(536 金 属 材 仕 上)						
SSD1~n〇〇ド ア						
ADI~n〇〇ド ア						
AWI~n〇〇サッシ						
SDI~n〇〇ド ア						
SWI~n〇〇サッシ						
SSI~n〇〇シャッタ						
SGI~n 〇〇グリルシャッタ						
内部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5.4 内 部 天 井						
(545 木 材 仕 上)						
杉 桤 合 板						
(546 金 属 材 仕 上)						
モ ー ル デ ィ ン グ						
(547 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
混 合 石 膏 プ ラ ス タ						
(549 内 外 装 材 仕 上)						
化 粧 石 膏 ボ ー ド						
石 綿 吸 音 板						
内 部 天 井 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5.5 内 部 雑						
(555 木 材 仕 上)						
積 層 材 手 す り						
ラ ワ ン 階 段						
(556 金 属 材 仕 上)						
ス テ ン レ ス 壁 付 手 す り						
ス テ ン レ ス 切 抜 文 字						
(558 ガ ラ ス 材 仕 上)						
鏡						
(559 内 外 装 材 仕 上)						
ら し ゃ 張 掲 示 板						
ア コ ー デ オ ン ド ア						
(55.10 仕 上 ユ ニ ッ ト)						
ト イ レ ブ ー ス						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(55.12 そ の 他)						
応 接 セ ッ ト						
内 部 雑 小 計						
5.6 階 段 室						
踊場床ビニルタイル						
踏みづらけこみ ビニルタイル						
段形ボーダテラズ						
ささら幅木テラズブロック						
踊場テラズブロック						
壁 プ ラ ス タ						
笠木塩地積層手すり						
天 井 プ ラ ス タ						
段 裏 プ ラ ス タ						
階 段 室 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5.7 浴室・便所						
浴室・ユニット						
浴室・便所小計						
内 部 仕 上 計						
A 棟 建 築 合 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6 電 気 設 備						
6.1 電 灯 設 備						
(6.1.1 幹 線)						
配 管 配 線						
600V C Vケーブル						
プルボックス						
金属ダクト						
ケーブルラック						
引込開閉器箱						
接地工事費						
(6.1.2 分岐配線)						
配 管 配 線						
V-Oケーブル						
位置ボックス類						
プルボックス						
配 線 器 具						
蛍 光 灯						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水 銀 灯						
白 熱 灯						
分 電 盤						
施 工 費						
(613 コンセント)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
配 線 器 具						
電 灯 設 備 小 計						
6.2 動 力 設 備						
(621 幹 線)						
配 管 配 線						
600V C V ケーブル						
プ ル ボ ッ ク ス						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(622 分 岐 配 線)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
プ ル ボ ッ ク ス						
消 火 栓 始 動 押 釦						
制 御 盤						
施 工 費						
動力設備小計						
6.3 避 雷 設 備						
突 針						
導 線						
接 地 用 端 子 箱						
保 護 管						
デルミット工事費						
接 地 工 事 費						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
避雷設備小計						
6.4 構内配電線路						
○ W 電 線						
D V 電 線						
○KV CVケーブル						
600V CVケーブル						
端 末 処 理 材 料						
保 護 管						
高 圧 気 中 開 閉 器						
電 柱						
装 柱 材 料						
支 線						
ハ ン ド ホ ール						
防 水 鋳 鉄 管						
異 物 継 手						
接 地 工 事 費						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土 工 事 費						
溝内配電線路小計						
6.5 受 変 電 設 備						
(651 機 器 類)						
高 圧 受 電 盤						
高 圧 き 電 盤						
低 圧 配 電 盤						
監 視 盤						
変 圧 器						
進 相 コ ン デ ン サ						
○ ○ 開 閉 器						
○ 極 ○ 投 断 路 器						
プ ラ イ マ リ カ ッ ト ア ウ ト ス イ ッ チ						
避 雷 器						
取 引 用 計 器 箱						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消 火 器						
フ ッ ク 棒						
ゴ ム マ ッ ト						
付 属 品 ・ 予 備 品						
機 器 据 付 費						
(652 工 事 材 料)						
配 管 配 線						
○KV CVケーブル						
同 上 端 末 処 理 材 料						
フ レ ー ム パ イ プ						
銅 棒						
銅 帯						
鋼 材						
金 網						
接 地 端 子 箱						
接 地 工 事 費						
受 変 電 設 備 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6.6 自家発電設備						
(661 機器類)						
交流同期発電機						
発電機盤						
自動起道補機盤						
励磁装置盤						
ディーゼル機関						
共通台床						
空気圧縮機						
空気槽						
減圧水槽						
貯油槽						
燃料小出槽						
消音器						
燃料給油ポンプ						
燃料ウイックポンプ						
チェンブロック						
消火器						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
○ 油						
予 備 品						
試 運 転 調 整 費						
機 器 据 付 費						
(662 工 事 材 料)						
冷 却 水 配 管						
燃 料 配 管						
始 動 空 気 配 管						
排 気 配 管						
電 気 配 管						
自家発電設備小計						
6.7 電 話 設 備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
はとめプレート						
フロアプレート						
プルボックス						
フロアダクト						
ジャンクションボックス						
フロアマーカー						
ローテンションスタット						
ワイヤプロテクタ						
電 話 機						
集 合 保 安 器 箱						
端 子 盤						
電話設備小計						
6.8 インターホン設備						
配 管 配 線						
C P E V ケーブル						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
位 置 ボ ッ ク ス						
プ レ ー ト 類						
フ ロ ア プ レ ー ト						
ローテンションスタット						
インターホン親機						
〃 子機						
同 上 用 電 源						
インターホン 設 備 小 計						
6.9 電気時計・拡声設備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						
は と め プ レ ー ト						
端 子 盤						
子 時 計						
親 時 計						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
スピーカ						
増幅器						
非常放送用増幅器						
アッテネータ						
マイクロホン						
電気時計・ 拡声設備小計						
6.10 テレビ共同受信設備						
配管						
同軸ケーブル						
位置ボックス						
直列ユニット						
収容箱						
分岐器						
分配器						
混合器						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
増 幅 器						
整 合 器						
ア ン テ ナ						
調 整 費						
テレビ共同受信 設 備 小 計						
6.11 火 災 報 知 設 備						
(611.1自動火災報知)						
配 管 配 線						
火災警報用ケーブル						
C P E V ケーブル						
位 置 ボ ッ ク ス						
ス ポ ッ ト 形 感 知 器						
煙 感 知 器						
差動式スポット形試験器						
空 気 管						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
総 合 盤						
電 鈴						
受 信 機						
表 示 灯						
立 会 検 査 費						
(6.11.2自動閉鎖)						
配 管 配 線						
H P ケ ー ブ ル						
F P ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス						
煙 感 知 器						
自 動 閉 鎖 装 置						
連 動 制 御 器						
火災報知設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6.12 構内交換設備						
(6.121 機器類)						
交 換 機						
局 線 中 継 台						
本 配 線 盤						
整 流 器						
蓄 電 池						
電 話 機						
機 器 据 付 費						
(6.122 工事材料)						
配 管 配 線						
ケーブルラック						
補強アングル						
構内交換設備小計						
電 気 設 備 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7 給排水衛生設備						
7.1 衛生器具設備						
和風大便器						
洋風大便器						
小便器						
洗面器						
手洗器						
洗面ユニット						
料理流し						
掃除流し						
鏡						
化粧棚						
水石けん入れ						
衛生器具設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7.2 給 水 設 備						
(721 屋内給水設備)						
揚 水 ポ ン プ						
雑 用 水 ポ ン プ						
受 水 タ ン ク						
高 置 タ ン ク						
雑 用 水 タ ン ク						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑 用 水 用 ○ ○ 鋼 管						
仕 切 弁						
水 栓						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
量 水 器						
減 圧 弁 装 置						
フレキシブルジョイント						
防 振 継 手						
防 露 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(722 屋外給水設備)						
水 道 用 鋳 鉄 管						
水 道 用 異 形 管						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑用水用○○鋼管						
埋 設 仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
防 食 工 事						
土 工 事						
水道本管引込工事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
給水設備小計						
7.3 排水設備						
(731 屋内排水設備)						
汚物用水中ポンプ						
汚水用水中ポンプ						
雑排水用〇〇鋼管						
通気用〇〇鋼管						
汚水用コーティング鋼管						
排水用鋳鉄管						
排水鉛管						
床上掃除口						
床下掃除口						
床排水トラップ						
流しトラップ						
排水金物						
電 極 棒						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
通 気 用 金 具						
間 接 排 水 口						
仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
搬 入 据 付 費						
(732 屋外配水設備)						
雑排水用〇〇鋼管						
ヒ ュ ー ム 管						
排 水 用 ビ ニ ル 管						
イ ン バ ー ト 柵						
た め 柵						
塗 装 工 事						
土 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
下水道本管接続工事						
配水設備小計						
7.4 給湯設備						
給湯ボイラー						
鋼板製煙道						
貯湯タンク						
膨張タンク						
温水ポンプ						
瞬間湯沸器						
貯湯式湯沸器						
銅管						
仕切弁						
水栓						
保温工事						
塗装工事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修						
ス リ ー ブ						
機 械 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
給湯設備小計						
7.5 消 火 設 備						
(75.1 屋内消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 内 消 火 栓 箱						
放 水 用 器 具 格 納 箱						
放 水 口 格 納 箱						
送 水 口						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
テ ス ト 弁						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
○ ○ 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(752 連結散水設備)						
連 結 送 水 口						
連 結 散 水 栓						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ス ト レ ー ナ ー						
表 示 板						
○ ○ 鋼 管						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
(751 屋外消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 外 消 火 栓 箱						
屋外消火栓ホース格納箱						
屋 外 消 火 栓						
○ ○ 鋼 管						
仕 切 弁						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
土 工 事						
(754 スプリンクラー 設 備)						
スプリンクラー用ポンプ						
圧 力 空 気 タ ン ク						
消 火 用 充 水 タ ン ク						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
スプリンクラーヘッド						
同 上 保 護 網						
同上振れ止め金具						
流 量 測 定 装 置						
警 報 弁 装 置						
管 末 試 験 弁 装 置						
圧 力 調 整 弁						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ベ ル						
連 結 送 水 口						
〇 〇 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
消 火 受 信 盤						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(755 ハロゲン) 化物消火設備						
貯 蔵 容 器						
集 合 管						
容 器 取 付 枠						
選 択 弁						
選 択 弁 取 付 枠						
起 動 用 ガ ス 容 器						
継 電 気 盤 又 は 制 御 盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モ ー タ ー サ イ レ ン						
圧 力 ス イ ッ チ						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
ピストンレリーザ						
噴 射 ヘ ッ ド						
不 還 弁						
圧力配管用炭素鋼鋼管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(756 泡 消 火 設 備)						
泡 消 火 用 ポ ン プ						
同 上 用 起 動 盤						
圧 力 空 気 タ ン ク						
消 火 用 充 水 タ ン ク						
泡 原 液 タ ン ク						
泡 用 混 合 装 置						
警 報 弁 装 置						
手 動 起 動 装 置						
一 斉 開 放 弁 装 置						
流 量 測 定 装 置						
泡 ヘ ッ ド						
感 知 用 ヘ ッ ド						
ベ ル						
圧 力 ス イ ッ チ						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
○ ○ 鋼 管						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(757 粉末消火設備)						
貯 蔵 容 器						
加 圧 用 ガ ス 容 器						
選 択 弁						
容 器 用 基 礎						
選 択 弁 取 付 枠						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
起 動 ガ ス 容 器						
継 電 器 盤 又 は 制 御 盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モ ー タ サ イ レ ン						
圧 力 ス イ ッ チ						
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
不 還 弁						
噴 射 ヘ ッ ド						
〇 〇 鋼 管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
消 火 設 備 小 計						
7.6 ガ ス 設 備 工 事						
配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管 ( 白 管 )						
ポ リ エ チ レ ン 被 覆 鋼 管						
L B ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
L ネ ジ コ ッ ク						
壁 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
床 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
ノ ッ ク ハ ン ド ル コ ッ ク						
砲 金 コ ッ ク						
鉄 コ ッ ク						
青 銅 玉 形 弁						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
鑄 鉄 逆 止 弁						
水 取 器						
付 帯 工 事						
労 務 費						
諸 雑 費						
ガス設備工事小計						
7.7 厨 房 機 器 設 備						
冷 蔵 庫						
万 能 焼 物 器						
コールドテーブル						
ガ ス レ ン ジ						
ガ ス テ ー ブ ル						
ガ ス コ ン ロ						
スチームテーブル						
電 子 レ ン ジ						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
炊 飯 器						
洗 米 器						
フ ラ イ ヤ ー						
た な						
そばウォーマー						
魚 焼 器						
中 華 レ ン ジ						
食 器 洗 浄 器						
湯 沸 器						
瞬 間 湯 沸 器						
球 根 皮 む き 器						
ク リ ー ン テ ー ブ ル						
作 業 台						
盛 付 台						
配 膳 台						
シ ン ク 付 台						
流 し						
食 器 戸 だ な						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
上 だ な						
水 切 台						
搬 入 据 付 費						
厨房機器設備小計						
7.8 さく井設備工事						
ケーシング鋼管						
ス ク リ ー ン						
粘 土						
小 砂 利						
電 気 検 層 費						
揚 水 試 験 費						
機 械 器 損 料						
仮 設 電 力 用 水 費						
水 質 試 験 費						
基 礎 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
雑材料消耗品						
労 務 費						
運 搬 費						
諸 雑 費						
さく井設備工事 小計						
給排水衛生設備計						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8 空 気 調 和 設 備						
8.1 空 気 調 和 設 備						
(8.1 ボイラー及び 付属機器設備)						
銅 製 ボ イ ラ ー						
鋳 鉄 製 ボ イ ラ ー						
銅 板 製 煙 道						
ボイラー給水ポンプ						
電動真空給水ポンプ						
冷 温 水 ポ ン プ						
油 ポ ン プ						
ウ イ ン グ ポ ン プ						
還 水 タ ン ク						
オイルサービスタンク						
熱 交 換 器						
蒸 気 ヘ ッ ダ ー						
冷温水ヘッダー(往)						
〃 (還)						
膨 張 タ ン ク						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
地下オイルタンク						
同上付属金物						
乾燥砂						
タンク室						
保温工事						
塗装工事						
機器用基礎						
搬入据付費						
(812 冷凍機設備)						
遠心冷凍機						
チリングユニット						
吸収冷凍機						
ヒートポンプユニット						
冷却塔						
冷却水ポンプ						
保温工事						
塗装工事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(813 空気調和機設備)						
ユニット形空気調和機						
パッケージ形 空気調和機						
電気集じん器						
ろ材誘電形 エアフィルター						
自動巻取形 エアフィルター						
パネル形エアフィルター						
予 備 ろ 材						
〇 〇 送 風 機						
〇 〇 排 風 機						
ファンコイルユニット						
全 熱 交 換 器						
連絡ケーシング						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(814 ダクト設備)						
矩 形 ダ ク ト						
ス パ イ ラ ル ダ ク ト						
フ レ キ シ ブ ル ダ ク ト						
た わ み 継 手						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						
吹 出 口						
吸 込 口						
風 量 調 節 ダ ン パ ー						
防 火 ダ ン パ ー						
ピ ス ト ン ダ ン パ ー						
防 煙 ダ ン パ ー						
点 検 口						
消 音 チ ャ ン バ ー						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消音エルボ						
エアチャンバー						
保温工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリ ー ブ						
(815 配管設備)						
冷却水用〇〇鋼管						
補給水用〇〇鋼管						
排水用〇〇鋼管						
冷温水用〇〇鋼管						
蒸気用・配管用 炭素鋼鋼管(黒管)						
油用・配管用 炭素鋼鋼管(黒管)						
鋼 管						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
自動エア抜弁						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
玉 形 弁						
安 全 弁						
低 圧 ト ラ ッ プ 装 置						
高 圧 ト ラ ッ プ 装 置						
温 度 調 整 装 置						
電 磁 弁 装 置						
二 方 弁 装 置						
三 方 弁 装 置						
減 圧 弁 装 置						
伸 縮 継 手						
防 振 継 手						
フレキブルジョイント						
温 度 計						
圧 力 計						
ス ト レ ー ナ ー						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
水 高 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
間 接 排 水 口						
リ フ ト 継 手						
ピ ッ ト 内 配 管 架 台						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は つ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
断 熱 支 持 材						
(8.16 自動制御設備)						
自 動 制 御 機 器 類						
制 御 盤 類						
計 装 工 事						
(8.17 総合調整費)						
空 気 調 和 設 備 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8.2 換 気 設 備						
(821 機 器 設 備)						
送 風 機						
排 風 機						
圧 力 扇						
換 気 扇						
パネル形エアフィルター						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(822 ダクト設備)						
矩 形 ダ ク ト						
スパイラルダクト						
た わ み 継 手						
一 重 フ ー ド						
二 重 フ ー ド						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
吹 出 口						
吸 込 口						
風量調節ダンパー						
防火ダンパー						
防煙ダンパー						
点 検 口						
消音チャンバー						
エアチャンバー						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
換気設備小計						
8.3 排 煙 設 備						
(83.1 機 器 設 備)						
排 煙 機						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(832 ダクト設備)						
排 煙 口						
給 気 口						
風量調節ダンパー						
防 火 ダ ン パ ー						
防 煙 ダ ン パ ー						
た わ み 継 手						
排煙矩形ダクト						
排煙円形ダクト						
塗 装 工 事						
断 熱 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
排煙設備小計						



名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9 昇 降 設 備						
9.1 乗用エレベーター設備						
巻 上 機						
マ シ ン ビ ー ム						
電 動 発 電 機						
受 電 盤 ・ 制 御 盤						
監 視 盤 ・ 防 災 盤						
機 械 室 換 気 扇						
自 動 着 床 装 置						
か ご						
電 動 戸 開 閉 装 置						
三 方 わ く						
し き い						
乗 場 の 戸						
乗 場 ボ タ ン						
乗 場 位 置 表 示 器						
レ ー ル						
ロ ー プ						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
つり合おもり						
中間ビーム						
安全装置						
緩衝装置						
インターホン						
地震感知装置						
配管配線						
消耗品雑材料						
労 務 費						
運 搬 費						
乗用エレベーター 設 備 小 計						
9.2 電動ダムウェーター設備						
巻 上 機						
労 務 費						
運 搬 費						



## 共通仮設費率表

直接工事費 (百万円)		共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)		共通仮設費率 (%)
	10 以下	5.64	300 をこえ	350 以下	6.13
10 をこえ	12 以下	5.67	350 をこえ	400 以下	6.15
12 をこえ	14 以下	5.69	400 をこえ	500 以下	6.19
14 をこえ	16 以下	5.71	500 をこえ	600 以下	6.21
16 をこえ	18 以下	5.72	600 をこえ	700 以下	6.23
18 をこえ	20 以下	5.74	700 をこえ	800 以下	6.25
20 をこえ	22 以下	5.75	800 をこえ	900 以下	6.27
22 をこえ	24 以下	5.76	900 をこえ	1,000 以下	6.29
24 をこえ	26 以下	5.77	1,000 をこえ	1,500 以下	6.35
26 をこえ	28 以下	5.78	1,500 をこえ	2,000 以下	6.39
28 をこえ	30 以下	5.79	2,000 をこえ	2,500 以下	6.42
30 をこえ	35 以下	5.81	2,500 をこえ	3,000 以下	6.45
35 をこえ	40 以下	5.83	3,000 をこえ	4,000 以下	6.49
40 をこえ	45 以下	5.85	4,000 をこえるもの		6.53
45 をこえ	50 以下	5.86			
50 をこえ	55 以下	5.87			
55 をこえ	60 以下	5.89			
60 をこえ	70 以下	5.91			
70 をこえ	80 以下	5.93			
80 をこえ	90 以下	5.94			
90 をこえ	100 以下	5.96			
100 をこえ	120 以下	5.98			
120 をこえ	140 以下	6.00			
140 をこえ	160 以下	6.02			
160 をこえ	180 以下	6.04			
180 をこえ	200 以下	6.05			
200 をこえ	250 以下	6.09			
250 をこえ	300 以下	6.11			

## 諸 経 費 率 表

純工事費 (単位:百万円)	率(%)	備考1に該当する純工事費(円)	備考1による額(千円)
10 以下の場合	24.9		
10 を超え	24.2	10,289,256 以下	2,490
12 " 14 "	23.6	12,305,084 "	2,904
14 " 16 "	23.1	14,303,030 "	3,304
16 " 18 "	22.7	16,281,938 "	3,696
18 " 20 "	22.3	18,322,869 "	4,086
20 " 22 "	22.0	20,272,727 "	4,460
22 " 24 "	21.7	22,304,147 "	4,840
24 " 26 "	21.5	24,223,255 "	5,208
26 " 28 "	21.2	26,367,924 "	5,590
28 " 30 "	21.0	28,266,666 "	5,936
30 " 35 "	20.5	30,731,707 "	6,300
35 " 40 "	20.1	35,696,517 "	7,175
40 " 45 "	19.7	40,812,182 "	8,040
45 " 50 "	19.4	45,695,876 "	8,865
50 " 55 "	19.1	50,785,340 "	9,700
55 " 60 "	18.9	55,582,010 "	10,505
60 " 70 "	18.4	61,630,434 "	11,340
70 " 80 "	18.1	71,160,220 "	12,880
80 " 90 "	17.7	81,807,910 "	14,480
90 " 100 "	17.5	91,028,571 "	15,930
100 " 120 "	17.0	102,941,176 "	17,500
120 " 140 "	16.6	122,891,566 "	20,400
140 " 160 "	16.2	143,456,790 "	23,240
160 " 180 "	15.9	163,018,867 "	25,920
180 " 200 "	15.7	182,292,993 "	28,620
200 " 250 "	15.2	206,578,947 "	31,400
250 " 300 "	14.7	258,503,401 "	38,000
300 " 350 "	14.4	306,250,000 "	44,100
350 " 400 "	14.1	357,446,808 "	50,400
400 " 500 "	13.6	414,705,882 "	56,400
500 を超えるもの	13.3	511,278,195 "	68,000

- 備考 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- 2 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注(建築+解体)を単位として算定された額とする。(建物が数棟ある場合等)
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
- 3 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用の対応については別途考慮する。(工作物は除く。)



## 別表統計数量表

# 目 次

<b>第 1 総則 1</b> .....	統計数量表-1
1 用途の取扱い .....	統計数量表-1
2 階層の取扱い .....	統計数量表-2
<b>第 2 土工（基礎）関係</b> .....	統計数量表-3
1 工種別の数量 .....	統計数量表-3
2 土工（基礎）関係統計数量表 .....	統計数量表-5
表(5) RC造・SRC造＝ラーメン式 .....	統計数量表-5
表(6) RC造＝壁式 .....	統計数量表-6
表(7) S造 .....	統計数量表-7
肉厚4mm以上9mm未満及び肉厚9mm以上のもの .....	統計数量表-7
表(8) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの .....	統計数量表-8
表(9) CB造 .....	統計数量表-9
<b>第 3 く体コンクリート量関係</b> .....	統計数量表-10
1 数量算出方法 .....	統計数量表-10
2 く体コンクリート量等関係統計数量表 .....	統計数量表-12
表(12) RC造・SRC造＝ラーメン式 .....	統計数量表-12
表(13) RC造＝壁式 .....	統計数量表-17
<b>第 4 く体鉄骨量関係</b> .....	統計数量表-21
1 数量算出方法 .....	統計数量表-21
2 く体鉄骨量等関係統計数量表 .....	統計数量表-22
表(14) S造＝肉厚9mm以上のもの .....	統計数量表-22
表(15) S造＝肉厚4mm以上9mm未満のもの .....	統計数量表-30
表(16) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの .....	統計数量表-38

# 第1 総 則

## 1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗・事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮 病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店 舗 ・ 事 務 所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し適用することができるものとする。
工 場 ・ 倉 庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。
校 舎 ・ 園 舎	学校の校舎、幼稚園等の園舎 旅館・ホテル等で構造く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	基礎（土台）、屋根、壁等があり、建物として取り扱うことができるもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として別途個別に各数量を計算するものとする。

## 2 階層の取扱い

統計数量表の階層の設定は、次式により算出した数値を基に、表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div \text{1階床面積}$$

表(2)

階 層 率	適用階層
1.30 未満	1 階
1.30 以上 2.30 未満	2 階
2.30 以上 3.30 未満	3 階
3.30 以上 4.30 未満	4 階
4.30 以上 5.30 未満	5 階
5.30 以上	6 階

## 第2 土工（基礎）関係

### 1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = 1 \text{ 階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

#### イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5) から表(9) の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5) 及び表(6) の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び表(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には地下階の数量は含まれていないので、地下階がある場合にはその地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

#### ロ 杭地業による補正

杭地業による補正率は、杭地業の有無により表(3) の区分による。

ただし、補正は根切・砂利・割石敷・捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(3)

杭地業の有無	補正率
有	0.90
無	1.00

#### ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正率は、表(4) の区分による。

ただし、杭地業が有る場合は、補正の対象としない。

また、補正は根切・砂利・割石敷・捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 [ t / m <sup>2</sup> ]	補正率
硬質地盤	20 t 以上	0.85
普通地盤	5 t 以上 20 t 未満	1.00
軟弱地盤	5 t 未満	1.40

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

## 2 土工（基礎）関係統計数量表

表(5)

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)							
区 分		ラーメン式							
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	校舎・ 園 舎	備 考
1	根 切	1 階床面積	m3	1.22	1.13	1.17	1.29	1.31	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.141	0.130	0.135	0.149	0.151	
	捨コンクリート	〃	m3	0.030	0.028	0.029	0.032	0.032	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.26	0.24	0.25	0.27	0.27	
2	根 切	1 階床面積	m3	1.46	1.36	1.40	1.55	1.57	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.170	0.156	0.162	0.179	0.181	
	捨コンクリート	〃	m3	0.036	0.034	0.035	0.038	0.038	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.31	0.29	0.30	0.32	0.32	
3	根 切	1 階床面積	m3	1.83	1.70	1.76	1.94	1.97	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.212	0.195	0.203	0.224	0.227	
	捨コンクリート	〃	m3	0.045	0.042	0.044	0.048	0.048	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.39	0.36	0.38	0.41	0.41	
4	根 切	1 階床面積	m3	2.26	2.09	2.16	2.39	2.42	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.261	0.241	0.250	0.276	0.279	
	捨コンクリート	〃	m3	0.056	0.052	0.054	0.059	0.059	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.48	0.44	0.46	0.50	0.50	
5	根 切	1 階床面積	m3	2.68	2.49	2.57	—	2.88	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.310	0.286	0.297	—	0.332	
	捨コンクリート	〃	m3	0.066	0.062	0.064	—	0.070	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.57	0.53	0.55	—	0.59	
6	根 切	1 階床面積	m3	3.11	2.88	2.98	—	3.34	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.360	0.332	0.340	—	0.385	
	捨コンクリート	〃	m3	0.077	0.071	0.074	—	0.082	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.66	0.61	0.64	—	0.69	

注1 各工種の数量は、1階床面積1㎡当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。〔以下表(6)から表(9)についても同じ〕

表(6)

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)						
区 分		壁式						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	校舎・ 園 舎	備 考
1	根 切	1階床面積	m3	1.07	0.99	1.02	1.13	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.124	0.114	0.118	0.132	
	捨コンクリート	〃	m3	0.026	0.024	0.025	0.028	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.22	0.21	0.22	0.23	
2	根 切	1階床面積	m3	1.28	1.19	1.22	1.36	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.149	0.137	0.142	0.158	
	捨コンクリート	〃	m3	0.031	0.029	0.030	0.034	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.26	0.25	0.26	0.28	
3	根 切	1階床面積	m3	1.61	1.49	1.53	1.70	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.186	0.171	0.177	0.198	
	捨コンクリート	〃	m3	0.039	0.036	0.038	0.042	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.33	0.32	0.33	0.35	
4	根 切	1階床面積	m3	1.98	1.83	1.89	2.09	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.229	0.211	0.218	0.244	
	捨コンクリート	〃	m3	0.048	0.044	0.046	0.052	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.41	0.39	0.41	0.43	
5	根 切	1階床面積	m3	2.35	2.18	2.24	2.49	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.273	0.251	0.260	0.290	
	捨コンクリート	〃	m3	0.057	0.053	0.055	0.062	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.48	0.46	0.48	0.51	
6	根 切	1階床面積	m3	2.73	2.52	2.60	2.88	
	砂利・割石敷	〃	m3	0.316	0.291	0.301	0.337	
	捨コンクリート	〃	m3	0.066	0.061	0.064	0.071	
	基礎コンクリート	〃	m3	0.56	0.54	0.56	0.59	



表(7)

構 造		重量鉄骨造 (S造)							
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの及び肉厚 9mm以上のもの							
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	車 庫	備 考
1	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.80	0.80	0.68	0.58	0.58	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.089	0.089	0.073	0.076	0.076	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.023	0.023	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.218	0.218	0.165	0.134	0.134	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	6.02	6.02	6.02	5.80	5.80	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	0.109	
2	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.96	0.96	0.82	0.70	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.107	0.107	0.088	0.091	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.028	0.028	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.262	0.262	0.198	0.161	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	5.72	5.72	5.72	5.51	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
3	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.20	1.20	1.02	0.87	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.134	0.134	0.110	0.114	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.035	0.035	0.027	0.023	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.327	0.327	0.248	0.201	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	5.12	5.12	5.12	4.93	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
4	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.48	1.48	1.26	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.165	0.165	0.135	—	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.043	0.043	0.033	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.403	0.403	0.305	—	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	4.52	4.52	4.52	—	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	—	—	
5	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	1.76	1.50	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	—	0.196	0.161	—	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	0.051	0.040	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	0.480	0.363	—	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	—	4.21	4.21	—	—	
	鉄 筋	〃	t	—	0.105	0.087	—	—	

注 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリート 1m<sup>3</sup>当たりの数量である。〔以下表(8)から表(9)についても同じ〕

表(8)

構 造		軽量鉄骨造 (L G S 造)							
区 分		肉厚 4 mm未満のもの							
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	車 庫	備 考
1	根 切	1 階床面積	m <sup>3</sup>	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91	
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114	
2	根 切	1 階床面積	m <sup>3</sup>	0.58	0.58	0.56	0.48	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.097	0.097	0.097	0.113	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.024	0.024	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.144	0.144	0.132	0.122	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.46	8.46	7.36	6.41	—	
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—	
3	根 切	1 階床面積	m <sup>3</sup>	0.72	0.72	0.71	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.122	0.122	0.122	—	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.030	0.030	0.027	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.180	0.180	0.165	—	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	7.57	7.57	6.59	—	—	
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	—	—	

表(9)

構 造		コンクリートブロック造 (C B造)							
区 分		—							
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	車 庫	備 考
1	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51	
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103	
2	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.68	0.68	0.68	0.77	—	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.134	0.134	0.134	0.152	—	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.025	0.025	0.025	0.031	—	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.230	0.230	0.230	0.304	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.22	8.22	8.22	9.03	—	
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—	

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

### 第3 く体コンクリート量関係

#### 1 数量算出方法

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

#### イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から表(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び表(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

#### ロ 階高による補正

統計数量値の階高3m未満を基準としたものであり、階高が3m以上の場合は表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正はコンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

階高 項目	3 m未満	3 m以上 4 m未満	4 m以上 5 m未満	5 m以上 6 m未満	6 m以上 7 m未満	7 m以上
補正率	1.00	1.15	1.30	1.45	1.60	1.75

#### ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

##### (1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用 途	延床面積当たり鉄骨量
共 同 住 宅	0.053 t
事 務 所 店 舗	0.085 t
工 場 倉 庫	0.073 t
校 舎 園 舎	0.059 t

## (2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート総量} - [\text{鉄骨量} \times 0.127\text{m}^3]$$

注 鉄骨量 7.85 t 当たりコンクリート 1.00m<sup>3</sup>を基準としている。

## (3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

## (4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。

構造			鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）						
区分			ラーメン式・階高3m未満						
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.74	0.73	0.73	0.72	0.71	0.70
		型枠	m <sup>2</sup>	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69
		型枠	m <sup>2</sup>	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.72	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68
		型枠	m <sup>2</sup>	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.71	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67
		型枠	m <sup>2</sup>	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.70	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66
		型枠	m <sup>2</sup>	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65
		型枠	m <sup>2</sup>	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量を単位とする。

3 鉄筋は、コンクリート量を単位とする。

[以下表(12)－2から(12)－5についても同じ]

表(12)－2

構 造			鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）						
区 分			ラーメン式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄 筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄 筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄 筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.63	0.62	0.62	0.61	0.60	0.60
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

表(12)－3

構 造			鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）						
区 分			ラーメン式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
店 舗 事 務 所	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67	0.66
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄 筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄 筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄 筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.66	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148



表(12)－4

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）							
区 分		ラーメン式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
工 場 倉 庫	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.78	0.77	0.76	0.76	0.75	0.74
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.83	6.56	6.28	6.01	5.74	5.46
		鉄 筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.76	6.49	6.22	5.95	5.68	5.41
		鉄 筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.76	0.75	0.74	0.73	0.73	0.72
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.69	6.43	6.16	5.89	5.62	5.35
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.120	0.122	0.125
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.74	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.63	6.36	6.10	5.83	5.57	5.30
		鉄 筋	t	0.121	0.121	0.123	0.126	0.128	0.131

表(12)－5

構 造			鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）						
区 分			ラーメン式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
校 舎 園 舎	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.79	0.78	0.77	0.77	0.76	0.75
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.75	7.44	7.13	6.82	6.51	6.20
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.78	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.67	7.37	7.06	6.75	6.44	6.14
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.77	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.60	7.29	6.99	6.68	6.38	6.08
		鉄 筋	t	0.122	0.122	0.124	0.127	0.129	0.132
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.75	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.52	7.22	6.92	6.62	6.31	6.01
		鉄 筋	t	0.128	0.128	0.130	0.133	0.135	0.138
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.74	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.44	7.14	6.84	6.55	6.25	5.95
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.136	0.139	0.141	0.144
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.73	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69
		型 枠	m <sup>2</sup>	7.36	7.07	6.77	6.48	6.18	5.89
		鉄 筋	t	0.139	0.139	0.142	0.145	0.148	0.150

表(13)－1

構 造			鉄筋コンクリート造（RC造）						
区 分			壁 式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
専用住宅	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄 筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄 筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1 m<sup>2</sup>当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量を単位とする。

3 鉄筋は、コンクリート量を単位とする。

〔以下表(13)－2から(13)－4についても同じ〕

表(13)－2

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁 式・階高3 m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.63	0.62	0.62	0.61	0.61	0.60
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄 筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.62	0.61	0.61	0.60	0.60	0.59
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄 筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.61	0.60	0.60	0.59	0.59	0.58
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.60	0.60	0.59	0.58	0.58	0.57
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

表(13) - 3

構 造			鉄筋コンクリート造 (RC造)						
区 分			壁 式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
店 舗 事 務 所	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄 筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄 筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

表(13)－4

構 造			鉄筋コンクリート造 (RC造)						
区 分			壁 式・階高3m未満						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
校 舎 園 舎	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.46	9.08	8.70	8.32	7.95	7.57
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73	0.72
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.37	8.99	8.62	8.24	7.87	7.49
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.27	8.90	8.53	8.16	7.79	7.42
		鉄 筋	t	0.103	0.103	0.105	0.107	0.109	0.111
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.18	8.81	8.44	8.08	7.71	7.34
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.110	0.112	0.114	0.116
	5	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69	0.69
		型 枠	m <sup>2</sup>	9.08	8.72	8.36	7.99	7.63	7.27
		鉄 筋	t	0.113	0.113	0.115	0.117	0.119	0.122
	6	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68	0.68
		型 枠	m <sup>2</sup>	8.99	8.63	8.27	7.91	7.55	7.19
		鉄 筋	t	0.118	0.118	0.120	0.122	0.125	0.127

## 第4 く体鉄骨量関係

### 1 数量算出方法

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途算出して加算するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

#### イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)から表(16)の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

#### ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\begin{aligned} \text{鉄骨数量} &= V (S1 \times 1.1 + S2) \\ V &= \text{統計数量値} \\ S1 &= \text{走行クレーンの可動（設置）する床面積} \\ S2 &= \text{走行クレーンの可動（設置）しない床面積} \\ &\text{ただし、} S1 + S2 = \text{延床面積} \end{aligned}$$

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 9 mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					3000 m <sup>2</sup> 以上
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	
専用住宅	1	3 m未満	76 kg	76 kg	76 kg	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	79	79	79	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	82	82	82	—	—	—
		5 m以上	85	85	85	—	—	—
	2	3 m未満	83	83	83	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	86	86	86	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	90	90	90	—	—	—
		5 m以上	93	93	93	—	—	—
	3	3 m未満	90	90	90	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	94	94	94	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	97	97	97	—	—	—
		5 m以上	101	101	101	—	—	—
	4	3 m未満	95	95	95	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	99	99	99	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	103	103	103	—	—	—
		5 m以上	107	107	107	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積 1 m<sup>2</sup>当たりの数量である。

[以下表(14) - 2から表(16) - 4についても同じ]



表(14) - 2

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	3 m未満	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg
		3 m以上 4 m未満	79	79	79	79	79	79
		4 m以上 5 m未満	82	82	82	82	82	82
		5 m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3 m未満	83	83	83	83	83	83
		3 m以上 4 m未満	86	86	86	86	86	86
		4 m以上 5 m未満	90	90	90	90	90	90
		5 m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3 m未満	90	90	90	90	90	90
		3 m以上 4 m未満	94	94	94	94	94	94
		4 m以上 5 m未満	97	97	97	97	97	97
		5 m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3 m未満	95	95	95	95	95	95
		3 m以上 4 m未満	99	99	99	99	99	99
		4 m以上 5 m未満	103	103	103	103	103	103
		5 m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3 m未満	101	101	101	101	101	101
		3 m以上 4 m未満	105	105	105	105	105	105
		4 m以上 5 m未満	109	109	109	109	109	109
		5 m以上	113	113	113	113	113	113

表(14) - 3

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
店 舗	1	3 m未満	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg	76 kg
		3 m以上 4 m未満	79	79	79	79	79	79
		4 m以上 5 m未満	82	82	82	82	82	82
		5 m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3 m未満	83	83	83	83	83	83
		3 m以上 4 m未満	86	86	86	86	86	86
		4 m以上 5 m未満	90	90	90	90	90	90
		5 m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3 m未満	90	90	90	90	90	90
		3 m以上 4 m未満	94	94	94	94	94	94
		4 m以上 5 m未満	97	97	97	97	97	97
		5 m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3 m未満	95	95	95	95	95	95
		3 m以上 4 m未満	99	99	99	99	99	99
		4 m以上 5 m未満	103	103	103	103	103	103
		5 m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3 m未満	101	101	101	101	101	101
		3 m以上 4 m未満	105	105	105	105	105	105
		4 m以上 5 m未満	109	109	109	109	109	109
		5 m以上	113	113	113	113	113	113

表(14) - 4

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
事 務 所	1	3 m未満	79 kg	79 kg	79 kg	79 kg	79 kg	79 kg
		3 m以上 4 m未満	82	82	82	82	82	82
		4 m以上 5 m未満	85	85	85	85	85	85
		5 m以上	88	88	88	88	88	88
	2	3 m未満	87	87	87	87	87	87
		3 m以上 4 m未満	90	90	90	90	90	90
		4 m以上 5 m未満	94	94	94	94	94	94
		5 m以上	97	97	97	97	97	97
	3	3 m未満	94	94	94	94	94	94
		3 m以上 4 m未満	98	98	98	98	98	98
		4 m以上 5 m未満	102	102	102	102	102	102
		5 m以上	105	105	105	105	105	105
	4	3 m未満	99	99	99	99	99	99
		3 m以上 4 m未満	103	103	103	103	103	103
		4 m以上 5 m未満	107	107	107	107	107	107
		5 m以上	111	111	111	111	111	111
	5	3 m未満	105	105	105	105	105	105
		3 m以上 4 m未満	109	109	109	109	109	109
		4 m以上 5 m未満	113	113	113	113	113	113
		5 m以上	118	118	118	118	118	118

表(14) - 5

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
工 場	1	3 m未満	72 kg	71 kg	69 kg	68 kg	66 kg	65 kg
		3 m以上 4 m未満	75	74	72	71	69	68
		4 m以上 5 m未満	78	76	75	73	72	70
		5 m以上 6 m未満	89	88	86	84	82	80
		6 m以上 7 m未満	102	100	98	96	94	92
		7 m以上 8 m未満	114	112	109	107	105	103
		8 m以上 9 m未満	126	124	121	119	116	114
		9 m以上 10 m未満	162	158	155	152	149	145
		10 m以上	197	193	189	185	181	177
	2	3 m未満	84	82	80	79	77	75
		3 m以上 4 m未満	87	85	84	82	80	78
		4 m以上 5 m未満	90	89	87	85	83	81
		5 m以上 6 m未満	104	102	100	98	95	93
		6 m以上 7 m未満	118	116	113	111	109	106
		7 m以上 8 m未満	132	130	127	124	122	119
		8 m以上 9 m未満	146	143	141	138	135	132
		9 m以上 10 m未満	187	184	180	176	172	169
		10 m以上	228	224	219	215	210	206
	3	3 m未満	95	93	91	89	88	86
3 m以上 4 m未満		99	97	95	93	91	89	

3	4 m以上 5 m未満	103	101	99	97	95	93
	5 m以上 6 m未満	118	116	113	111	109	106
	6 m以上 7 m未満	134	132	129	126	123	121
	7 m以上 8 m未満	150	147	144	141	138	135
	8 m以上 9 m未満	167	163	160	157	153	150
	9 m以上 10 m未満	213	209	205	200	196	192
	10 m以上	260	255	249	244	239	234

表(14) - 6

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚9mm以上のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					3000 m <sup>2</sup> 以上
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	
倉庫	1	3 m未満	67 kg	66 kg	65 kg	63 kg	62 kg	61 kg
		3 m以上 4 m未満	70	69	67	66	64	63
		4 m以上 5 m未満	73	71	70	68	67	65
		5 m以上 6 m未満	83	82	80	78	77	75
		6 m以上 7 m未満	95	93	91	89	87	85
		7 m以上 8 m未満	106	104	102	100	98	96
		8 m以上 9 m未満	118	115	113	111	108	106
		9 m以上 10 m未満	151	148	145	142	139	136
		10 m以上	184	180	176	173	169	165
	2	3 m未満	78	76	75	73	72	70
		3 m以上 4 m未満	81	80	78	76	75	73
		4 m以上 5 m未満	84	83	81	79	78	76
		5 m以上 6 m未満	97	95	93	91	89	87
		6 m以上 7 m未満	110	108	106	103	101	99
		7 m以上 8 m未満	123	121	118	116	113	111
		8 m以上 9 m未満	137	134	131	128	126	123
		9 m以上 10 m未満	175	171	168	164	161	157
		10 m以上	213	209	205	200	196	192
	3	3 m未満	89	87	85	83	82	80
3 m以上 4 m未満		92	91	89	87	85	83	

3	4 m以上 5 m未満	96	94	92	90	88	86
	5 m以上 6 m未満	110	107	106	104	101	99
	6 m以上 7 m未満	125	123	120	118	115	113
	7 m以上 8 m未満	140	138	135	132	129	126
	8 m以上 9 m未満	155	152	149	146	143	140
	9 m以上 10 m未満	199	195	191	187	183	179
	10 m以上	242	238	233	228	223	218
4	3 m未満	100	98	96	94	92	90
	3 m以上 4 m未満	104	101	99	97	95	93
	4 m以上 5 m未満	108	105	103	101	99	97
	5 m以上 6 m未満	123	121	118	116	114	111
	6 m以上 7 m未満	140	138	135	132	129	126
	7 m以上 8 m未満	157	154	151	148	145	142
	8 m以上 9 m未満	174	171	167	164	160	157
	9 m以上 10 m未満	223	219	214	210	205	201
	10 m以上	272	266	261	256	250	245

表(15) - 1

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
専用住宅	1	3 m未満	63 kg	63 kg	63 kg	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	65	65	65	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	68	68	68	—	—	—
		5 m以上	70	70	70	—	—	—
	2	3 m未満	69	69	69	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	72	72	72	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	74	74	74	—	—	—
		5 m以上	77	77	77	—	—	—
	3	3 m未満	75	75	75	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	77	77	77	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	80	80	80	—	—	—
		5 m以上	83	83	83	—	—	—



表(15) - 2

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	3 m未満	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg
		3 m以上 4 m未満	65	65	65	65	65	65
		4 m以上 5 m未満	68	68	68	68	68	68
		5 m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3 m未満	69	69	69	69	69	69
		3 m以上 4 m未満	72	72	72	72	72	72
		4 m以上 5 m未満	74	74	74	74	74	74
		5 m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3 m未満	75	75	75	75	75	75
		3 m以上 4 m未満	77	77	77	77	77	77
		4 m以上 5 m未満	80	80	80	80	80	80
		5 m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3 m未満	79	79	79	79	79	79
		3 m以上 4 m未満	82	82	82	82	82	82
		4 m以上 5 m未満	85	85	85	85	85	85
		5 m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3 m未満	83	83	83	83	83	83
		3 m以上 4 m未満	87	87	87	87	87	87
		4 m以上 5 m未満	90	90	90	90	90	90
		5 m以上	93	93	93	93	93	93

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
店 舗	1	3 m未満	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg
		3 m以上 4 m未満	65	65	65	65	65	65
		4 m以上 5 m未満	68	68	68	68	68	68
		5 m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3 m未満	69	69	69	69	69	69
		3 m以上 4 m未満	72	72	72	72	72	72
		4 m以上 5 m未満	74	74	74	74	74	74
		5 m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3 m未満	75	75	75	75	75	75
		3 m以上 4 m未満	77	77	77	77	77	77
		4 m以上 5 m未満	80	80	80	80	80	80
		5 m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3 m未満	79	79	79	79	79	79
		3 m以上 4 m未満	82	82	82	82	82	82
		4 m以上 5 m未満	85	85	85	85	85	85
		5 m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3 m未満	83	83	83	83	83	83
		3 m以上 4 m未満	87	87	87	87	87	87
		4 m以上 5 m未満	90	90	90	90	90	90
		5 m以上	93	93	93	93	93	93

表(15) - 4

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
事 務 所	1	3 m未満	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg	63 kg
		3 m以上 4 m未満	66	66	66	66	66	66
		4 m以上 5 m未満	69	69	69	69	69	69
		5 m以上	71	71	71	71	71	71
	2	3 m未満	70	70	70	70	70	70
		3 m以上 4 m未満	73	73	73	73	73	73
		4 m以上 5 m未満	75	75	75	75	75	75
		5 m以上	78	78	78	78	78	78
	3	3 m未満	76	76	76	76	76	76
		3 m以上 4 m未満	79	79	79	79	79	79
		4 m以上 5 m未満	82	82	82	82	82	82
		5 m以上	85	85	85	85	85	85
	4	3 m未満	80	80	80	80	80	80
		3 m以上 4 m未満	83	83	83	83	83	83
		4 m以上 5 m未満	86	86	86	86	86	86
		5 m以上	90	90	90	90	90	90
	5	3 m未満	84	84	84	84	84	84
		3 m以上 4 m未満	88	88	88	88	88	88
		4 m以上 5 m未満	91	91	91	91	91	91
		5 m以上	95	95	95	95	95	95

表(15) - 5

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
工 場	1	3 m未満	56 kg	54 kg	53 kg	52 kg	51 kg	50 kg
		3 m以上 4 m未満	58	57	55	54	53	52
		4 m以上 5 m未満	60	59	58	56	55	54
		5 m以上 6 m未満	69	68	66	65	63	62
		6 m以上 7 m未満	78	77	75	74	72	71
		7 m以上 8 m未満	88	86	84	83	81	79
		8 m以上 9 m未満	97	95	93	91	89	88
		9 m以上 10 m未満	124	122	119	117	114	112
		10 m以上	152	149	146	143	140	137
	2	3 m未満	64	63	62	61	59	58
		3 m以上 4 m未満	67	66	64	63	62	60
		4 m以上 5 m未満	70	68	67	65	64	63
		5 m以上 6 m未満	80	78	77	75	74	72
		6 m以上 7 m未満	91	89	87	85	84	82
		7 m以上 8 m未満	102	100	98	96	94	92
		8 m以上 9 m未満	113	111	108	106	104	102
		9 m以上 10 m未満	144	141	139	136	133	130
		10 m以上	176	172	169	165	162	158
		3 m未満	73	72	70	69	67	66
3 m以上 4 m未満		76	75	73	72	70	69	

3	4 m以上 5 m未満	79	78	76	74	73	71
	5 m以上 6 m未満	91	89	87	85	84	82
	6 m以上 7 m未満	103	101	99	97	95	93
	7 m以上 8 m未満	116	114	111	109	107	104
	8 m以上 9 m未満	128	126	123	121	118	116
	9 m以上 10 m未満	164	161	158	154	151	148
	10 m以上	200	196	192	188	184	180

表(15) - 6

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚 4mm以上 9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
倉 庫	1	3 m未満	52 kg	51 kg	50 kg	49 kg	48 kg	47 kg
		3 m以上 4 m未満	54	53	52	51	50	49
		4 m以上 5 m未満	56	55	54	53	52	50
		5 m以上 6 m未満	64	63	62	61	59	58
		6 m以上 7 m未満	73	72	70	69	67	66
		7 m以上 8 m未満	82	80	79	77	75	74
		8 m以上 9 m未満	91	89	87	85	84	82
		9 m以上 10 m未満	116	114	112	109	107	105
		10 m以上	142	139	136	133	130	128
	2	3 m未満	61	59	58	57	55	54
		3 m以上 4 m未満	63	61	60	59	58	56
		4 m以上 5 m未満	65	64	62	61	60	59
		5 m以上 6 m未満	75	73	72	70	69	67
		6 m以上 7 m未満	85	83	82	80	78	76
		7 m以上 8 m未満	95	93	91	89	88	86
		8 m以上 9 m未満	105	103	101	99	97	95
		9 m以上 10 m未満	135	132	130	127	124	121
		10 m以上	164	161	158	155	151	148
	3	3 m未満	69	67	66	64	63	62
3 m以上 4 m未満		71	70	68	67	66	64	

3	4 m以上 5 m未満	74	73	71	70	68	67
	5 m以上 6 m未満	85	83	82	80	78	76
	6 m以上 7 m未満	97	95	93	91	89	87
	7 m以上 8 m未満	108	106	104	102	100	97
	8 m以上 9 m未満	120	118	115	113	110	108
	9 m以上 10 m未満	154	150	147	144	141	138
	10 m以上	187	183	180	176	172	168

構 造	重量鉄骨造 (S造)							
区 分	肉厚 4 mm以上 9 mm未満のもの							
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	2000 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 以上
車 庫	1	3 m未満	kg 42	kg 41	kg 40	kg _____	kg _____	kg _____
		3 m以上 4 m未満	44	43	42	_____	_____	_____
		4 m以上	45	44	44	_____	_____	_____

表(16) - 1

構 造		軽量鉄骨造 (L G S造)				
区 分		肉厚 4 mm未満のもの				
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積			
			100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上
専用住宅	1	3 m未満	33 kg	33 kg	33 kg	33 kg
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37
	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3 m未満	33	33	33	33
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37
	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38



表(16)－2

構 造		軽量鉄骨造 (L G S 造)				
区 分		肉厚 4 mm未満のもの				
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積			
			100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上
店 舗	1	3 m未満	34 kg	34 kg	34 kg	34 kg
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上 5 m未満	36	36	36	36
		5 m以上	38	38	38	38
	2	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上 5 m未満	37	37	37	37
		5 m以上	39	39	39	39
	3	3 m未満	36	36	36	36
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上 5 m未満	38	38	38	38
		5 m以上	40	40	40	40

表(16) - 3

構 造		軽量鉄骨造 (L G S造)				
区 分		肉厚4mm未満のもの				
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積			
			100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上
事 務 所	1	3 m未満	36 kg	36 kg	36 kg	36 kg
		3 m以上 4 m未満	38	38	38	38
		4 m以上 5 m未満	39	39	39	39
		5 m以上	41	41	41	41
	2	3 m未満	37	37	37	37
		3 m以上 4 m未満	39	39	39	39
		4 m以上 5 m未満	40	40	40	40
		5 m以上	42	42	42	42
	3	3 m未満	39	39	39	39
		3 m以上 4 m未満	40	40	40	40
		4 m以上 5 m未満	42	42	42	42
		5 m以上	43	43	43	43
工 場	1	3 m未満	32	31	30	29
		3 m以上 4 m未満	34	33	32	31
		4 m以上 5 m未満	36	34	33	32
		5 m以上	37	36	35	34
	2	3 m未満	33	32	31	30
		3 m以上 4 m未満	35	34	33	32
		4 m以上 5 m未満	37	35	34	33
		5 m以上	38	37	36	35

表(16) - 4

構 造		軽量鉄骨造 (L G S造)				
区 分		肉厚 4 mm未満のもの				
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積			
			100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上
倉 庫	1	3 m未満	31 kg	30 kg	29 kg	28 kg
		3 m以上 4 m未満	33	32	31	30
		4 m以上 5 m未満	35	33	32	31
		5 m以上	36	35	34	33
	2	3 m未満	32	31	30	29
		3 m以上 4 m未満	34	33	32	31
		4 m以上 5 m未満	36	34	33	32
		5 m以上	37	36	35	34
車 庫	1	3 m未満	30	29	28	27
		3 m以上 4 m未満	32	31	30	29
		4 m以上 5 m未満	34	32	31	30

## 機械設備調査算定要領

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

**第1条** この要領は、用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第64条、第75条及び第87条に規定する機械設備の調査算定要領である。

#### (適用範囲)

**第2条** この要領は、原則として、仕様書第5条第三号の「表2 工作物区分」に掲げる「機械設備」の調査算定に適用するものとする。

#### (用語の定義)

- 第3条** この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キュービクル式受変電設備、これらそれに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、1次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。
- 2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
  - 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
  - 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
  - 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
  - 6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

## 第2章 調査及び調査表等の作成

### (調 査)

**第4条** 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。

- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

一 機械配置	建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
二 機 器 等	機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等
三 機械基礎	構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
四 電気設備	受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
五 配管設備	配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等
六 プロセスコンピュータ設備	種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
七 稼動状況	各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼動状況等
八 復元の可否	復元の困難性、移設工期等
九 そ の 他	

- (1) 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
- (2) 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。
- (3) 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
- (4) 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。
- (5) そ の 他 その他必要な事項について調査する。

- 6 前項第6号のプロセスコンピューター設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピューター設備をいう。
- 7 第5項第9号(2)の固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。
- 8 前項までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により行うものとする。

**(調査表)**

**第5条** 機械設備の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

一 所在地	機械設備の所在地
二 調査年月日	調査を実施した年月日
三 調査者	調査を実施した担当者の氏名
四 所有者氏名	機械設備の所有者の氏名又は名称
五 所有者住所	機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
六 業種区分	当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
七 製造(加工)工程	製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
八 稼動状況等	稼動状況、操業時間等
九 法令の適合性等	関係する法令等の概要と適合状況等
十 機械番号	機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
十一 機械名称	機器等の名称は、一般的な名称を記載する。 配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。 電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。
十二 数量	機器等の設置台数
十三 取得年月	機器等の取得年月(中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。)
十四 仕様	機器等の型式、能力、原動機の出力等
十五 製造所名等	機器等の製作所名
十六 形状・寸法	機器等の形状及び寸法(m)
十七 質量	機器等一台当たりの質量(t)(2次側の配線、配管等を除く。)
十八 基礎寸法・設置状況	機械基礎の形状・寸法、設置状況(ボルト固定、コロ付等)等
十九 その他	復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

(機械設備図)

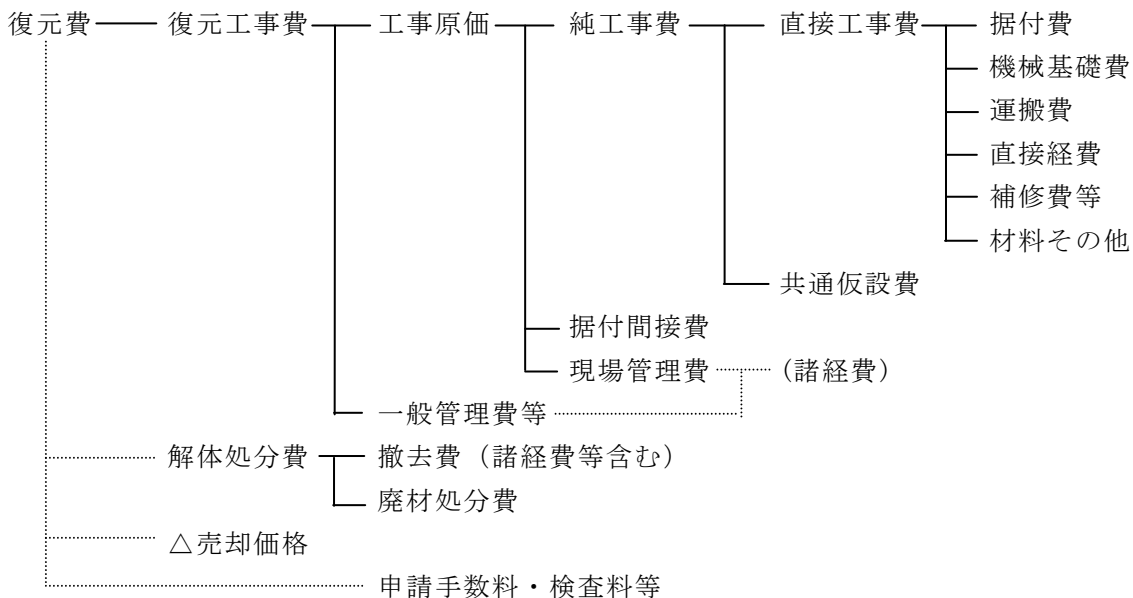
**第6条** 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

### 第3章 算 定

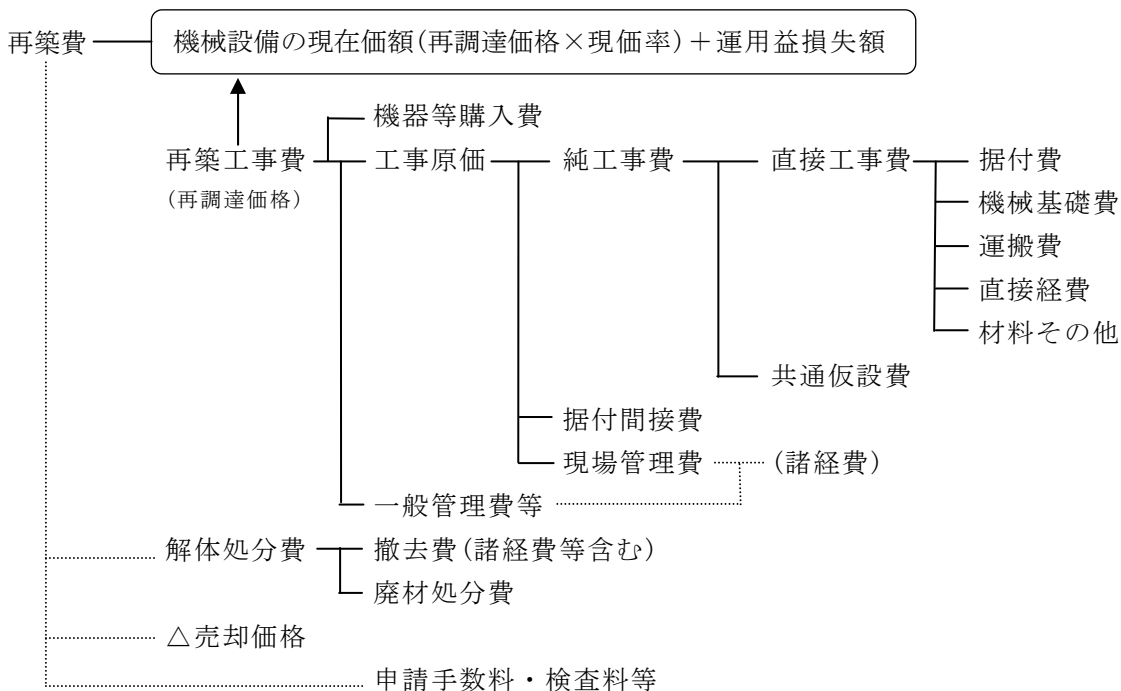
#### (補償額の構成)

第7条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### <復元費の構成>



#### <再築費の構成>





2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

一 運 搬 費	建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
二 準 備 費	基準点測量、完成時の清掃及び跡片付け等に関する費用
三 事業損失防止施設費	事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
四 安 全 費	安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）等に関する費用
五 役 務 費	動力、用水等の基本料等
六 技 術 管 理 費	施工管理・品質管理・工程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
七 営 繕 費	現場事務所、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費：据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸 経 費
  - (1) 現場管理費：現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
  - (2) 一般管理費等：一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

### (補償額の算定)

**第8条** 機械設備の復元費及び再築費は、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額 (再調達価格 × 現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

- n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数  
N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)  
r 年利率

#### 一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入 (新品としての購入とする。) から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

#### 二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

### (工事費の算定)

**第9条** 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添2機械設備工事費算定基準によるものとする。

## 第4章 移転工法案の検討資料等の作成

### (製造工程図)

**第10条** 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造、加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

### (動線配置図)

**第11条** 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

### (移転工程表)

**第12条** 復元及び再築に係る「建物、機械設備等の移転工程表」を作成するものとし、その内容は次の各号によるものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

# 別添 1 機械設備図面作成基準

## (趣 旨)

第1 この基準は、要領第6条に定める機械設備図面の作成基準である。

## (作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

## (用 紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

## (図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

## (図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

## (図面等に表示する数値)

第6 図面等に表示する数値は、仕様書第25条による。

## (図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号を用いる。

## (線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実 線	—————
破 線	- - - - -
点 線	.....
鎖 線	- · - · - · - · - · -

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

## (文 字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

## (勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備 考
機械設備位置図	<p>ア 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。</p> <p>イ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。</p> <p>ウ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
電気設備図	<p>ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。</p> <p>ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。</p> <p>エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。</p> <p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等を含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	

<p>機械基礎図</p>	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	<p>1/50 又は 1/100</p>	
<p>プロセスコンピューター 設備図</p>	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	

# 別添2 機械設備工事費算定基準

## 第1章 総 則

(趣 旨)

**第1** この基準は、要領第8条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

## 第2章 数量計算

(数量計算書)

**第2** 数量の算出は、次によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物要領別添2非木造建物〔I〕数量計測基準に準じて算出するものとする。

### 一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

### 二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物〔I〕数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

### 三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 計算数値の取扱いは、仕様書第26条第2項第二号の規定により、各種目ごとの計算過程においては、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨)まで求めるものとする。

3 補償額算定調書に計上する数値は、仕様書第27条第二号の規定により、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上するものとする。

### 第3章 単価及び見積

#### (見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格（カタログ価格等）及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

#### 一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶接機 ポンプ 空調機械 空圧機器 送風機  等の 小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯槽類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

#### 二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

(一) 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げとなる者から、見積を徴してはならない。



- (二) 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

### 三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- (一) 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- (二) 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数などの見積条件を明示するものとする。
- (三) 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- (四) 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

### 四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- (一) 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- (二) 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- (三) 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- (四) 総合試運転費
- (五) 中古品売却価格
- (六) 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- (七) その他雑費（材料費、仮設費等。）
- (八) 消費税等
- (九) 機器等1台当たりの質量(t)
- (十) 移転工期
- (十一) その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

### 五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- (一) 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- (二) 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- (三) 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

## 第4章 工数歩掛等

### （工数歩掛）

**第4** 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財)建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財)経済調査会発行）
- 四 下水道工事積算基準（(財)下水道新技術推進機構発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

### （据付工数）

**第5** 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

#### 一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10 tを超える場合などで、この工数歩掛により難しい場合は及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械</li> <li>○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの</li> <li>○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの</li> <li>○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの</li> </ul>
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>

第3類	貯槽類等	4.8X	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○レベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> <li>○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの</li> </ul>
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

## 二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

作業区分		補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地表又は各階床面より5 m以上の場所</li> <li>○地下2 m以上の場所</li> </ul>
	悪環境における作業	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毒性ガスの発生する恐れのある場所</li> <li>○危険物、毒劇物を保管している場所</li> <li>○施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）</li> </ul>
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）</li> </ul>

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

## 三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

### (撤去工数)

**第6** 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

#### 撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

( 撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率 )

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

### (運搬台数)

**第7** 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積 機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

## 第5章 算 定

### (算定内訳書)

**第8** 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2、様式第3及び様式第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

### (据付費)

**第9** 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

#### 二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

### （撤去費）

**第10** 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

#### 二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

#### 三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

2 撤去費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記9石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

### （機械基礎費）

**第11** 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

### (運搬費)

**第12** 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

( 運搬費 = 認定運搬台数 × 運搬単価 )

認定運搬台数は、第7(運搬台数)により算出した台数とし、運搬単価は、第2(数量計算書)により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

#### 一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

#### 二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

### (直接経費)

**第13** 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

#### 二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

#### 三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

( 機械経費 = 据付労務費 × 機械経费率 + 撤去労務費 × 機械経费率 )

機械経费率は、2%とする。

#### (補修費等)

**第14** 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でないと認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

( 補修費等 = 据付労務費 × 補修費率 + 撤去労務費 × 補修費率 )

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

#### (材料その他)

**第15** 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

#### (共通仮設費)

**第16** 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表-2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率 )

なお、別表-2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

#### (据付間接費)

**第17** 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費等をいい、次の式により算定するものとする。

( 据付間接費 = 据付労務費中の設備機械工据付労務費 × 据付間接費率 )

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。



**(諸経費)**

**第18** 諸経費は、別表－3 諸経费率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 現場管理費 = 純工事費 × 現場管理费率 )

( 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 )

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

**(機器等購入費)**

**第19** 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

**(売却価格)**

**第20** 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材）価格

(一) 鉄くず

ア 機器等：機器質量 × 鉄屑スクラップ価格（円/t）

イ その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く）：設計質量 × 80% × 鉄屑スクラップ価格（円/t）

(二) 銅くず

ア 銅鑄物単体類：機器質量 × 銅屑スクラップ価格（円/kg）

イ 銅管、銅線類：設計質量 × 80% × 銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

### **（廃材処分費）**

**第21** 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

2 廃材処分費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記9石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

### **（申請手数料・検査料等）**

**第22** 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

### **（リース機械）**

**第23** リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

## 別表－1

## 機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備 (集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又は野菜処理加工設備		荒茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製茶製造設備	23
その他の設備	21	清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	23
コンクリート製仕込そう	58	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用ものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
精穀設備	23	結氷かん及び凍結さら	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
粗製でん粉貯そう	58		
その他の設備	28		

02 繊維工業			
生糸製造設備		洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
自動繰糸機	18	整経又はサイジング業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	鋼、網又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工糸製造設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	36
メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備		繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
圧縮用電極板	8	縫製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39

03 製材・木製品工業			
可搬式造林、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24
製材業用設備		木材防汚処理設備	31
製材用自動送材装置	19		
その他の設備	29		

04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備			
めっき又はアルマイト加工設備	18		
溶接設備	26		
その他の設備	34		

05 紙・紙加工品工業			
パルプ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30

06 印刷・製本業			
日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
モノタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
その他の設備	21	写真製版業用設備	13
印刷設備	19	複写業用設備	11
活字鑄造業用設備	21		

07 化学工業			
アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
硫酸又は硝酸製造設備	19	ビニールエーテル製造設備	19
溶成りん肥製造設備	19	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
その他の化学肥料製造設備	24	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備	19
配合肥料その他の肥料製造設備	31	スチレンモノマー製造設備	22
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	アルギン酸塩製造設備	24
その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	フルフラル製造設備	26
金属ソーダ製造設備	24	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	酢酸繊維素製造設備	19
炭酸マグネシウム製造設備	17	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	24
苦汁製品又はその誘導体製造設備	19	その他の有機薬品製造設備	29
軽質炭酸カルシウム製造設備	19	塩化ビニル系樹脂、酢酸ビニル系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
硫酸鉄製造設備	17	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		レーヨン糸又はレーヨンスタープル製造設備	22
よう素用坑井設備	7	酢酸繊維製造設備	19
その他の設備	17	合成繊維製造設備	17
ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	石けん製造設備	22
塩化りん製造設備	12	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
りん酸又は硫化りん製造設備	17	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
りん又はりん化合物製造設備	24	ビタミン剤製造設備	14
べんがら製造設備	14	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備	26	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備	22	産業用火薬類(火花を含む。)製造設備	17
無水クロム酸製造設備	17	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)	14
その他のクロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
二酸化マンガン製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	染料又は顔料製造設備	17
青酸製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
硝酸銀製造設備	17	試薬製造設備	17
二硫化炭素製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
過酸化水素製造設備	24	合成樹脂用安定剤製造設備	17
ヒトランジ製造設備	17	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	19
酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	24	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	26
加圧式又は真空式製塩設備	24	接着剤製造設備	22
その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備		トール油精製設備	17
合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜	7	りゅう脳又はしょう脳製造設備	22
その他の設備	17	化粧品製造設備	22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学薬品製造設備	29	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	磁気テープ製造設備	14
染料中間体製造設備	17	化工でん粉製造設備	24
アルキルベンゼンオール又はアルキルフェノール製造設備	19	活性白土又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	選鉱剤製造設備	22
イソシアネート類製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	34
シクロヘキシルアミン製造設備	17	ピッチコークス製造設備	17
アミン又はメラミン製造設備	19	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	19	その他の石油又は石炭製品製造設備	34

08 ゴム製品製造業			
タイヤ又はチューブ製造設備	26	糸ゴム製造設備	23
再生ゴム製造設備	26	その他のゴム製品製造設備	26
フォームラバー製造設備	26		

09 皮革製品製造業			
製革設備	23	その他の革製品製造設備	29
機械ぐつ製造設備	21		

10 窯業			
板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)		生コンクリート製造設備	23
るつぼ炉及びデータンク炉	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶解炉	33	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又ははうわ業製造設備		石灰又は苦石灰製造設備	20
倒炎がま:塩融式のもの	8	石こうボード製造設備	
倒炎がま:その他のもの	13	焼成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろう鉄器製造設備	
その他の設備	30	るつぼ炉	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
黒鉛化炉	10	その他の設備	30
その他の設備	25	石綿又は石綿セメント製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
黒鉛化炉	10	石工品又は擬石製造設備	30
その他の設備	30	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
人造研削材製造設備		トンネルがま	30
熔融炉	13	その他の炉	25
その他の設備	23	その他の設備	38
研削と石又は研摩布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	18		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		

11 非鉄金属工業			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ ン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属鋳物製造業用設備	
ニッケル、タンガステン又はモリブデン精錬設備	28	ダイカスト設備	22
その他の非鉄金属精錬設備	34	その他の設備	28

12 鑄造製造業			
製鉄設備	31	鉄鋼鍛造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼鋳物又は鉄鋳物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鑄造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18
鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設 備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		

13 金属製品工業			
鋼索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	
鎖製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29

縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	
押しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	15
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気錫めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		

<b>14 機械器具製造業</b>			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25
農業用機械製造設備	28	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備	25	事務用機器製造設備	25
金属加工機械製造設備	23	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備	30
鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	産業用又は民生用電気機器製造設備	25
機械工具、金型又は治具製造業用設備	23	銃弾製造設備	23
繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備	28	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	28
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	28	自動車分解整備業用設備	30
冷凍機製造設備	25	上記以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	32
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	23	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備	32

<b>15 電気機械器具製造設備</b>			
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備	28	抵抗器又は蓄電器製造設備	25
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17	プリント配線基板製造設備	17
交通信号保安機器製造設備	34	フェライト製品製造設備	25
電球、電子管又は放電灯製造設備	22	電気機器部分品製造設備	34
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	14	乾電池製造設備	25
その他の半導体素子製造設備	20	その他の電池製造設備	34

<b>16 輸送機械製造設備</b>			
自動車製造設備	22	鋼船製造又は修理設備	26
自動車車体製造又は架装設備	24	木船製造又は修理設備	29
鉄道車両又は同部分品製造設備	26	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)	22	鋳造設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	その他の設備	26
その他の車両部分品又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		その他の輸送用機器製造設備	29
めっき設備	15		
その他の設備	26		

<b>17 精密機械器具製造業</b>			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	29

<b>18 その他製造業</b>			
楽器製造設備	28	真空蒸着処理業用設備	20
レコード製造設備		マッチ製造設備	33
吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	35
その他の設備	30	つりざお又は附属品製造設備	33
がんに具製造設備		墨汁製造設備	20
合成樹脂成形設備	23	ろうそく製造設備	18
その他の設備	28	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	30
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	28	畳表製造設備	
ボールペン製造設備	25	織機、い草選別機及びびい割機	13
鉛筆製造設備	33	その他の設備	35
絵の具その他の絵画用具製造設備	28	畳製造設備	13
身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわら工品製造設備	20
製鎖加工設備	20	木ろう製造又は精製設備	30
その他の設備	30	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	28

前掲の区分によらないもの	28	蚕種製造設備	
ボタン製造設備	23	人工ふ化設備	20
スライドファスナー製造設備		その他の設備	25
自動務歯成形又はスライダ―製造機	18	真珠、貴石又は半貴石加工設備	18
自動務歯植付機	13	水産物養殖設備	
その他の設備	28	竹製のもの	5
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工工業用設備	20	その他のもの	10
発ぼうポリウレタン製造設備	20	漁ろう用設備	18
繊維壁材製造設備	23	前掲以外の製造設備	38
歯科材料製造設備	30		

<b>19 燃料販売業</b>			
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除く。）	36	液化石油ガソリンスタンド設備	22
洗車業用設備	28	機械式駐車設備	42
ガソリンスタンド設備	22		

<b>20 その他の産業</b>			
クリーニング設備	18	蓄電池電源設備	15
故紙梱包設備	18	フライアッシュ採取設備	33
火葬設備	40	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）	25
天然色写真現像焼付設備	15	ガス事業用供給設備	
その他の写真現像焼付設備	20	ガス導管：鋳鉄製のもの	55
種苗花き園芸設備	25	ガス導管：その他のもの	33
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	20	需要者用計量器	33
砂鉄鉱業設備	20	その他の設備	38
金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	23	上水道又は下水道業用設備	30
石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。）		国内電気通信事業用設備	
採掘機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	23
石油又は天然ガス鉱業設備		国際電気通信業用設備	
坑井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘さく設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	30	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
硫黄鉱業設備（精錬又は架空索道設備を含む。）	15	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	23
その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	23	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼索鉄道又は架空索道設備		引湯管	13
鋼策	8	その他の設備	23
その他の設備	30	公衆浴場設備	
電気事業用水力発電設備	55	かま、温水器及び温かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
汽力発電設備	38	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限る。）	23
内燃力又はガスタービン発電設備	38	ボーリング場用設備	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		レーン	13
需要者用計器	38	その他の設備	25
柱上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	主として金属製のもの	43
鉄道又は軌道事業用変電設備	50	その他のもの	20
列車遠隔又は列車集中制御設備	30	キュービクル式受変電設備	
		サーキットブレーカー形（CB形）	25
		パワーヒューズ・スイッチ形（PF・S形）	20

別表－２

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運搬費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準備費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料



別表－3

- 現場管理費率；純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に対応した率とする。
- 一般管理費等率；工事原価（純工事費＋据付間接費＋現場管理費）に対応した率とする。

諸経费率表（機械設備）

純工事費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工事原価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y = 60.95X^{-0.0475}$ Y：現場管理費率(%) X：純工事費(円)		$Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368$ Y：一般管理費等率(%) X：工事原価(円)	

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

## 機 械 設 備 調 査 表

機械設備の所在地		調 査 年 月 日		調 査 者		整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称		機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地				業種区分 (産業分類)	
製造（加工）工程  （当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。）							
稼 動 状 況 等							
法令の適合性等							
そ の 他							



















# 工作物調査算定要領

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第65条、第67条、第76条、第78条、第88条及び第90条に規定する生産設備及び庭園に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第2条 この要領は、原則として、仕様書第5条第3号の「表2工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。

なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、非木造要領又は機械設備要領を準用するものとする。

## 第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び工作物の配置状況
- 二 工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 五 第2号及び第3号の調査の内、次表の種類的工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
庭 園	m <sup>2</sup>	面積	庭木、庭石等が築山あるいは 泉水等とともに巧みに配置さ れた本格的庭園のみを調査対 象とする。 写真撮影を要する。
庭 石	重量 (t) 及び 個数	1個あたりの重量、数量、単価表の 重量区分毎の総重量	
春日灯籠、織部型・ 蘭溪燈・山灯籠	基	高さ、数量	写真撮影を要する。
雪 見 灯 籠	〃	笠径、数量	写真撮影を要する。
ブロック積花壇、化粧 ブロック積花壇、レン ガ積花壇	m	数量（外縁の延長）	
ブロック縁石、玉石 縁石、擬石ブロック 縁石	〃	延長	
池	m <sup>2</sup>	構造、面積	写真撮影を要する。
サ イ ロ	基	規格寸法、数量	
溜 壺（肥 料 壺）	〃	規格寸法、数量	
ビニールハウス	m <sup>2</sup>	構造（木骨式、半鉄骨式、パイプハ ウス、AP型ハウス）、面積、経過年 数、木骨式の場合はこれに加えて単 棟・連棟の区分と角柱丸太柱の区分	加温施設、散水施設等がある 場合は、その構造・規格及び 数量を併せて調査すること。 写真撮影を要する。

- 2 前項第2号の設置（又は新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（調査表）

第4条 工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、工作物調査表（様式第63号）に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 工作物の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地

- 六 土地所有者 土地所有者の氏名又は名称
- 七 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 八 建物所有者 建物所有者の氏名又は名称
- 九 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 十 種類 工作物の種類又は名称
- 十一 形状寸法 工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 十二 数量 工作物の数量
- 十三 起業地・残地の別
- 十四 備考 工作物の設置（又は新設）年月、復元の可否及びその他参考事項

（図面）

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 工作物配置図
- 二 工作物の詳細図
- 三 写真撮影の方向図

2 工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- 一 図面は、工作物の所有者ごとに作成する。
- 二 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「JIS」という。）A列3判横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 図面に表示する記号は、原則として、JISの図記号による。
- 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第25条による。
- 六 配置図は、工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- 七 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 八 写真撮影方向図は、工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

- 一 工作物配置図 100分の1又は200分の1
- 二 工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
- 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

### 第3章 算定

(算定)

第6条 受注者は、次の各号による外、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて算定を行い、工作物移転料算定表（様式第64号）を作成するものとする。

なお、庭石、ビニールハウス、その他の工作物で、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じた算定が困難な工作物については、調査職員の指示により算定するものとする。

一 工作物移転料算定表は、工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の工作物については、まとめて記入すること。

二 移転義務の有無については、工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とすること。

三 種類及び規格は、工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した工作物名と標準書の工作物名が異なるときは、摘要欄に調査した工作物名を記入すること。

四 標準書が適用できない庭園の移転料の算定にあたっては、庭園内の庭石、灯ろう、築山等及び立竹木の移転に要する補償額を「庭園」として一括して算定するものとする。

## 附帯工作物調査算定要領

### 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第 6 6 条、第 7 7 条及び第 8 9 条に規定する附帯工作物に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、仕様書第 5 条第 3 号の「表 2 工作物区分」に掲げる「附帯工作物」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

### 第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 4 条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況

二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月

三 その他補償額算定に必要と認められる事項

四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影

五 第 2 号及び第 3 号の調査の内、次表の種類 of 附帯工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
門 ・ 門 扉	組	構造、規格寸法、数量	
塀	m	構造（種類、基礎の仕様等）、規格寸法、延長	
木造下屋、木造車庫	m <sup>2</sup>	構造、基礎の仕様、面積	
木 造 物 置	〃	構造、面積	
組 立 物 置	箇所	1カ所あたりの面積、数量	
鉄 骨 下 屋	m <sup>2</sup>	面積	
アルミ製カーポート	箇所	数量	
鉄骨倉庫式ガレージ	〃	数量	
物 干 柱	組	数量	
藤 棚	m <sup>2</sup>	面積	
掘 井 戸 （手掘・機械掘）	箇所	手掘・機械掘の区分、深さ、数量	仕様書様式第 53-2 号を作成のこと。
突 井 戸 （打込井戸）	〃	深さ、数量	仕様書様式第 53-2 号を作成のこと。
井戸用ポンプ	基	揚程、数量	
看 板	箇所	種類、規格寸法、数量	基礎杭がある場合は仕様書様式第 53-2 号を作成のこと。
洗 い 場	箇所	種類、規格寸法、数量	
屋外引込線変更工事 （構内移転）	式	引込線の種類	電灯線、動力線とも引込柱を変更しない場合に適用する。
防 風 林	m	高さ、延長	一団の土地を分割して取得する場合に残地において防風林が必要となるときに適用する。
電 話 設 備	式	電話番号	

2 前項第2号の設置（又は新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。

3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（調査表）

第5条 附帯工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所 在 地 附帯工作物の所在地
- 二 調 査 年 月 日 調査を実施した年月日



- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 土地所有者 土地所有者の氏名又は名称
- 八 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 九 建物所有者 建物所有者の氏名又は名称
- 十 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 十一 種類 附帯工作物の種類又は名称
- 十二 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 十三 数量 附帯工作物の数量
- 十四 起業地・残地の別
- 十五 設置年月 附帯工作物の設置（又は新設）年月
- 十六 備考 復元の可否及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

（図面）

第6条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

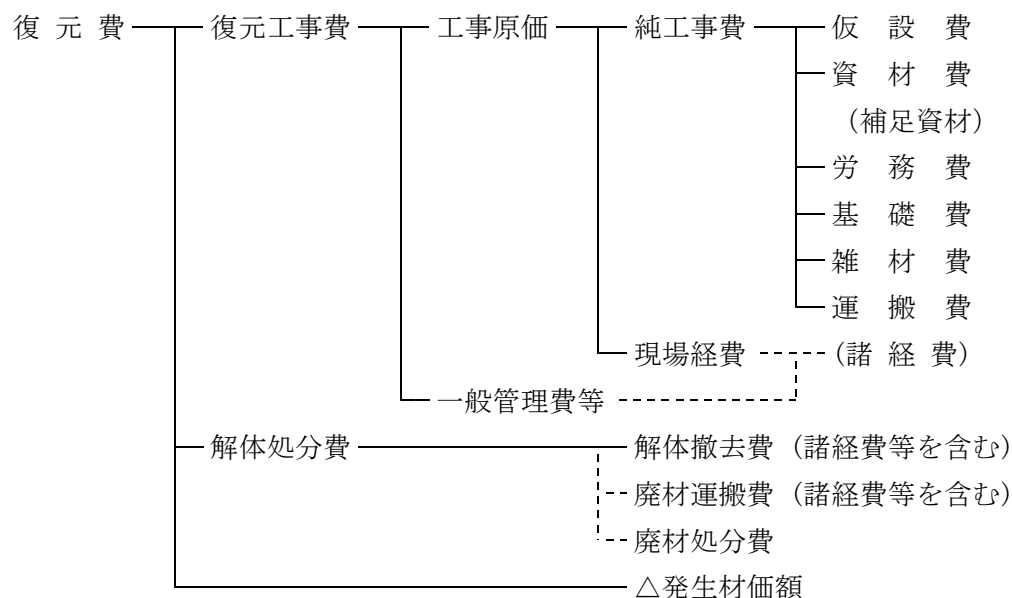
- 一 附帯工作物配置図
  - 二 附帯工作物の詳細図
  - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
  - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
  - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
  - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
  - 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第25条による。
  - 六 配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
  - 七 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
  - 八 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
  - 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
  - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
  - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

### 第3章 算 定

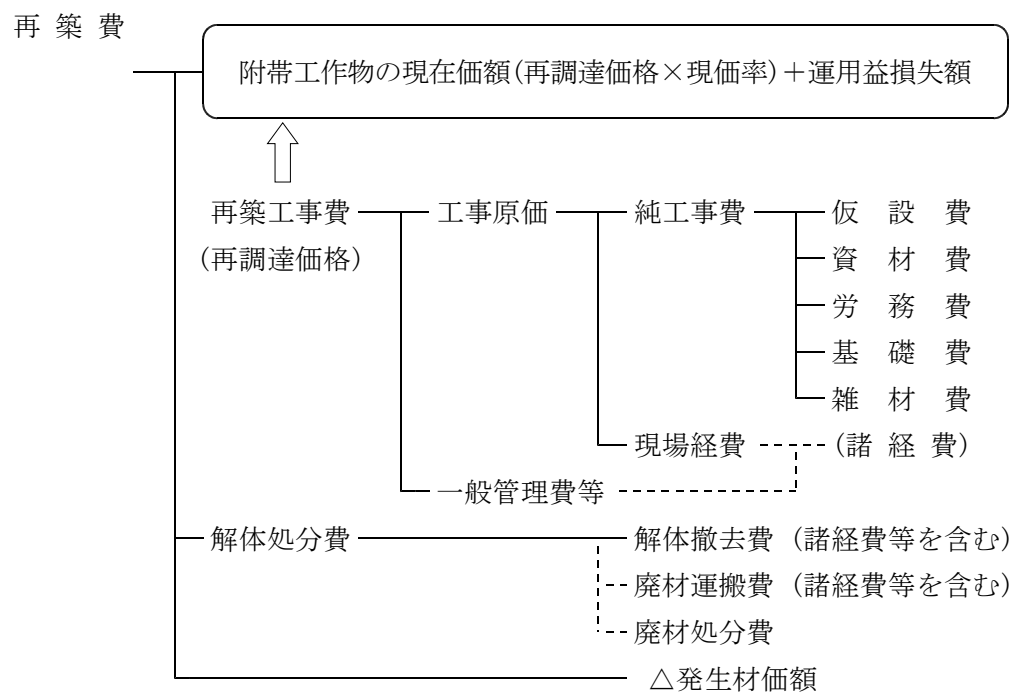
(補償額の構成)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第8条 附帯工作物の復元費及び再築費は次の各号に掲げる式により附帯工作物比較表(様式3)及び附帯工作物補償額算定表(様式2)を用いて算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額(再調達価格×現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額(再調達価格に現価率を乗じて算定する。)と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率(小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。)を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}} \right\}$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数(又は実態的耐用年数)

r : 年利率

一 附帯工作物の経過年数 既存の附帯工作物の設置(又は新設)から補償額算定の時期までの年数とする。

二 附帯工作物の標準耐用年数 別表に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求める。

なお、標準的耐用年数によることが適当でない認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。

二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。

三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。

四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。

五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。

二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。

三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。

四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。

五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 解体撤去費 解体撤去に要する費用を計上する。

二 廃材運搬費 附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

- 6 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、別記9石綿調査算定要領により算定を行うものとする。
- 7 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、別記7「諸経费率表」による諸経费率を乗じて計上するものとする。
- 8 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。
- 9 様式2及び様式3は、附帯工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の附帯工作物については、まとめて記入するものとする。
- 10 様式2の移転義務の有無については、附帯工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とするものとする。
- 11 様式2及び様式3の種類、名称、構造、形状及び寸法は、附帯工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した附帯工作物名と標準書の附帯工作物名が異なるときは、備考欄に調査した附帯工作物名を記入するものとする。
- 12 法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に既設の附帯工作物の改善を行うこととなった場合の法令改善費相当額の運用益損失額については、**調査**職員の指示により積算すること。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72





様式第3

附帯工作物補償額比較表

工作物の所在地														所有者住所				整理番号				
工作物の所有者														移転工法	構外・構内			算定年月日				
番号	字	地番	起業地 残地の別	[上段]	種類・名称	移転工法	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費率 [D]	諸経費 C×D=[E]	復元価格又は 再調達価格 C+E=[F]	再築補償率(%)			復元費又は再築費 (解体撤去費除く) F上段又は F上段×G=[H]	解体撤去費 [F(下段)]=[I]	復元費又は再築費 [H]+[I]	判定	備考	
				[下段]										構造・形状・寸法	耐用 年数	経過 年数						補償率 [G]



## 別記 9

# 石綿調査算定要領

### (適用範囲)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書第83条、第85条、別記6木造建物調査積算要領、別記7非木造建物調査積算要領、別記8-1機械設備調査算定要領、別記8-2工作物調査算定要領及び別記8-3附帯工作物調査算定要領に規定する石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「アスベスト含有吹付け材」、「アスベスト含有保温材等」及び「アスベスト含有成形板」をいう。

2 この要領において「石綿調査」とは、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条に基づき建物等の対象石綿の使用状況を調査し、使用の有無を判定することをいう。

3 この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。

4 この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。

5 この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料（以下「検体」という。）を分析し、必要に応じた採取箇所の補修を行うまでの一連の作業をいう。

### (調査の施行)

第3条 石綿調査に当たっては、この要領に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）及び石綿則等の規定に準拠するものとする。

### (石綿調査)

第4条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。

一 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用の可能

性あり、または不明」の判定を行うものとする。

ロ イによる調査の結果、「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

## 二 石綿含有成形板

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」「石綿使用あり」「不明」の判定を行うものとする。

ロ イによる調査の結果、「不明」と判定した場合は、可能な限り分析調査を行うものとする。ただし、試料採取箇所の補修を行うことが通常妥当と認められないような場合には、石綿則第3条第2項の規定に基づき対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ 分析調査を行う場合は、建物等の所有者の協力を得て実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

二 みなし含有とする場合は、アスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。

2 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

### （調査表）

第5条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 所在地 調査した建物等の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 建物等の仕上材等の調査結果 調査した仕上材等の名称、調査方法
- 八 検体の分析結果 検体の分析結果（専門機関の報告書を含む。）
- 九 最終判定 対象石綿の使用の有無
- 十 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

### （図面）

第6条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

- 2 石綿施工状況図は、別記6木造建物調査積算要領、別記7非木造建物調査積算要領、別記8-1機械設備調査算定要領、別記8-2工作物調査算定要領及び別記8-3附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。
- 3 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

#### (分析調査)

第7条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 3 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）とする。
- 4 検体の分析は、定量分析までを行うことを原則とする。ただし、定性分析において含有が確認されなかった場合は、定量分析を行わないものとする。
- 5 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

#### (補償額の算定)

第8条 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

- 2 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、第6条に定める図面を提示し、第5項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として2社以上の専門業者から石綿則等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 3 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 4 石綿含有成形板の除去に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第2項に準じるものとする。

5 第2項による見積は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額について記載を得ることとし、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

一 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等が使用されている場合

- イ 作業場の隔離、養生等の費用
- ロ 保護衣・呼吸用保護具等の費用
- ハ 湿潤化の費用
- ニ 石綿の除去費用
- ホ 石綿廃材の運搬費用
- ヘ 石綿廃材の処分費用
- ト 諸経費等

二 石綿含有成形板が使用されている場合

- イ 石綿の除去費用
- ロ 石綿廃材の運搬費用
- ハ 石綿廃材の処分費用
- ニ 諸経費等
- ホ イからハのうち、記載が必要な項目

## 石綿調査表

調査年月日	平成 年 月 日	調査者	
建物等の所在地			
建物等の所有者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
建物等の番号	建物の構造・用途・面積		
(1) 建物等の建築時期の調査	建物建築等時期 年 月	<input type="checkbox"/> 建物登記記録	<input type="checkbox"/> 建築確認書
		<input type="checkbox"/> 建築請負契約書	<input type="checkbox"/> 設計図書
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
(2) 調査方法び仕石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視による石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 設計図書等による石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 施工業者等への石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 建物等所有者への石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ その他の方法 ( ) での石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> </ul> <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 ( )</p> <p>○調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）の名称 ( 別紙「石綿含有建築材料表」参照 )</p> <p>○分析調査の有無  <input type="checkbox"/>分析調査する    <input type="checkbox"/>分析調査しない</p>		
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない		
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input type="checkbox"/> 使用されている（みなし含有の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 使用されていない		
備 考			



(発注者) 殿

## 調査承諾確認書

平成 年度 業務に係る下記の建物等に対する石綿調査算定要領に基づき分析調査については、下記により承諾したことを確認致します。

記

建物等の所有者氏名		
調査番号	構造・用途	承諾の条件

平成 年 月 日

建物等所有者 住所

氏名

㊞

## 立竹木調査積算要領

## 第1章 調 査

(立竹木の調査)

第1条 受注者は、調査区域内の立竹木については、次表の定めるところにより調査を行い、立竹木調査表（様式第65号）を作成するものとする。

種 類	区 分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項
庭木等	観賞樹	高 木	本	樹種 幹周（地上約1.2m） 樹高 （徒長は含まない。） 本数 管理程度	幹周が10cm未満のものは、樹高のみを調査する。
		株 物	株	樹種、樹高、株数、 管理程度	
		玉 物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数 管理程度	
		生 垣	m	樹種、樹高、延長 管理程度	
		特殊樹	本・株	樹種 幹高等 本数又は株数 管理程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。</li> <li>・トックリヤシは、玉周を調査する。</li> <li>・ヒルギ類は、樹高を調査する。</li> <li>・タコノキ類及び株立性ヤシ類は、葉長点高を調査する。</li> <li>・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。</li> <li>・籐本類は幹周を調査する。幹周が10cm未満のものは、樹高を調査する。</li> </ul>
	効用樹	本	高木、株物、玉物に準ずる		
	風致木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる		
	地被類等	m <sup>2</sup>	種類、面積		
収穫樹	園栽培	m <sup>2</sup> ・本	樹種、樹齡、管理程度、1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。取得用地の植栽本数調査は調査職員と協議する。	
	野 立	本	樹種、樹齡、本数		



種類	区分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項	
特用樹	園栽培		m <sup>2</sup> ・本	樹種、樹齡、1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。 取得用地の植栽本数調査は、調査職員と協議する。	
	野立		本	樹種、樹齡、本数		
用材林	人工林 (杉) (檜) (松)		本	本数、胸高直径、林齡 管理状況	<p>管理状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一樹種で所有者及び林齡を同じくする標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方(100m<sup>2</sup>程度)の範囲において、適正な管理(植栽本数及び下刈り、枝打ち等が十分に施されているか否か)を判断するため、調査範囲の管理状況が把握できる写真の撮影を行い、その位置、範囲及び植栽本数等を図示する。</li> <li>・約10m四方の範囲が起業地内に把握できる場合は、総本数を基に1畝当たりの植栽本数を求める。</li> <li>・起業地内に把握できない場合は、残地も含めた一団地において約10m四方の範囲内の本数を基に1畝当たりの植栽本数を求める。</li> <li>・起業地内及び調査範囲内の天然生林については、本数計上しない。</li> </ul> <p>林齡調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が整備している森林簿、間伐等を実施している場合の切株等の年輪及び所有者からの聞き取りを参考に調査を行い判断を行う。</li> </ul>	
	天然生林		本	胸高直径 31cm未満	樹種、本数、 胸高直径	材積の算出法は、調査職員と協議する。
				胸高直径 31cm以上	樹種、本数、 胸高直径、材積	
	椎茸原木		本	樹種、本数、胸高直径		
竹林	真竹		m <sup>2</sup>	幹周(女竹については長さ) 取得用地の面積		
	淡竹					
	女竹					
	孟宗竹	園栽培				
自然林						

観賞樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

収穫樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
樹勢及び施設の維持管理が通常である場合	普 通
樹勢又は施設の維持管理が悪い場合	やや劣る
樹勢が悪く、かつ、施設の維持管理も悪い場合	劣 る

用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断	100%	適正	適正
	100%未満	適正	未管理

## 第2章 積 算

（立竹木補償金の積算）

第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより標準書等に基づいて、立竹木補償金算定表（様式第66号）を作成するものとする。

- 一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入すること。
- 二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とすること。
- 三 種別は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、地被類等、特殊樹、園栽培、野立、用材林、特用樹及び竹林の別とすること。
- 四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入すること。この場合において、調査して樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に調査した樹種名を記入すること。
- 五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入すること。
- 六 区分は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、特殊樹、地被類等について、構外移転、構内移転又は伐採補償の別を記入すること。

- 七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付すること。
- 八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、調査職員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。
- 九 庭木等について調査職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入すること。
- 十 用材林、薪炭林、雑木及び竹林について調査職員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成するものとする。この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入すること。
- 十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。

# 墳墓調査積算要領

## 第1章 調 査

(墳墓調査)

第1条 受注者は、調査区域内の墳墓については、次の各号に定めるところにより調査を行い、墳墓調査表（様式第67号の3）を作成するものとする。

- 一 石塔は、一基ごとに縦、横、高さの寸法を調査したうえ、その体積を算出する。この場合において当該石塔に付属する花台、線香台等を含めること。
- 二 石塔ごとに調査すべき項目は、次のとおりとする。
  - イ 土葬、火葬の別
  - ロ 埋葬年次
  - ハ 土葬の場合は、遺体数
  - ニ 火葬の場合は、遺骨数
- 三 墓地に存する工作物については、墳墓工作物として、別記8-2第1条の規定に準じて調査すること。
- 四 墓地に存する立竹木については、墳墓立竹木として、別記10第1条の規定に準じて調査すること。

## 第2章 積 算

(墳墓補償額の積算)

第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、標準書等に基づいて改葬料算定表（様式第68号の1）及び祭し料算定表（様式第68号の2）を作成するものとする。

- 一 種別及び数量は、墳墓調査及び墓地管理者等の調査の成果に基づき算出すること。
- 二 地蔵、祠等については、墳墓に準じて算定すること。ただし、埋葬料は計上しない。
- 三 墳墓工作物については、別記8-2第2条に準じて算定したうえ、工作物移転料算定表により、墳墓工作物移転料を求めること。
- 四 墳墓立竹木については、別記10第2条に準じて算定したうえ、立竹木移転料算定表により、墳墓立竹木移転料を求めること。

# 営業調査積算要領

## 第1章 調査

(基本調査事項)

第1条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写しを収集する。

- (1) 直近3年の事業年度の確定申告書（控）。原則として、税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3年の事業年度の損益計算書、貸借対照表
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳、固定資産台帳。特に必要と認める場合は直近3年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿。特に必要と認める場合は、直近3年とする。

イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 前2項の調査以外に営業補償額の積算に必要となる従業員等給料申告書等の調査及び申告書の提出を求めるものとする。

(業種別調査事項)

第2条 受注者は、営業の種別ごとに、次の各号に掲げる事項を調査し、所要の調査表を作成するものとする。

なお、これは業種ごとの基本的な調査事項であり、その他必要と認められる事項について適宜調査を行うものとする。

一 小売、サービス業等

(1) 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、仕入先等について調査する。

(2) 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間等について調査する。

(3) 待合、料亭等高級接客業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態等について調査する。

(4) 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ(部屋数)、料金、賄量、観光バス会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態等について調査する。

(5) 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ(部屋数)、料金、賄量及び現在の宿泊(下宿)人数等を調査する。

(6) 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ(部屋数)、ベット数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率等を調査する。

(7) 美容院、理髪業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容等を調査する。

(8) パチンコ、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数。パチンコ屋については景品による利益及び飲み物等自動販売機についても調査する。

(9) 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機について調査する。

(10) 石油製品小売業(ガソリンスタンド)

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検及び整備施設等について調査する。

(11) 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数等について調査する。

(12) 倉庫業

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入出庫伝票、扱い荷の平均回転率等について調査する。

(13) 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1月平均の数とその報酬、事務所と住居の関係等を調査する。

二 卸売業等

取引先(得意先)、扱い品の1月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数等について調査するものとする。

三 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、一日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置・行動軌跡等について調査するものとする。

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

(1) 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分等についての調査

(2) J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、工業標準法に基づく日本工業規格表示制度によるJ I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJ I Sマーク喪失の期間(移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間。)及びJ I Sマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第75号)に基づく日本農林規格によるJ A Sマークの喪失についても同様とする。

(3) 立上り損失に関する調査

製造工場が移転して新たな操業を開始した場合に、ロス製品がどの程度の比率で発生し、通常のロス率まで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等についての調査

(補償種別調査事項)

第3条 受注者は、補償種別ごとに必要なものについて次により調査を行い、所要の調査表を作成するものとする。

一 営業休止補償

営業休止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 休業期間の調査

建物の移転工期、移転前後の準備期間、機械設備又は商品等の移転等により休業期間を調査する。ただし、建物移転工程等が明らかでないものは、調査職員の指示によるものとする。

(2) 収益（所得）減の調査

休業期間中に発生すると予想される収益（所得）減を次により調査するものとする。

イ 損益計算書及び貸借対照表の分析

ロ 直近3年分の損益計算書による経営分析

ハ 営業資料が得られない場合は、現地調査による収益資料の収集及び分析

(3) 得意先喪失期間の調査

休業期間、営業の種類、得意先の分布事情等により、得意先喪失の期間を調査するものとする。

(4) 従業員（人件費）の調査

従業員の調査は、賃金台帳に基づき調査し従業員調査表（様式第70号）を作成するものとする。

なお、次に該当する者がいる場合には、これを明らかにし、前記調査表の摘要欄に記載するものとする。

イ 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者

ロ 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者

ハ 一時限りで臨時（パートタイマー、アルバイト等）に雇用されている者

(5) 商品、仕掛品等の減損調査

移転及び休業における商品、仕掛品の減損の有無及びその内容について調査するものとする。

(6) 移転広告費等の調査

移転広告費等は、次に掲げる事項について調査するものとする。

イ 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の枚数等の調査

ロ 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数の調査

ハ 事務所が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量の調査

ニ 開店祝いの実態、閉店・開店広告等についての地域の慣行の調査

(7) 仮営業所を設置する場合の調査

仮営業であるための収益減を調査する。

なお、借上げによる場合は、地代相当額及び建設費等についても調査するものとする。

二 営業廃止補償

営業廃止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料の調査

(2) 当該営業権が他から有償で譲受けた場合、又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料の調査

(3) 売却損の対象となる営業用固定資産（建物、機械装置、車輛運搬具等）及び流動資産（商品、



仕掛品、原材料等)に関する資料の調査

- (4) 従業員及び雇用に関する資料として、休業、解雇又は退職に関する労働協約、就業規則及びにその他の雇用契約に係る書類等の調査
- (5) 社債の繰上償還により生ずる損失の調査
- (6) 営業廃止後における転業、廃業等についての調査

### 三 営業規模縮小補償

営業規模縮小補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 営業用固定資産及び流動資産に関する資料、従業員及び雇用に関する資料の調査
- (2) 資本の過剰遊休化及び経営効率低下により通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たりの生産費又は販売費等の増大分(単位当たりの経費増)の調査
- (3) 当該企業の損益分岐点比率の調査

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交通接待費、役員給料手当、事務費・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費

- (4) 本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業の規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連度の調査
- (5) 従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与(人件費)等による縮小率の調査

(作成図書等)

第4条 受注者は、前条までの調査に基づき、次の各号に掲げる図書等を作成等するものとする。

- 一 営業調査総括表(様式第69号)
- 二 事業概況説明書、ただし個人の場合は営業概況書
- 三 確定申告書(勘定科目内訳明細書を含む。)(写)
- 四 損益計算書(写)
- 五 貸借対照表(写)、ただし個人の場合は総勘定元帳(写)等
- 六 登記事項証明書(法人、商業)(写)
- 七 固定資産明細表(写)
- 八 従業員調査表(様式第70号)

- 九 売場及び工場配置図
- 十 生産及び販売実績調査表。ただし、第2号の書類があれば省略することができる。
- 十一 得意先損失調査表
- 十二 移転広告費調査表
- 十三 営業の権利調査表
- 十四 流動資産調査表
- 十五 仕入先調査表（様式第71号）

## 第2章 積 算

（補償種別）

第5条 受注者は、営業調査の成果に基づき、補償種別ごとに次により補償金額を積算するものとする。

### 一 営業休止補償

営業休止補償は、次の各号に掲げるところにより補償金額を積算するものとする。

#### (1) 休業期間の認定

休業の期間は、当該営業に供されている建物の移転期間とする。ただし、準備期間を必要とする場合は、移転期間の前後に加算する。

なお、調査職員の指示により移転期間を認定した場合は、これによる。

#### (2) 収益（又は所得）減の補償額

休業期間中の収益（又は所得）減の補償額は、休業期間中、当該営業所により得られる予想収益（又は所得）相当額とする。ただし、外交、注文取り等により営業の一部を継続できる場合には、それによる予想収益（又は所得）相当額を控除する。

算式は次のとおりとする。

なお、この場合において、年間の認定収益額は原則として営業休止時期の直近1年の損益計算書により認定するものとするが、直近1年の損益計算書のみでは合理性を欠くと認められるときは、直近3年の損益計算書により認定するものとする。

$$\text{年間の認定収益（又は所得）} \times \frac{1}{365} \times \text{補償日数}$$

#### (3) 得意先喪失の補償

得意先喪失の補償額は、次式イにより算定するものとする。

なお、限界利益率については、個々の企業の営業実態、営業実績等に基づき算出するものとし、変動費の認定は、別添1費用分解基準一覧表を基に次式ロによるものとする。ただし、費用分解基準一覧表を適用して個々の企業ごとに限界利益率を算出することが困難な場合は、「中小企業の財務指標」（中小企業庁編）の「実数分析データ」「中分類」における業種別の損益計算書に掲げる計数を用いて次式ハにより算定することができるものとする。

イ 得意先喪失補償額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率

売上減少率：別添2「売上減少率表」による。

ロ 限界利益率：(固定費＋利益) ÷ 売上高 (又は (売上高－変動費) ÷ 売上高)

ハ 限界利益率：(売上高－(売上原価－労務費－賃借料－租税公課)) ÷ 売上高

(4) 固定的経費の補償

固定的経費の認定は、別添3「固定的経費認定基準」等を参考にし、次式により積算するものとする。

固定的経費認定額×補償月数

(5) 従業員に対する休業（人件費）の補償

従業員に対する休業手当相当額は、その休業期間中に対する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100の範囲内で適正に定めた額とし、従業員調査表に基づき積算するものとする。ただし、次の一に該当すると認められる場合は、これを減額し、又は補償しないものとする。

イ 同一経営に属する営業所等が他にあり、当該営業所等で従業できるとき。

ロ 営業所の休止に関係なく、外業に従事できるとき。

ハ 従業員が一時限りの臨時に雇用されているとき。

ニ 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外したとき。

(6) 商品、仕掛品等の減損の補償

商品、仕掛品等の移転に伴う減損については、損害保険会社、同業組合等の専門家の見積り又は当該業種の運送を専門的にしている業者の見積りにより積算するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として、売却損を積算するものとする。

(7) 移転広告費、開店祝費等の補償

地域の慣行、当該営業所の業種、規模及び商圏の範囲等を考慮し、必要に応じて次により積算するものとする。

イ 移転広告費

(イ) 移転広告費

(印刷・用紙代×広告枚数＋諸経費) ×回数

(ロ) 移転通知書

印刷・葉書代×移転通知枚数＋諸経費

ロ 開店費用

(イ) 開店祝費

(招待状の印刷・封書代＋酒肴代＋記念品＋諸経費) ×招待客数

(ロ) 粗品費

粗品代×顧客数

(ハ) 捨て看板費

単価×本数

(ニ) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書替えに要する費用

(8) 仮営業所による補償

仮営業所を設置して営業を継続することが相当と認められる場合の補償は、次により積算するものとする。

イ 仮営業所の設置に要する費用

(イ) 仮営業所を借り入れる場合

仮営業期間中の賃借料相当額+仮営業所の賃借に通常必要とする費用

(ロ) 仮営業所を建設する場合

地代相当額+仮設組立建物等のリース料又は仮設建物等の建築費+解体除却費-発生材価額

ロ 営業所の移転に伴い通常生ずる損失の補償

仮営業所への移転に伴う商品、仕掛品等の減損額及び仮営業所に仮移転するための移転通知に要する額

ハ その他必要となる補償

イ及びロ以外で、仮営業所を設置して営業を継続することに伴う補償が必要であると認められるものについては、調査職員の指示により積算した額

## 二 営業廃止補償

営業廃止補償は、次の各号に掲げるところにより補償金額を積算するものとする。

(1) 営業権等の補償

イ 営業権の取引事例がある場合は、正常な取引価格によるものとするものとする。

ロ 営業権の取引事例がない場合は、次式によるものとするものとする。

$$\frac{R}{r}$$

R：年間超過収益（又は所得）額

r：年利率 8%

(2) 資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償

イ 営業用固定資産の売却損の補償

(イ) 現実に売却し得る資産（機械、器具、備品等）

現在価格－売却価格

ただし、売却価格は、現在価格の50%を標準とするものとする。

(ロ) 解体せざるを得ない状況にある資産（家屋、納屋、設備等）

現在価格+解体費－処分価格（発生材処分価格）

(ハ) 償却済 ((イ)に該当する資産を除く。)資産 (機械、器具、備品等)

現在価格－スクラップ価格

ロ 営業用流動資産の売却損の補償

費用価格 (仕入費及び加工費等)－実売価格

実売価格は、費用価格の50%を標準とするものとする。

(3) その他資本に関して通常生ずる損失の補償

営業を廃止するために社債の繰上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解除に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に補償するものとする。

(4) 解雇予告手当相当額の補償

従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に、その損失を補償するものとし、次による額とする。

労働基準法第20条第1項に基づく額

(5) 転業期間中の休業手当相当額の補償

営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により、従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、転業に通常要する期間中の休業手当相当額を補償するものとする。

なお、転業期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間で、その期間の社会的、経済的状況、営業地の状況、従前の営業の種類及び内容等を考慮して、6月ないし1年の範囲で認定するものとし、次式により算定するものとする。

平均賃金 ×  $\left( \frac{80}{100} \text{ を標準とし } \frac{60}{100} \text{ から } \frac{100}{100} \text{ までの範囲で適正に定めた率} \right)$

× 転業期間

(6) その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

帰郷旅費相当額 (労働基準法第68条の規定による。)、転業期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額 (雇用保険料、社会保険料、健康保険料等) 等を実態に応じて補償するものとする。

(7) 転業期間中の従前の収益 (又は所得) 額の補償

年間の認定収益 (又は所得) 額 × 転業に通常必要とする期間 (2年以内 (被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年以内))

(8) 離職者補償

営業を廃止して解雇する従業員に対して、再就職のため通常必要とする期間について、従前の所得相当額を補償するものとする。

なお、補償の対象者は、常雇 (雇用期間を特に定めることなく雇用される者) 及び臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間にわたり実質的に継続して同一事業主に雇用された者とし、次式により算定するものとするものとする。

賃金日額×補償日数－失業保険金相当額

賃金日額：算定時前6月以内に被補償者に支払われた雇用保険法第4条第4項に規定する賃金の総額を、その期間の総日数で除した額の100分の80を標準として当該額の100分の60から100分の100の範囲内で適正に定めた額

補償日数：55歳以上の常雇は1年とし、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤続期間、年齢、当該地域における労働力の需給関係を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数

失業保険金相当額：雇用保険金受給資格者について、勤続年数や年齢等を考慮して算定した受給予定額

### 三 営業規模縮小補償

営業規模縮小補償は、次の各号に掲げるところにより、補償金額を算定するものとする。

(1) 営業用固定資産の売却損の補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

(2) 解雇予告手当相当額の補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

(3) 離職者補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

(4) その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償

イ 資本の過剰遊休化による損失の補償

(固定的経費×縮小率－売却した資産に関する固定的経費)×補償期間

ロ 労働の過剰遊休化による損失の補償

(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間

(5) 経営効率低下による損失の補償

補償期間は2年を限度とし、縮小率、営業の種別及び内容等を勘案して適正に定めるものとし、次式により算定するものとする。

認定収益(又は所得)額×縮小率×補償期間

(6) 営業規模の縮小率の認定

営業用建物、施設、敷地等の減少の割合が売上高と密接な相関関係にあると判断される業種にあつては、次式を参考にして認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}}$$

なお、不動産業、国家資格等による営業等、営業用建物、施設等の減少の割合と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等の実態を充分考慮して認定するものとする。

(作成図書)

第6条 受注者は、補償金額の積算にあたり次の各号に掲げる書類を作成するものとする。

- 一 営業補償金算定表（様式第72号）
  - (1) 営業休止補償金算出表
  - (2) 営業廃止補償金算出表
  - (3) 営業規模縮小補償金算出表
- 二 営業補償金額総括表（様式第73号）
- 三 補償金算定概説書
- 四 認定収益額算定表（様式第74号）
- 五 固定的経費内訳表（様式第75号）
- 六 固定的経費付属明細表（様式第76号）
- 七 固定資産の売却損補償内訳表（様式第77号）
- 八 人件費内訳表（様式第78号）
- 九 従業員に対する休業手当補償金算定表（様式第79号）
- 十 得意先喪失補償額算定表（様式第80号～様式第83号）
- 十一 移転広告費内訳表（様式第84号）
- 十二 損益計算書比較表（様式第85号）
- 十三 移転工程表

## 費用分解基準一覧表

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1	売上高								
	① 総売上高								
	② 売上値引								
	売上戻り高								
	返品戻り高								
	③ 雑収入	作業屑、貯蔵品、 原材料の処分屑 等リベート 受取保険料							
2	売上原価								
	① 期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
	② 商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入れ運賃を含む。
	③ 仕入値引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
	仕入戻し高		×		×	×	×	×	
	④ 期末商品棚卸高		×		×	×	×	×	
3	製造原価								
	① 期首材料棚卸高		×				×		
	② 材料仕入高		×				×		材料の引取費用、材料副費を含む。
	③ 期末材料棚卸高		×				×		
	④ 賃金		○						
	⑤ 賞与		○						引当金の繰入、戻入は除く。
	⑥ 雑給		×						臨時雇員に対する臨時的な賃金、給与
	⑦ 法定福利費		○						
	⑧ 厚生費		○						
	⑨ 特許権利使用料		×						
	⑩ 試験研究費		○						
	⑪ 退職金		○						引当金の繰入、戻入は除く。



番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑫	外注加工費	×						
	⑬	電力費 ガス、水道代	×						基本料金は除く。
	⑭	運搬費	×						外注運賃、自社車両費 (燃料費、修繕費)を含む
	⑮	減価償却費	○						
	⑯	修繕費	○						
	⑰	租税公課	○						
	⑱	賃借料 不動産賃借料、 機械等リース、 レンタル料	○						
	⑲	保険料	○						
	⑳	消耗品費	×						工場・事務用消耗品、 消耗工具・器具を含む。
	㉑	旅費	○						
	㉒	交通費	○						
	㉓	通信費	○						
	㉔	保管費	○						
	㉕	雑費	○						
4		工事原価 (建設業)							
	①	材料費		×					
	②	仮設経費		×					仮設材賃借料、仮設損 料、仮設損耗費等
	③	機械等経費		×					機械等賃借料、機械等 損料、機械等運搬費等
	④	退職金		○					現場従業員に対するもの
	⑤	外注費		×					労務下請をしている場合 の賃金を含む
	⑥	動力用水光熱費		×					電力、ガス、水道、石油等の 費用及び計器類の損料。現場の 事務管理で使用した経費
	⑦	労務管理費		○					労務者の募集、解散の 費用、作業用具、作業用 被服、宿舍用品等

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑧	設計費		×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨	運搬費		×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩	地代家賃		○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪	事務用消耗品費		○					
	⑫	通信交通費		○					
	⑬	交際費		○					
	⑭	補償費		○					道路、河川、隣接物の毀損等に対する補償費の額
	⑮	労務費		×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	⑯	租税公課		○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰	保険料		○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱	現場従業員給料手当		○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等（労務者の賃金等は含まず）
	⑲	法定福利費		○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料、共済組合掛金等
	⑳	福利厚生費		○					現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	㉑	雑費		○					
5		販売費・一般管理費							
	①	販売員給与	○	○	○	○			
	②	販売員旅費	○	○	○	○			

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
③	広告宣伝費		○	○	○	○	○	○	
④	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
⑤	発送配達費	外注運搬費 荷造費 自社車両費	×	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
⑥	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
⑦	役員報酬		○	○	○	○	○	○	
⑧	事務員給与		○	○	○	○	○	○	
⑨	雑給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
⑩	従業員賞与		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑪	退職金		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑫	減価償却費		○	○	○	○	○	○	
⑬	地代・家賃		○	○	○	○	○	○	不動産貸借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
⑭	修繕費		○	○	○	○	○	○	
⑮	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	○	
⑯	通信交通費		○	○	○	○	○	○	
⑰	水道光熱費		○	○	○	○	×	×	
⑱	租税公課		○	○	○	○	○	○	
⑲	寄付金		○	○	○	○	○	○	
⑳	外注費		×	×	×	×	×	×	
㉑	保管料				×	×			
㉒	接待交際費		○	○	○	○	○	○	
㉓	保険料		○	○	○50%	○	○	○	
㉔	備品・消耗品費		○	○	○	○	○	○	
㉕	法定福利費		○	○	○	○	○	○	
㉖	厚生費		○	○	○	○	○	○	
㉗	管理諸費		○	○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
㉘	試験研究費		○	○	○	○	○	○	
㉙	諸会費		○	○	○	○	○	○	
㉚	組合費		○	○	○	○	○	○	

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	① 図書費		○	○	○	○	○	○	
	② 雑費		○	○	○	○	○	○	
6	営業外費用								
	① 支払利息割引料	借入金利息	○	○	○	○	○	○	
		手形割引料	○	○	○	○	○	○	
		社債利息	○	○	○	○	○	○	

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。  
 なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

## 別添 2

## 売上減少率表（1 か月間の売上高を 100 とする）

大分類	符号	分類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
製造業	1	自主計画により生産を行う全国を商圏とする企業	15	15	10	10
	2	自主計画により生産を行う特定地域を商圏とする企業、又は主として受注状況等によって生産する企業	85	120	50	100
	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引先を有する企業	115	205	100	190
	4	主として受注状況等によって生産する零細企業又は家内工業	95	125	50	100
建設業	5	総合工事を実施する大中規模の建設業	35	40	10	30
	6	総合工事を実施する小規模の建設業（工務店等）、職別工事業（大工事、屋根工事、塗装工事等）及び設備工事業（電気工事、管工事等）	90	105	40	80
卸売業	7	問屋街、卸売団地内にある卸売業又は店頭販売を主とする卸売業	90	100	30	60
	8	店頭以外での販売を主とする卸売業	45	50	10	30
小売業	9	飲食料店、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業又は製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当惣菜類、医薬品、化粧品、文具、書籍、CD、陶磁器等）	145	155	50	90
		コンビニエンスストア、その他これに類する小売業				
	10	衣料品、身の回り品等の買回品を主として販売する小売業（紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、寝具、靴、靴、袋物、アクセサリー等）	110	125	40	80
ガソリンスタンド、その他これに類する小売業						
11	家具、電気製品等の専門店を主として販売する小売業（ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、楽器、自転車等）	90	100	30	60	

大分類	符号	分類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
飲食店業	12	食事を主とする飲食店業（大衆食堂、うどん、中華そば、レストラン、すし屋、お好み焼屋、喫茶店等）	160	170	60	100
	13	酒類を伴う飲食店業（スナック、バー、居酒屋、小料理店等）	80	85	30	50
	14	酒類を伴う高級な飲食店業（料亭、割ぼう店、ナイトクラブ等）	45	50	10	30
サービス業	15	宿泊に関するサービス業（旅館、ホテル、民宿、モーテル等）	110	125	40	80
		娯楽に関するサービス業（劇場、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等）				
		主として個人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（自動車、ビデオ等のレンタル業、貸ホール、結婚式場、駐車場、洗車場等）				
	16	専門家が依頼を受けて行う業務又は事務所において営業活動を行うサービス業（会計事務所、法律事務所、建築設計事務所、不動産仲介店、広告代理店、情報処理事務所等）	80	140	70	130
		主として法人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（事務機器、医療機器等のリース業、倉庫業等）				
		映像・音声・文字情報制作に関するサービス業（ビデオ制作業、出版業等）				
		教育、保育等に関するサービス業（各種学校、学習塾、料理教室、音楽教室、自動車教習所、保育施設等）				
17	自動車、機械等の整備又は修理に関するサービス業（自動車整備・販売業、機械修理業、自動車板金・塗装業、家具修理業等）	70	75	30	50	
18	医療、介護等に関するサービス業（診療所、マッサージ施術所、老人ホーム等）	120	130	40	70	
	生活衛生に関するサービス業（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業等）					
19	その他のサービス業	75	80	20	40	

注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。

注2 この表における「長期休業」とは、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものであり、「短期休業」とは、店舗の移転、開店（業）の準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。

注3 その他

イ 本表を直ちに運用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。

ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

## 固定的経費認定基準

○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの				
番号	項目	細目	認定可否	判断基準
①	公租公課			
	1) 国税	所得税・法人税	×	所得税・法人税は、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。
		登録免許税	×	登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		印紙税	×	印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同じく固定的経費としない。
自動車重量税		○	<p>自動車重量税は、自動車と軽自動車に対して課され、自動車を新規登録または新規届出した時や、継続検査や構造等変更検査を受け、車検証または届出済証の交付を受ける際に課税される。なお、課税期間については自動車の種別・用途により1年から3年と異なっているため、損金経理されるのは交付を受ける事業年度に支出された額となる。</p> <p>したがって、収益減補償の算定の過程で控除されること及び車両を保有している以上必要な経費であることから、損金経理されている自動車重量税を固定的経費とする。</p>	



番号	項目	細目	認定可否	判断基準
	2) 地方税	都道府県民税 ・市町村民税	△	都道府県民税・市町村民税の税務上の取扱いとしては、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。法人については、法人税額を課税標準として一定率を課税する法人税割と資本金等の額により課税される均等割があるが、法人税割は収益関連税であるため、固定的経費としないが、均等割については損金経理がされている場合、毎年継続して一定額が課税されるものであるため、固定的経費とする。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合、法人税割については収益として加算する。)
		事業税	×	事業税は、税務上、必要経費として損金経理することが認められているが、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合には収益として加算する。)
		不動産取得税	×	不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		自動車税	○	自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		軽自動車税	○	軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるものであるため、固定的経費とする。
		固定資産税	○	固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日(1月1日)をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		都市計画税	○	都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じく毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
②	基本料金			
		電気・ガス・水道	△	電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予測されるものであるため、固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合には、固定的経費としない。
		電話等	△	固定電話の基本料は、休業期間中も解約しないことが一般的であるので、基本料を固定的経費とするが、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、必要となる局預け工事費（別途補償を行うこと）及び基本料のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。また、携帯電話及びインターネット等の基本料についても、休業期間中に解約することは一般的ではないことから固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合及び携帯電話の附加機能である定額通信料等のオプション料金のうち不要と判断される（解約、再契約をすることで料金体系上不利となる場合を除く）場合は、固定的経費としない。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
③	減価償却費及び維持管理費			
		有形固定資産	△	<p>建物、構築物及び機械装置等を「有形固定資産」という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより、摩耗、劣化及び損傷し、やがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。その際、資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間（1ヶ年）以内であれば、その期の費用となるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もり、その総償却額を各年度に割当てることが行われることになる（これを「減価償却」といい、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。）。減価償却は、本来、期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。</p> <p>したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、減価償却費については全額を固定的経費とする。</p> <p>ただし、休業期間中に、対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。</p>
	無形固定資産	○	<p>営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及びソフトウェア等を「無形固定資産」といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損益計算を正しく行うためのものであり、営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用であるから、固定的経費とする。</p>	

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		繰延資産	△	<p>繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費の5つがあり、科目により期間は若干異なるが、企業会計上は定額法により償却しなければならない。そのため、固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外となる。</p> <p>ただし、本来の営業活動に関係し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として損金経理した開発費等については、固定的経費とする。</p>
		修繕費	×	<p>修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用で軽微な費用の支出をいい、その効果が1会計期間（1ヶ月）以内に消滅するものである。また、費用の支出が一定額を超え資産の価値を増し耐用年数を延長するものについては、資本的支出となり減価償却の対象となるため、耐用年数に応じて償却しなければならない。</p> <p>したがって、修繕費については、休業期間中は営業をしていないため、建物及び機械等の修理をする必要はなく、固定的経費としない。</p>
		保守料	○	<p>施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等で企業が所有する機器等の保守点検等のため休業期間中も継続的に支出される費用については、固定的経費とする。</p>
④	土地・建物等の賃借料			
		土地・建物等の賃借料	△	<p>借地、借家等の賃借料については、直接の移転対象となる建物等も含め、休業期間中も継続して賃借し、賃借料を支払うことが一般的である場合は、固定的経費とする。</p> <p>ただし、営業を行う上で不要と判断されるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑤	機械器具賃貸借料		△	電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは、固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。
⑥	借入金利子	借入金利子	△	借入金については、長期と短期のものがあり、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものを「長期借入金」といい、工場や土地などの固定資産を購入する際など会社の成長のための投資をする場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金であり、休業期間中も継続して支出される経費である。一方、1年未満のものを「短期借入金」といい、短期間の資金繰りに使用する場合などが多く、流動的な借入金であり、休業期間中に返済したり、借入内容を変更することが可能である。 以上のことから、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものについては固定的経費とし、1年未満のものについては固定的経費としない。
		割引料	×	割引料は、銀行等に手形を割引いたときに支払う一定の利息であり、営業上の取引関係から必要に応じてその都度発生する費用であり、営業休止中は営業取引は行われないので、固定的経費としない。
⑦	法定福利費		○	法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用であり、毎年固定して支出されるものであるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑧	福利厚生費	親睦補助費	△	<p>毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合等であれば、每期継続して支出される費用であるので、固定的経費とする。</p> <p>しかし、会議費のように不定期に発生する費用については、固定的経費としない。</p>
		賄費等	△	<p>企業が所有する寄宿舍・寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。</p> <p>また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続的に支出される費用については、固定的経費とする。なお、残業時の夜食代等は、不定期に発生する費用で継続性がないことから、固定的経費としない。</p>
		保健医療費	△	<p>毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。</p> <p>しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用については、固定的経費としない。</p>
		祝金等	△	<p>祝金等で、必要に応じて不定期に支出される臨時的な費用については、固定的経費としない。</p> <p>ただし、毎年行われている創業記念、永年勤続記念等の費用については、固定的経費とする。</p>

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		施設管理費	△	企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は、固定的経費とする。
⑨	広告宣伝費	看板、新聞等	△	看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般 PR 雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、捨て看板等の継続性のない臨時的に支出されるものについては、固定的経費としない。
		チラシ等	△	チラシ、PR 用品、景品等に要する費用については、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるため、固定的経費としない。 ただし、広告用カレンダー、広告用手帳等で、毎年継続して広告のために支出される費用については、固定的経費とする。
⑩	保険料	火災保険料	△	建物、設備及び商品等に掛ける保険料については、目的物が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている保険料を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、保険の対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		自動車保険	○	自動車損害賠償責任保険も任意の自動車保険も共に、保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている自動車保険料を固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		生命保険	○	法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば、固定的経費とする。
⑪	諸会費		△	<p>同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費については、休業期間中も継続して支出が予測される費用であるため、固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、継続して支出している場合は、固定的経費として取り扱う。</p> <p>ただし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等については、固定的経費としない。</p>
⑫	定期刊行物等		△	<p>研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、休業期間中に継続して購入する必要がない日刊新聞、雑誌等については、固定的経費としない。</p>
⑬	顧問料		△	<p>税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で、契約により継続して費用の支出が予想されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等については、固定的経費としない。</p>
⑭	賞与			
		従業員賞与	○	従業員の賞与については、利益の配分的要素が強いものの、社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されているものであるため、固定的経費とする。



番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		役員賞与	△	<p>役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。</p> <p>したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。</p>

# 居住者調査積算要領

## 第1章 調査

(居住者調査)

第1条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第86号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第87号）を作成するものとする。

なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとする。

## 第2章 積算

(仮住居等補償金の積算)

第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表（様式第88号）を作成するものとする。

一 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般屋内動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出すること。

二 仕様書第81条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、調査職員の指示による工法とすること。

三 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。

四 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。

五 1平方メートル当たり月額標準家賃は、標準書によること。

六 月額現在家賃は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。

七 仮住居補償期間は、当該建物の移転工法に基づき、標準書により求めること。

八 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示により行うこと。

九 端数処理は、第4号に定めるところにより算出した面積について小数点第1位を四捨五入すること。

十 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。

(動産保管料の積算)

第3条 受注者は、別記14第1条により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般屋内動産で仮住居に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、動産保管料等算出表(様式第88号)を作成するものとする。

(家賃減収補償金の積算)

第4条 受注者は、移転を要する建物に借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住している場合で調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより当該建物の所有者に係る家賃減収補償金算定表(様式第89号)を作成するものとする。

- 一 使用種別は、住家・店舗等、当該建物の主たる利用目的を記入すること。
- 二 建物延面積及び貸家延面積については、建物調査及び居住者調査の成果に基づく面積とすること。
- 三 家賃減収補償期間は、当該建物の移転に要する期間とし、第2条第7号に定める仮住居補償期間によること。
- 四 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

(借家人補償金の積算)

第5条 受注者は、移転を要する建物に借家人が居住している場合で、調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより、当該借家人に係る借家人補償金算定表(様式第90号)を作成するものとする。

- 一 賃貸借契約において返還されないことと約定されている一時金及び返還されることと約定されている一時金に係る補償額の算出については、調査職員の指示によること。
- 二 家賃差補償については、次による。
  - イ 借家面積は、居住者調査の成果に基づく面積とすること。ただし、借家面積を補正する場合は、調査職員の指示による。
  - ロ 1平方メートル当たり標準家賃及び補償期間は、調査職員の指示によること。
  - ハ 現在家賃は、当該借家人に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

(移転雑費補償金の積算)

第6条 受注者は、次表に定めるところにより、移転雑費補償金算定表(様式第91号)を作成するものとする。

算定区分	算定方法
算定方法	<p>1 移転雑費補償金の算定は、標準書により関係人ごとに行う。</p> <p>2 本条における算定は、土地、建物、工作物及び居住者関係の各成果に基づいて行う。</p> <p>3 各算定に係る建物の移転工法は、調査職員の指示する工法とする。</p>
補償項目	<p>本条における補償項目は、移転先選定費、法令上の手続費、転居通知費・移転旅費、その他の雑費、就業不能損失額の4項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出表（様式第91号）により算定する。</p> <p>1 移転先選定費 移転先選定費算出表</p> <p>2 法令上の手続費 法令上の手続費算出表</p> <p>3 転居通知費・移転旅費その他の雑費 転居通知費・移転旅費その他の雑費算出表</p> <p>4 就業不能損失額 就業不能補償額算出表</p>
移転先選定費	<p>移転先選定の方法は、宅地建物取引業者に依頼して選定する方法（以下「業者選定」という。）と建物等の所有者及び借家人又は基準運用第24第1項に掲げる土地等の所有者、借地人若しくは耕作者が自ら選定する方法（以下「自己選定」という。）とし、その区分は次のとおりとする。</p> <p>業者選定 取得又は使用しようとする土地等が都市計画法第5条に定める都市計画区域内にある場合で、次に掲げるものとする。</p> <p>①建物の敷地であるとき。</p> <p>②基準運用第24第1項(1)に掲げる土地であるとき。</p> <p>自己選定 業者選定以外の場合とする。</p>

算定区分	算定方法
移転先選定費	<p>1 自己選定の場合は、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{交通費及び日当} \times \text{補償日数} = \text{移転先選定に要する費用}</math> </div> <p>(1) 交通費及び日当は、標準書による。  (2) 補償日数は、標準書による。</p> <p>2 業者選定の場合で建物等の所有者の場合は、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{仮住居選定に要する費用} + \text{移転先（土地）選定に要する費用} + \text{交通費及び日当} = \text{移転先選定に要する費用}</math> </div> <p>(1) 仮住居選定に要する費用は、第2条による仮住居補償を行う場合に計上するものとし、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{仮住居の1月当たり借賃} \times 0.5 = \text{仮住居選定に要する費用}</math> </div> <p>イ 仮住居の1月当たり借賃は、第2条により算定した仮住居の1月当たり借賃とする。  ロ 借家人のみが負担する慣習がある地域は、0.5を1とすることができる。（3(2)において同じ。）</p> <p>(2) 移転先（土地）選定に要する費用は、次式により算定する。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{土地等の価額} \times \text{報酬率} = \text{移転先（土地）選定に要する費用}</math> </div> <p>イ 土地等の価額は、調査職員の指示する額とする。  ロ 報酬率は、標準書による。</p> <p>(3) 交通費及び日当は、標準書による。</p> <p>3 業者選定の場合で借家人又は借間人の場合は、次の(1)又は(2)による。</p> <p>(1) 第2条による仮住居補償を行う場合は、2の(1)に準じて算定した額に交通費及び日当を加えて算出する。  (2) 第5条による借家人補償を行う場合は、次式により算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{移転先の1月当たり借賃} \times 0.5 + \text{交通費及び日当} = \text{移転先選定に要する費用}</math> </div>

算定区分	算定方法
移転先選定費	<p>イ 移転先の1月当たり借賃は、第5条により算定した移転先の1月当たり借賃とする。</p> <p>(3) 交通費及び日当は、標準書による。</p>
法令上の手続費	<p>法令上の手続費に要する費用は、次の1から5までに掲げる項目のうち必要とされる費用の合計額とし、それぞれ標準書により算定する。</p> <p>1 建築基準法第6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の確認申請手数料</p> <p>2 建築物の設計監理に要する費用は、建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年度国土交通省告示第15号）に基づく費用とする。</p> <p>3 建物の登記に要する費用</p> <p>4 土地に関する登記費用（当該土地について権原の登記がなされている場合において、当該権原が所有権のときは移転の登記に、その他の権利のときは抹消及び設定の登記に要する費用）は、登記に必要な登録免許税額と司法書士に対する委託報酬額の合計額とする。</p> <p>(1) 登録免許税は、次式による。</p> <p>イ 所有権の移転の登記及びその他の権利の設定の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{登録免許税額}</math> </div> <p>ロ その他の権利の抹消</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">1個につき1,000円</p> </div> <p>(2) 司法書士に対する委託報酬額は、標準書による。この場合における課税標準額は、上記(1)イと同額とする。</p> <p>5 法令上の手続のための交通費及び日当等は標準書による。</p>
転居通知費・移転旅費、その他の雑費	<p>転居通知費・移転旅費、その他の雑費に要する費用は、基本額と加算額の合計額とし、それぞれ次による。</p> <p>1 基本額は、標準書による。</p> <p>2 加算額は、次の(1)～(3)までに掲げる項目のうち必要とされる費用の合計額とし、それぞれ標準書により算定する。</p>

算定区分	算定方法
転居通知費・ 移転旅費、そ の他の雑費	<p>(1) 建物の移転又は移転先の確保（従前と同種の権限に限る。）のための契約に要する費用。この場合における建物の移転に伴う契約金額は、基準等並びに別記6及び7に基づき算定した当該建物の補償総額とし（2種以上の移転工法が採用されている場合は、移転先選定費の算定における2(2)イで指示した土地等の価額とする。</p> <p>(2) 建築祭儀費（地鎮祭、上棟式、建築祝）に要する費用</p> <p>(3) 移転（引越）のための交通費及び日当</p>
就業不能損失額	<p>建物等の所有者及び借家人又は基準運用第24第1項に掲げる土地等の所有者、借地人若しくは耕作者が移転先の選定等のため就業できないことにより通常生ずる損失の補償額（就業不能損失額）は、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{平均労働賃金（日額）} \times \text{補償日数} = \text{就業不能損失額}</math> </div> <p>1 平均労働賃金（日額）及び補償日数は、標準書による。</p> <p>2 建設予定地の補償日数は、再築に係る日数（移転先）の範囲で実態に応じて計上するものとする。</p> <p>3 次の(1)～(3)までに掲げる項目については、調査職員が指示するときに算定する。</p> <p>(1) 工作物</p> <p>(2) 資材置場等</p> <p>(3) 農地</p>
端数処理	<p>算定の過程において生じる金額の端数については、円未満を切り捨てることとし、各種別ごとの合計額については、100円未満を切り捨てる。</p>

# 動産調査積算要領

## 第1章 調 査

(動産調査)

第1条 受注者は、調査区域内の動産について、次の各号に定めるところにより調査を行い、動産調査表(様式第92号)を作成するものとする。

一 動産を次の種類に分類すること。

- イ 屋内動産
- ロ 営業用屋内動産
- ハ 一般屋内動産
- ニ 一般屋外動産(営業用屋外動産を含む。)
- ホ ピアノ

二 屋内動産とは、通常の生活に必要な家財道具類をいい、動産調査表には、屋内動産と記載すること。

なお、所要台数の決定は次表によるものとする。

住居面積	15㎡未満	15㎡以上 30㎡未満	30㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 75㎡未満	75㎡以上 105㎡未満
2トン積貨物自動車台数	1台		1台		1台
4トン積貨物自動車台数		1台	1台	2台	2台

住居面積	105㎡以上 140㎡未満	140㎡以上 180㎡未満	180㎡以上	摘 要
2トン積貨物自動車台数		1台		
4トン積貨物自動車台数	3台	3台	4台	

注(1) この表は家族人員5名以内の場合又は家族人員が5名を超え、かつ、住居面積が50平方メートル未満の場合に適用するものとし、家族人員が5名を超え、かつ、住居面積が50平方メートル以上の場合については、5名を超え3名を増すごとに2トン積貨物自動車1台を加算(加算したことにより2トン積貨物自動車が2台となるときは、4トン積貨物自動車1台に置き換えるものとする。)して適用するものとする。この場合において、人員に3名未満の端数が生ずるときは3名として計算するものとする。

(2) 住居面積は、移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延面積とする。



三 営業用屋内動産については、陳列ケース又は商品等の品名及び縦、横、高さの寸法を調査したうえ、その体積を算出すること。

なお、重量物については、併せて重量を調査すること。

四 一般屋内動産とは、農機具、据付けをしていない機械等、家財道具類以外の動産で、屋内で保管を要するものをいい、調査方法は、営業用屋内動産と同様とすること。

五 一般屋外動産とは、木材、砂利、据付けをしていない庭石等、屋外における保管が可能なものをいい、調査方法は、営業用屋内動産と同様とすること。

六 ピアノについては、種別及び階別に調査すること。

七 貨物自動車台数は、動産の種類ごとに集計したうえ、4トン車換算で0.5台未満は2トン車、0.5台以上は4トン車を計上すること。なお、台数の決定は、体積で調査したものについては、積載容量14立方メートル＝4トン、7立方メートル＝2トンとし、重量で調査したものについては、別途適当と認められる所要台数を求めること。

八 動産の集計は、屋内動産と営業用屋内動産は屋内動産として、一般屋内動産と一般屋外動産は一般動産として行うこと。

なお、この場合において、仮住居において保管を要すると認められる一般動産については、( )内書き等により容易に区分することができるよう集計すること。

## 第2章 積 算

(動産移転料の積算)

第2条 受注者は、動産調査の成果に定めるところにより、標準書に基づいて動産移転料算定表(様式第93号)を作成するものとする。ただし、倉庫等に保管された一般動産及び家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は4kmとする。

2 別記13第2条の規定による仮住居等を経由して移転するときは、仮移転加算額として前項の額を計上するものとする。

なお、この場合において、動産移転料算定表のうち一般動産移転料の台数欄には、仮移転加算を計上する数量を( )内書き等により区分して表示するものとする。

## 事業認定申請書等作成要領

### (通則)

第1条 事業認定申請書等の作成業務については、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### (業務の施行)

第2条 削除

### (事業認定申請書の作成)

第3条 受注者は、土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「建設省令」という。)で定める様式に従い、次の事項を記載した事業認定申請書を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

2 前項第4号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第3条各号の一に該当するものに関する事業であること。
- 二 事業計画の概要及び目的
- 三 事業の認定の申請に至った用地交渉の概略及び土地所有者等の概数
- 四 収用又は使用しようとする対象物

### (事業計画書の作成)

第4条 受注者は、次の事項を記載した事業計画書を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 前項第1号に掲げる事業計画の概要については、全体計画及び起業地計画について、事業の目的及び内容並びに工事計画等について具体的に記述するものとする。

3 第1項第4号に掲げる事業の施行を必要とする公益上の理由については、当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該工事を施行した場合の社会的又は経済的な利益を具体的に記述するものとする。

4 第1項第6号に掲げる起業地を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由については、他の地点との比較設計等の引用などにより、起業地の選定が適正である旨及びその理由等を具体的に記述するものとする。

(起業地及び事業計画等を表示する図面の作成)

第5条 受注者は、起業地及び事業計画を表示する図面として、次の図面を作成するものとする。

- 一 起業地の位置を表示する図面
- 二 起業地を表示する図面
- 三 事業計画を表示する図面
- 四 横断図
- 五 縦断図
- 六 その他必要な図面

(手続の保留の申立書の作成)

第6条 受注者は、調査職員の指示により建設省令で定める様式に従い、次の事項を記載した手続の保留の申立書を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
  - 二 事業の種類
  - 三 収用又は使用の手続を保留する起業地
- 2 前項第3号に掲げる起業地の表示については、前条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用し作成するものとする。

(関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面)

第7条 受注者は、事業が関連事業であるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面として、次の書面を作成するものとする。

- 一 関連事業計画書
  - 二 管理者との協議書案
  - 三 関連事業を表示する図面
- 2 前項第1号に掲げる関連事業計画書は、本体事業計画書中に、関連事業の事業計画を記載するものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる関連事業を表示する図面は、第5条第2号及び第3号に掲げる起業地を表示する図面を併用して作成するものとする。

(法4条地等の調査)

第8条 受注者は、関係官公署及び事業所等において起業地内に存する次の各号の施設等を調査し、かつ、調査結果に基づき現地において確認するものとする。

- 一 法第4条に規定する土地等の所在地及び現に供している事業（施設）の種類並びに供している土地の面積、管理者等
- 二 土地利用について法令の規定による制限の土地等の区域及び法令条項
- 三 事業の施行に関して行政機関の許可又は認可等を必要とする土地等の区域及び法令条項

(法4条地等の調書の作成)

第9条 受注者は、前条の調査結果に基づき、起業地内に前条各号に掲げる土地等が存する場合には、前条各号ごとに土地に関する調書を作成するものとする。

(法4条地等を表示する図面の作成)

第10条 受注者は、第8条の調査結果に基づき、起業地内に同条第1号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について色分け着色し、かつ、番号を付して明確に表示するものとし、同条第2号及び第3号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地の範囲について符号を付して明確に表示するものとする。

- 2 法第4条に定める土地等を表示する図面は、第5条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用するものとする。
- 3 法第4条に定める土地等の判断については、事業認定申請の時点とする。

(管理者等の意見照会文書案の作成)

第11条 受注者は、起業地内に第8条各号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について各管理者ごと又は当該権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第4号又は第5号又は第6号に規定する意見書を求めるため意見照会文書案を作成するものとする。この場合において、起業地に編入される土地の範囲等を明らかにした図面を添付するものとする。

(関連事業に関する意見照会文書案の作成)

第12条 受注者は、本体事業の施行に関連して必要となる事業が存する場合は、当該施設に関し権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第3号に定める意見書を求めるための意見照会文書案（添付図書を含む。）を作成するものとする。

(土地面積及び主な物件の概数積算)

第13条 受注者は、実測平面図及び第5条第2号の図面等に基づき、起業地内のすべての土地等の面積及び主な物件の概数を積算するものとする。

(成果品)

第14条 事業認定申請書は、第3条から第13条までにより作成した図書等を取りまとめて、取り出すことが可能な方法により1冊に製本するものとする。

(作成部数)

第15条 事業認定申請書の作成部数は、協議用資料及び添付書類並びに参考資料等については3部とし、本申請図書は起業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に4を加えた部数の写しとする。

(裁決申請書の作成)

第16条 受注者は、法第40条第1項で定める裁決申請書を建設省令第16条の規定により作成するものとする。

(裁決申請書の添付書類の作成)

第17条 受注者は、法第40条第1項各号で定める添付書類を建設省令第17条の規定により作成するものとする。

(明渡裁決申立書の作成)

第18条 受注者は、法第47条の3で定める明渡裁決申立書を建設省令第17条の6の規定により作成するものとする。

(参考資料の作成)

第19条 受注者は、裁決申請書及び明渡裁決申立書の参考資料を調査職員の指示により作成するものとする。

(作成部数)

第20条 裁決申請書及び明渡裁決申立書の作成部数は起業地の存する市町村の数の合計に4を加えた部数とし、参考資料は4部とする。

## 写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)

第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対象物	標準枚数	撮影箇所等	
(第5章) 土地評価	同一状況地域	1	近隣地域及び類似地域の全体並びに用途的特性が把握できること。	
	標準地 事例地等 公示地等	2	画地の全体及び街路状況並びに隣接地の状況が把握できること。	
(第6章) 建物等の調査	全景	2	撮影方向は2方向からとする。 調査区域の概況が容易に把握できること。 数枚に分割して撮影したときは接続すること。	
	建物	<b>建物の状況等に応じて適宜</b>	建物が存在する周囲の状況が把握できること (中景)。 全景(四方からの外部及び屋根)。 各室並びに造作、建築設備及び建物附随工作物等 建物の主要な構造部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるもの。	
	機械設備	1	機械設備の全景を撮影する。	
		3 (台)	個々の機械の概要が把握できること。 写真撮影が困難なものについては姿図を作成すること。	
	生産設備	1	生産設備の全景を撮影する。	
		2 (設備)	当該設備の概要が把握できるもの。	
	工作物	標準書の単価が適用できるもの	1	種類ごとにその全景
		標準書の単価が適用できないもの	2	特殊工作物とその他の工作物については、種類ごとにその全景と構造の概要が把握できること。
	立竹木	標準書の単価が適用できないもの	1	種類ごとにその全景
		標準地調査を行ったもの	1	標準地とした区域の樹木等の概要が把握できること。
面積調査を行ったもの		1	調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。	

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等
(第6章) 建物等の調査	庭 園	2	当該庭園の概要が把握できるもの。 庭園の中にある工作物、立竹木については、上記 工作物、立竹木を準用する。
	墳 墓	1	全景
		1	所有者ごとに墳墓の構造の概要が把握できるもの。 墳墓内にある工作物、立竹木については、上記工 作物、立竹木を準用する。
(第7章) 営 業 調 査	営業商品の陳列状況 生産の稼働状況 原料及び生産品等	3	それぞれの状況等が容易に分かること。
(第7章) 動 産 調 査	一 般 動 産	3	営業用一般動産については、種類等が容易にわか ること。
		1	上記以外の一般動産については、種類等が容易に わかること。
	屋 内 動 産	2	住居面積標準台数表により補償額を算定するこ とが著しく実情に合わない認められるもの
(第9章・ 第11章) 予 備 調 査 再 算 定	上記対象物について、それぞれ準用する。ただし調査職員が枚数等について指示し た場合は、この限りでない。		
(第14章) そ の 他	調査職員の指示により上記に準じて行う。		

(撮影位置等)

第2条 写真台帳には、写真を撮影した付近の物件配置図の写し又は見取図等を添付し、仕様書第70条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(記載事項)

第3条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 撮影者の氏名及び押印
- 二 撮影年月日
- 三 対象物件の所有者又は管理者（土地評価については、事例地等の番号、用途地域等）
- 四 その他必要と認められる事項

## 土地調書及び物件調書作成要領

### (土地調書の作成)

第1条 受注者は、仕様書第29条から第51条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第103号）を作成するものとする。

- 一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人（土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。
- 二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。
- 三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。
- 四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。

### (物件調書の作成)

第2条 受注者は、仕様書第58条から第80条及び第94条から第97条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第104号）を作成するものとする。

- 一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、物件所有者の住所又は所在地及び関係人（物件に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に物件所有者の氏名又は名称を記入すること。  
この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。
- 二 物件の所在地については、各種の調査表に基づき、これを土地調査表及び実測平面図により確認して記入すること。
- 三 事業者の資産について事業用資産と家事用資産の区分等が生ずる場合は、備考欄に「事業用」、「家事用」、「共用」の別を記入すること。
- 四 物件の種類、形状寸法、単位及び数量については、次に掲げるところにより記入すること。

物件の種類	種類	形状寸法	単位	数量
建物	構造及び用途	—	m <sup>2</sup>	建物延面積
工作物	工作物調査表による。	同 左	同 左	同 左
動産	動産	—	式	1
	ただし、ピアノについては、「ピアノ」と表示する。	—	台	動産調査表による。
立竹木	立竹木調査表の樹種欄による。	立竹木調査表による。	同 左	同 左
墳墓	石塔	—	基	墳墓調査表による。
	墳墓工作物については、工作物調査表に準ずる。	同 左	同 左	同 左



## 地盤変動影響調査算定要領

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 この要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知)第2条(事前の調査等)第5号(建物等の配置及び現況)、第4条(損害等が生じた建物等の調査)及び第7条(費用の負担)の調査算定に適用するものとする。

### 第2章 建物等の調査算定

#### 第1節 数量等の処理

#### (建物等の計測)

第2条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

#### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第3条 建物等の調査図面に表示する数値は、第2条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

#### (計算数値の取扱い)

第4条 建物等の費用負担額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常

使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（費用負担額算定調書に計上する数値）

第5条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第2条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物等の面積は、第3条第2項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第4条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第6条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

- 一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て
---

二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。

三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価は、100 円未満切り捨てとする。

四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て
---

## 第2節 建物等の調査

（調査）

第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。

- 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行うものとする。

（事前調査における一般的事項）

第8条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
  - 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面
  - 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
  - 四 その他 第12条の調査書及び図面の作成に必要な事項
- 2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

（事前調査における損傷調査）

第9条 第8条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基礎
  - 二 軸部
  - 三 開口部
  - 四 床
  - 五 天井
  - 六 内壁
  - 七 外壁
  - 八 屋根
  - 九 水回り
  - 十 外構
- 2 基礎についての調査は、次により行うものとする。
    - 一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
    - 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
    - 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
    - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
  - 3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。
    - 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
    - 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
    - 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
    - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

- 4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
  - 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
  - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
  - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 5 床についての調査は、次により行うものとする。
  - 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
  - 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
  - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
  - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
  - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
  - 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について第8項に準じて行う。
  - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等

の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

(写真撮影)

第10条 第9条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 一 カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード(デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。)を使用する。
- 二 事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。
  - イ 四方からの外部及び屋根
  - ロ 各室
- 三 第9条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
  - イ 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
  - ロ 損傷名及び損傷の程度(計測)
  - ハ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

(事後調査における損傷調査)

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条の定めるところにより調査するものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第8条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

第3節 調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表(様式第1)
- 四 建物等調査書(平面図・立面図等)(様式第2)
- 五 損傷調査書(様式第3)
- 六 写真集(様式第4)

(事前調査書及び図面)

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。

二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。

イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。

ロ 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。

三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。

四 建物等調査書（平面図、立面図等）は、第8条及び第9条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。

イ 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。

ロ 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。

ハ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。

二 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度によりイ、ロ及びハに準じて作成する。

五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

六 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、様式第3及び様式第4に所定の記載を行ったうえでファイルする。

（事後調査書等の作成）

第14条 事後調査を行ったときは、第12条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第12条第1号及び第2号については異同を明示し、同条第3号から第6号までについては事前調査成果を転記し、第13条に準じて調査書及び図面を作成するものとする。

第4節 建物等の算定

（費用負担の要否の検討）

第15条 費用負担の要否の検討は、事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

(費用負担の内容)

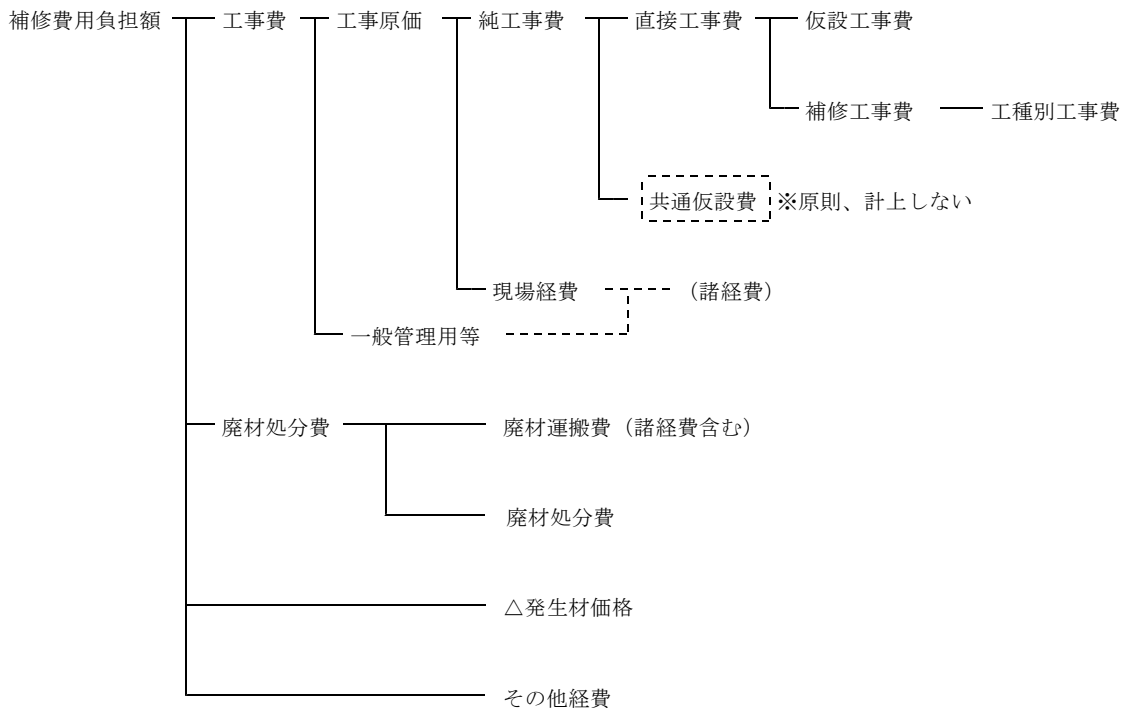
第16条 費用負担の内容は、次により判断するものとする。

- 一 費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。
- 二 前号により負担する原状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。
  - イ 建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって原状回復を行う方法）
  - ロ 建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正したうえ上記イの補修をすることによって原状回復を行う方法）
  - ハ 建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記イロに掲げる方法によっては原状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって原状回復を行う方法）

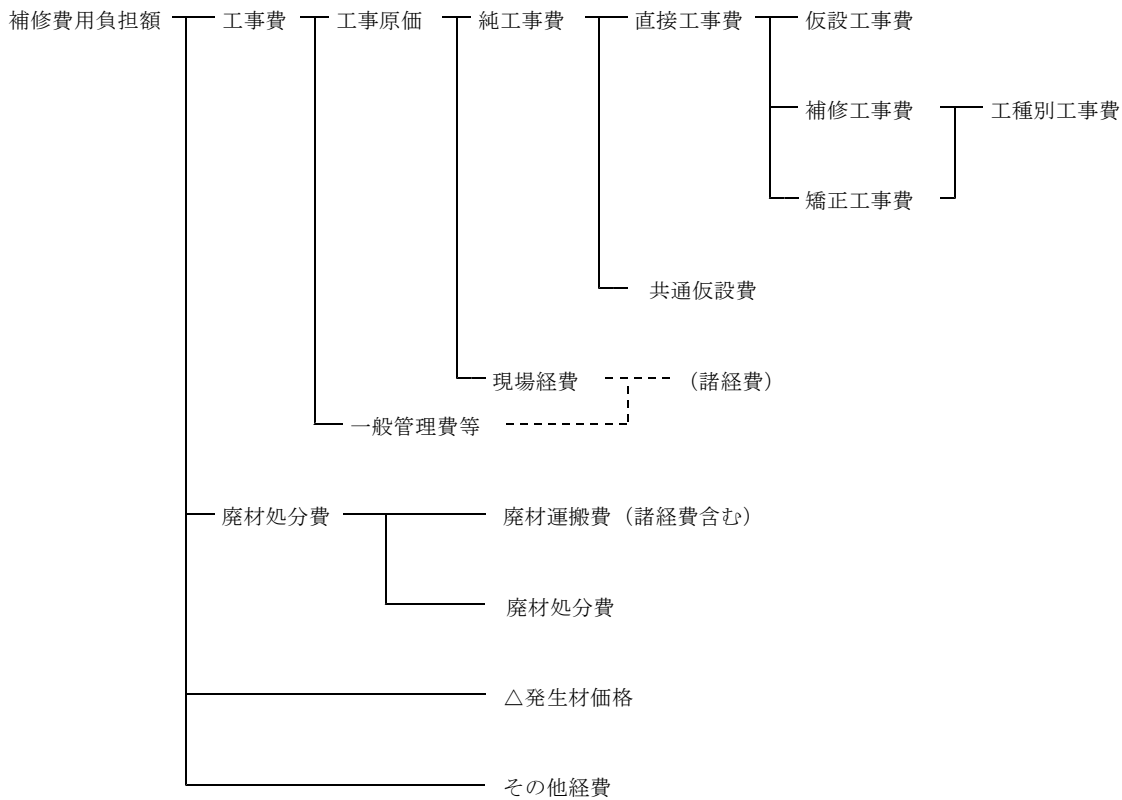
(費用負担額の構成)

第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

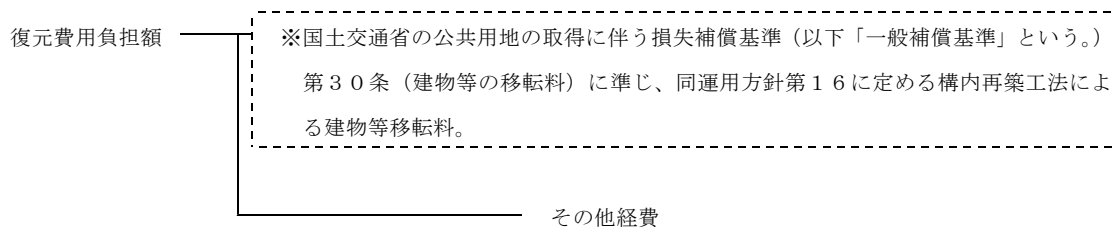
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）及びその他費用

二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒



償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（算定単価）

第18条 費用負担額の算出に用いる単価は、発注者が定める物件移転等標準書（以下「標準書」という。）の単価によるものとする。ただし、標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第19条 工種別工事費算出の数量等は様式第2及び様式第3に基づくものとする。

（仮設工事費）

第20条 仮設工事費は、工種別工事の内容に応じた通常必要な直接仮設項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

（補修工事費）

第21条 補修工事費は、次の各号に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。なお、補修の方法と範囲については、別表1修復基準を標準とする。

一 土工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

二 地業工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

三 基礎工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。なお、基礎工事費は、第4号の「コンクリート工事費」、第5号の「型枠工事費」及び第6号の「鉄筋工事費」の複合工事費である。

イ 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

ロ 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

ハ 基礎クラック補修

$$\text{工事費} = \text{クラック長} \times \text{単価}$$

四 コンクリート工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

五 型枠工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

六 鉄筋工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ 鉄筋・加工組立

$$\text{工事費} = \text{施工重量} \times \text{単価}$$

- ロ 溶接金網敷  
工事費＝施工面積×単価
- 七 鉄骨工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 鉄骨加工・組立・建方  
工事費＝施工重量×単価
  - ロ アンカーボルト埋込  
工事費＝施工本数×単価
  - ハ クローラクレーン使用料  
工事費＝施工時間×単価
  - ニ トラック使用料  
工事費＝施工日数×単価
- 八 組積工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ コンクリートブロック積  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ ブロック積塀・笠木  
工事費＝施工長×単価
  - ハ 目地切れ補修  
工事費＝施工長×単価
- 九 防水工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ アスファルト防水  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ シーリング  
工事費＝施工長×単価
- 十 屋根工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
  - イ 日本瓦葺  
工事費＝施工面積×単価
  - ロ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（5枚まで）  
工事費＝施工箇所×単価（一式）
  - ハ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（6枚以上）  
工事費＝屋根瓦葺ズレ補修（5枚まで）＋施工面積×単価
  - ニ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺補修（10㎡まで）  
工事費＝施工箇所×単価（一式）
  - ホ 日本瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）  
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
  - ヘ 日本瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価
  - ト 洋瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）  
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
  - チ 洋瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価

- 十一 石工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 十二 タイル工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 床磁器質タイル  
工事費＝施工面積×単価  
ロ 目地切補修  
工事費＝施工長×単価
- 十三 左官工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 床モルタル塗  
工事費＝施工面積×単価  
ロ 外壁等亀裂充てん  
工事費＝施工長×単価
- 十四 木工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 床ラワン合板張  
工事費＝施工面積×単価  
ロ 木造ころばし床組補修（補足材使用）  
工事費＝施工面積×単価
- 十五 金属工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 軒どい  
工事費＝施工長×単価  
ロ 集水器〔じょうご〕  
工事費＝施工箇所×単価  
ハ 軒どい補修  
工事費＝施工長×単価
- 十六 建具工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 木製建具調整  
工事費＝建具箇所×単価  
ロ アルミドア調整  
工事費＝建具面積×単価
- 十七 ガラス工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 十八 塗装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 合成樹脂調合ペイント  
工事費＝施工面積×単価  
ロ オイルステイン塗（細物）  
工事費＝施工長×単価
- 十九 内外装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 二十 設備工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
イ 屋外給水配管  
工事費＝施工長×単価

ロ 立水栓

工事費＝施工箇所×単価

ハ 非水洗半底便器

工事費＝施工箇所×単価

ニ セパレート型・エアコン

工事費＝施工箇所×単価

二十一 工作物工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ 掘用コンクリート基礎

工事費＝施工長×単価

ロ 土間コンクリート叩き

工事費＝施工面積×単価

ハ 土間コンクリートクラック補修

工事費＝施工長×単価

二十二 解体工事費は、必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ コンクリート布基礎解体

工事費＝施工長×単価

ロ 玉石基礎解体

工事費＝施工箇所×単価

ハ コンクリート撤去

工事費＝施工体積×単価

ニ 鉄骨解体

工事費＝施工重量×単価

ホ 床・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

ヘ 内装・タイル張撤去

工事費＝施工面積×単価

ト 天井クロス張撤去

工事費＝施工面積×単価

チ 外壁・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

リ 屋根・かわら撤去

工事費＝施工面積×単価

ヌ 防水層撤去

工事費＝施工面積×単価

ル 建具撤去（木製）

工事費＝建具枚数×単価

ヲ 建具撤去（金属製）

工事費＝建具面積×単価

ワ 水洗和風便器撤去

工事費＝施工箇所×単価

- カ セパレート型・エアコン撤去  
工事費＝施工箇所×単価
- コ 掘用コンクリート基礎撤去  
工事費＝施工長×単価
- ク 土間コンクリート叩き撤去  
工事費＝施工面積×単価

(矯正工事費)

第22条 木造建物（土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物に限る。）に関する矯正工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出するものとする。ただし、土台、柱等の構造部又は基礎に係る従前の損傷が拡大した場合で、従前の状態、拡大の程度等を勘案して必要と認められるときは、適正に定めた額を減額するものとする。

一 沈下矯正工事費

$$\text{工事費} = P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$$

P 沈下矯正工事単価（円／㎡）・・・標準書の単価による。

A 建築面積（㎡）・・・・・・・・・・矯正を必要とする建物の建築面積とし、同一の所有者で複数の建物の場合は個別に算定する。

α 規模補正率・・・・・・・・・・（表－1）による。

β 2階建補正率・・・・・・・・・・（表－2）による。

B 工法係数・・・・・・・・・・（表－3）による。

γ 作業環境補正率・・・・・・・・・・（表－4）による。

C 施工面積補正率・・・・・・・・・・（表－5）による。

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費（基礎コンクリート打ち増し費等）  
・・・・・・・・・・「第21補修工事費」中の「三 基礎工事費」、  
「四 コンクリート工事費」及び「二二 解体工事費」等に基づき求める。

(留意事項)

注－1 沈下矯正工事に伴い次の補修工事が必要となる場合は、「第21条補修工事」の各項目に基づき補修工事費として算定すること。

- ・土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設費
- ・基礎面と一体仕上げとなっている内外壁の補修費
- ・給排水設備（機器又は配管）等の補修費

注－2 沈下矯正工事単価には、次の仮設工事費が含まれている。

- ・基礎の解体・新設等に伴う遣り方、墨出し

規模補正率（ $\alpha$ ）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表－１）

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.15	1.04	1.00	0.93	0.87	0.76	0.61

注) 前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

2階建補正率（ $\beta$ ）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表－２）

建築面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

工法係数（B）は、次表の工法の区分に対応した率とする。

（表－３）

工 法	判断基準	係数
A工法	根がらみを設置し、建物全体を仮受けして沈下修正する場合 （基礎部分に損傷が見られ、基礎の全部又は一部について新設する必要があると認められる場合、沈下量が概ね5 cm以上あり、建物全体の平衡を確保する必要がある場合など）	1.00
B工法	根がらみを設置することなく、沈下した部位のみを矯正する場合 （沈下量が概ね5 cm未満であり、基礎自体には損傷がない場合又は基礎コンクリートの打ち増し等部分補修による場合など）	0.68

作業環境補正率（ $\gamma$ ）は、次表の作業環境の区分に対応した率とする。

（表－４）

作業環境	判断基準	係数
I	建物の全周囲に作業スペース（概ね1.0m以上）を確保することが可能であり、かつ、1階に畳の部屋を有するなど、1階床の撤去・復旧が容易な建物の場合	1.00
II	I及びIII以外の場合（建物の一辺の一部で作業スペース（概ね1.0m以上）が確保できない場合など）	1.15
III	建物の一辺全てに全周囲に作業スペース（概ね1.0m以上）が確保できない場合で、工事が建物内の建物下となる場合	1.30

注) B工法を採用する場合は、原則として、当該補正は考慮しないものとする。ただし、建物の周囲に作業スペースが確保できない等により、ほとんどの作業が建物内からの作業となることが予想されるような場合にあっては、作業環境II（補正率 1.15）を限度として補正することができるものとする。

施工面積補正率（C）は、次表の損傷区分に対応した率とする。

（表－５）

損傷区分	判断基準	補正率
I	建物の四隅に沈下が認められる建物	1.00
II	建物の三つの隅で沈下が認められる建物	0.75
III	建物の二つの隅で沈下が認められる建物	0.50
IV	建物の一つの隅で沈下が認められる建物	0.25

注) ① この表によることが適当でないと認められる場合は、別途沈下修正を要する面積を算出し、建築面積で除することにより、施工面積補正率を算出するものとする。

② A工法を採用する場合は、当該補正率の考慮を要しない。

## 二 柱の傾斜矯正工事

工事費＝施工本数×単価

## 三 敷居の隙間矯正工事

工事費＝施工箇所×単価

## 四 土台の取替え工事

工事費＝ $U \times m + V$

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価

・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積（m<sup>2</sup>）・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 土台の取替え工事費（円）・・・標準書の単価による。

## 五 柱の根継ぎ補強工事

$$\text{工事費} = U \times m + V$$

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価

・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m<sup>2</sup>)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 柱の根継ぎ補強工事費 (円)

・・・標準書の単価による。

2 前項以外の建物等の矯正工事費については、別途、個別見積等により算出するものとする。

### (共通仮設費)

第23条 建物の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しないものとする。

2 建物の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、原則として、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率} (3\%)$$

3 工作物の損傷箇所を補修する方法及び構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、計上しないものとする。

### (諸経費)

第24条 建物等の損傷箇所を補修する方法による場合及び建物等の構造部を矯正する方法による場合の諸経費は、原則として、純工事費に別表2諸経費率を乗じて算出するものとする。

### (廃材処理費)

第25条 補修又は矯正工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 廃材運搬費 廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。
- 二 廃材処分費 廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。
- 三 廃材等の数量 補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

### (発生材価格)

第26条 発生材価格は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

### (その他経費)

第27条 その他経費は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第76号）第40条に準じて、建物等の原状回復に伴う仮住居選定に要する費用、就業できないことにより生ずる損失の補償額等、必要となる経費を計上するものとする。



(費用負担額の算定)

第28条 建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、様式第5により算定するものとする。

別表1 修復基準

損傷の発生箇所	修復の方法と範囲	
	損傷が新たに発生したもの	従前の損傷が拡大したもの
外 壁	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。ただし、ちり切れにあつては、発生箇所を充てんする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の仕上げ材で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
内 壁 天 井	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。ただし、発生箇所が納戸、押入れ等の場合又はちり切れの場合にあつては、発生箇所を充てんする。 経過年数が10年未満の建物及び維持管理の状態がこれと同程度と認められる建物で発生箇所が納戸、押入れ等以外の居室等の場合は、当該居室等のすべての壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の材料で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
建 具	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。
タイル類	目地切れの場合にあつては、発生箇所の目地詰めをし、亀裂又は破損の場合にあつては、発生箇所を従前と同程度の仕上げ材で張り替える。ただし、浴室、台所等の水を使用する箇所で漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。 玄関回り等で亀裂又は破損を生じた場合は、張り面のすべてを従前と同程度の仕上げ材で張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんする。ただし、発生箇所が浴室、台所等の水を使用する箇所で損傷の拡大により漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。
コンクリート叩	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整正する。ただし、損傷が著しい場合は、必要な範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整正する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、必要最小限の範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。
屋 根	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は、従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。
衛生器具	従前と同程度の器具を新設する。	器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲を補修する。ただし、補修では回復が困難と認められる場合は、従前と同程度の器具を新設することができるものとする。
そ の 他	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。

別表2 諸経費率

純工事費（百万円）	諸経費率（％）	純工事費（百万円）	諸経費率（％）
10 以下	24.9	55 を超え 60 以下	18.9
10 を超え 12 以下	24.2	60 を超え 70 以下	18.4
12 を超え 14 以下	23.6	70 を超え 80 以下	18.1
14 を超え 16 以下	23.1	80 を超え 90 以下	17.7
16 を超え 18 以下	22.7	90 を超え 100 以下	17.5
18 を超え 20 以下	22.3	100 を超え 120 以下	17.0
20 を超え 22 以下	22.0	120 を超え 140 以下	16.6
22 を超え 24 以下	21.7	140 を超え 160 以下	16.2
24 を超え 26 以下	21.5	160 を超え 180 以下	15.9
26 を超え 28 以下	21.2	180 を超え 200 以下	15.7
28 を超え 30 以下	21.0	200 を超え 250 以下	15.2
30 を超え 35 以下	20.5	250 を超え 300 以下	14.7
35 を超え 40 以下	20.1	300 を超え 350 以下	14.4
40 を超え 45 以下	19.7	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	19.4	400 を超え 500 以下	13.6
50 を超え 55 以下	19.1	500 を超えるもの	13.3

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

### 建物等調査一覧表

工 区		工 期		事前調査		調査年月日		自 至		年 月 日		事後調査		調査年月日		自 至		年 月 日	
工 事 名		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者	
調査 番号	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等の概要	用 途	経過 年数	延 べ 面 積	事 前 調 査		申 出 年月日 調 査 年月日	申出に対する調査結果	応 急 復 旧 の 有 無	事 後 調 査		費 用 負 担 の 要 否	備 考				
							損傷の 有 無	損傷の概要				損傷の 有 無	損傷の概要						
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	
		-----																	

別記18-20

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

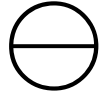


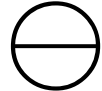


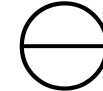
様式第4

別記18-23

( 写 真 貼 付 )

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

建物等の費用負担額算定書

所在地				整理番号		
建物所有者			電話	算定年月日		
法人代表者				採用単価		
所有者住所				用途		
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	構造概要		
	共通仮設費 ※建物の構造部を補正する方法の場合のみ $[A] \times 3\% = [B]$		純工事費 $[A] + [B] = [C]$	諸経費 $[C] \times \text{率} = [D]$ $[F] \times \text{率} = [G]$	工事費 $[C] + [D] = [E]$	
直接工事費計 [A]			%			
直接廃材運搬費 [F]					廃材運搬費 $[F] + [G] = [H]$	
廃材処分費 [I]	発生材価格 [J]	その他経費 [K] (消費税対象額)	消費税等相当額 $([E] + [H] + [I] + [K]) \times \text{率} = [L]$	費用負担額 $[E] + [H] + [I] - [J] + [K] + [L]$		
		( )				
工種	算定内訳				直接工事費	
<b>1. 仮設工事費</b>					計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>2. 補修工事費</b>					計	
<b>(1) 土工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(2) 地業工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(3) 基礎工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(4) コンクリート工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額



<b>(5) 型枠工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(6) 鉄筋工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(7) 鉄骨工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(8) 組積工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(9) 防水工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(10) 屋根工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(11) 石工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(12) タイル工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(13) 左官工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(14) 木工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額

<b>(15) 金属工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(16) 建具工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(17) ガラス工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(18) 塗装工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(19) 内外装工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(20) 設備工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(21) その他工事費(工作物等)</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(22) 解体工事費(上記補修工事費に必要な解体)</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>3. 矯正工事費</b>					計	
<b>(1) 沈下矯正工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ <small>〔沈下修正工事単価〕〔建築面積〕〔規模補正率〕〔2階建補正率〕〔工法係数〕〔作業環境補正率〕〔施工面積補正率〕〔基礎費〕</small>					
	$\times (\quad \times \quad \times \quad) \times (\quad \times \quad) \times \quad +$					

<b>(2) 柱の傾斜矯正工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(3) 敷居の隙間矯正工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(4) 土台の取替え工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金 額
計算式	$\begin{array}{l} U \quad \times \quad m \quad + \quad V \\ \text{〔根がらみ 1㎡当たりの土台補強工事単価〕} \quad \text{〔根がらみ施工面積〕} \quad \text{〔土台の取替え工事費〕} \\ \hline \times \quad + \end{array}$					
<b>(5) 柱の根継ぎ補強工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金 額
計算式	$\begin{array}{l} U \quad \times \quad m \quad + \quad V \\ \text{〔根がらみ 1㎡当たりの土台補強工事単価〕} \quad \text{〔根がらみ施工面積〕} \quad \text{〔柱の根継ぎ補強工事費〕} \\ \hline \times \quad + \end{array}$					
<b>(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額